# 岐阜大学大学院医学系研究科
# 設置の趣旨等を記載した書類

国立大学法人東海国立大学機構

令和８年　月

# 目　次

Ⅰ 設置の趣旨及び必要性 ..... 2
Ⅱ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 ..... 7
Ⅲ 教育課程の編成の考え方及び特色 ..... 8
Ⅳ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 ..... 14
Ⅴ 基礎となる修士課程・博士前期課程との関係 ..... 21
Ⅵ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合 ..... 22
Ⅶ 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施 ..... 23
Ⅷ 入学者選抜の概要 ..... 26
Ⅸ 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色 ..... 29
Ⅹ 研究の実施についての考え方、体制、取組 ..... 33
ⅩⅠ 施設・設備等の整備計画 ..... 34
ⅩⅡ 管理運営 ..... 36
ⅩⅢ 自己点検・評価 ..... 39
ⅩⅣ 情報の公表 ..... 41
ⅩⅤ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 ..... 44

# Ⅰ　設置の趣旨及び必要性

## １．岐阜大学医学系研究科・医学部の沿革

東海国立大学機構の構成大学である岐阜大学は洗練された「人が育つ場」の中で、社会を牽引し、未来を創造しうる「学び，究め，貢献する」人材の輩出を使命とし、高度な専門職業人の養成に主眼を置いた教育に加え、教育の基盤としての質の高い研究、地域に根ざした国際化を展開している。

岐阜大学医学部看護学科は、医療・福祉を取り巻く環境の変化を背景とし、多様な社会的要請の高まりを受け、平成 12（2000）年に開設された。これまでに 1,800 人以上の看護職を輩出し、県内外の医療機関、行政機関、教育機関等幅広い領域で広く活躍している。大学院教育においては、平成 17（2005）年に岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）を設置し、研究能力・教育能力・マネジメント能力を統合した臨床や地域、教育現場においてリーダー的役割を担うことができる看護専門職の養成を行っており、令和 7（2025）年 3 月末現在 110 名の修了生を輩出している。

## ２．全国の看護系大学・看護系大学院の現状

我が国の看護系大学は、令和 6 （2024）年度に 286 校となり、平成 3（1991）年度の 11 校から 30 年余りで 26 倍に増加した。近年は増加のペースがやや緩やかになっているものの、依然として増加傾向にある。看護系大学院も令和 6（2024）年度には 209 校となり、令和 2（2020）年度の 186 校から 23 校増加しており今後もさらなる増加が予測される。

一方、看護系大学・大学院における教員数は、日本看護系大学協議会と日本私学看護系大学協議会が共同実施した「看護系大学に関する実態調査の年次比較（2018－2022 年度）」によると、令和 2（2020）年 9,227 人をピークに令和 4（2022）年 9,049 人と 2 年間で 178 人減少しており、増加する大学数に比して教員数の充実は進んでいないのが実情である。また、教員の年齢構成において 40 代以上が全体の 83.2%以上を占めている。このような年齢偏在は、今後の教員の退職・交代期において教育の質保証に影響を及ぼすことが懸念され、教員の確保とその質保証が喫緊の課題となっている。

さらに、同調査によると、看護系教員の博士号取得者数は徐々に増加しているものの、博士号取得率は依然として 41.0%と半数に満たず、教育者としての専門性に加え、研究力を兼ね備えた人材の養成は急務である。

## ３．岐阜県の地域特性と学術的ニーズ

我が国においては、急速な人口減少及び超高齢社会の進行により、地域の実情や特性に応じた医療提供体制の再構築が急務とされる。岐阜県においても、地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築及びこれを担う看護系人材の養成は、喫緊の課題である。

また、岐阜県は面積が全国で7番目に広く、県土の約 8 割を森林が占める自然豊かな地域である。都市部と山間地域・へき地が混在するという地理的特性を有し、保健医療サービス、医師や看護職の地理的偏在も顕著である。さらに、深刻な人口減少と超高齢化が進展している地域であり、今後は医療や介護を必要とする人の増加が見込まれる一方で、ケアを担う保健医療系人材の減少が予測されている。このような状況を見据え、地域で暮らす人々の健康寿命の延伸、住み慣れた地域で最期まで尊厳を持って生活できるよう支援することが、看護職には求められている。そのためには、地域住民、自治体、多機関・多職種との共創を基盤とし、AI や ICT などの先端技術を活用したイノベーションの推進が一層重要となる。

しかし、岐阜県内の看護系大学は9校あり、表1のとおり、近隣 10 県中では愛知県に次いで 2 番目に多いが、現在、岐阜県唯一の博士後期課程を有する大学は岐阜県立看護大学1課程、入学定員は 2 名であり、急増する看護系大学教員の確保と質保証の課題は解決されていない。特に岐阜県内で就労中の社会人にとっては、岐阜県外への進学は地理的・時間的制約が障壁となると想定されるため、岐阜県内においても博士後期課程進学への需要は高いと考えられ、全国同様に教員の確保や教育水準の維持・向上が課題である。

**表1　近隣 10 県の看護系大学数一覧**

| | 県名 | 大学数 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 愛知県 | 16 校 | 名古屋大学,愛知県立大学,名古屋市立大学,愛知医科大学,<br>藤田医科大学,中部大学,日本赤十字豊田看護大学,<br>豊橋創造大学,人間環境大学,日本福祉大学,一宮研伸大学,<br>名古屋学芸大学,金城学院大学,名古屋葵大学,修文大学,<br>椙山女学園大学 |
| 2 | 岐阜県 | 9 校 | 岐阜大学,岐阜県立看護大学,岐阜保健大学,中京学院大学,<br>岐阜医療科学大学,岐阜協立大学,岐阜聖徳学園大学,<br>中部学院大学,朝日大学 |
| 3 | 静岡県 | 6 校 | 浜松医科大学,静岡県立大学,聖霊クリストファー大学,<br>順天堂大学,東都大学,常葉大学 |
| 4 | 長野県 | 6 校 | 信州大学,長野県看護大学,長野保健医療大学,佐久大学,<br>清泉大学,松本看護大学 |
| 5 | 石川県 | 5 校 | 金沢大学,石川県立看護大学,公立小松大学,金城大学,<br>金沢医科大学 |
| 6 | 三重県 | 4 校 | 三重大学,三重県立看護大学,鈴鹿医療科学大学,<br>四日市看護医療大学, |
| 7 | 福井県 | 4 校 | 福井大学,福井県立大学,敦賀市立看護大学,福井医療大学 |
| 8 | 滋賀県 | 3 校 | 滋賀医科大学,滋賀県立大学,聖泉大学 |
| 9 | 山梨県 | 3 校 | 山梨大学,山梨県立大学,昭和医科大学 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10 | 富山県 | 2 校 | 富山大学,富山県立大学 |

**４．岐阜大学に博士後期課程を設置する理由**

我が国では、人口減少に加え、少子・超高齢多死社会において、保健・医療・介護ニーズは増大し、複雑かつ高度化している。このような看護課題に対応するには、科学的根拠に基づいた看護の実践が求められる。地域や臨床の現場で生じる事象や看護課題を科学的に捉え、体系的かつ科学的に分析する高度な研究能力を有する人材への需要は高く、その養成は社会的にも求められている。そのため、本学では、看護学の専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律して解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材を養成する（添付資料 1）。

本学が令和 7（2025）年 8 月に実施した博士後期課程に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）（添付資料 2・3）では、岐阜県内の医療機関等及び東海 3 県（岐阜県、愛知県、三重県）に所在する看護系大学等の管理者の 48.5%から自施設に博士の学位取得者が「現時点で非常に必要」「将来的には必要」との回答があり、博士号を取得した人材の活躍が求められている。

さらに、令和 7（2025）年 5 月 1 日現在の東海 3 県における国公私立の看護系大学院博士後期課程の収容定員充足率は、図 1 に示すとおりいずれも 100%を超えていることから、博士後期課程に対する進学ニーズは高いことが窺える。

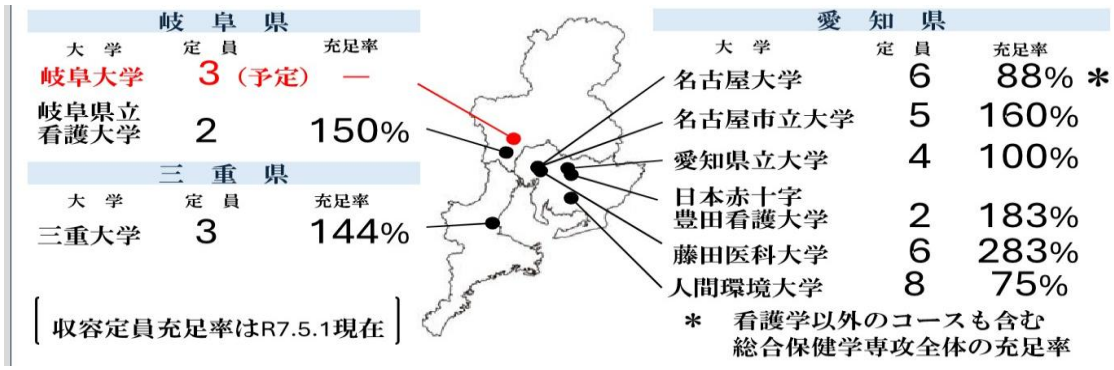



**図１ 東海３県における看護系博士後期課程の入学定員と収容定員充足率**

また、岐阜県看護協会から本学に対して、「社会が直面する医療現場の課題を多角的に分析し、その解決に向けた新たな看護実践モデルを考察し、それらを医療現場に還元、かつ改革できる高度な看護職の養成」のために博士後期課程を期待する旨の要望書が出されており社会的要請も明確である（添付資料４）。

以上のことから、全国的にも岐阜県内においても看護系大学院博士後期課程に対する進学者のニーズは高く、博士号の取得により高度な専門知識と研究力を兼ね備えた人材を養成することは国立大学法人である本学の社会的責務であると考える。本学はこれまでも、地域連携を重視した教育・研究活動を推進してきたが、今後は新たに設置する博士後期課程

（以下、「本課程」という。）を通じて、実践と研究の両面から地域の課題解決に貢献できる、高度な研究能力を備えた人材の養成を目指す。このような人材は、地域医療構想の推進や「地域包括ケア※」システムの構築に加え、地域の健康レジリエンス強化においても、極めて重要な役割を果たすと考える。

※あらゆる健康レベルとライフステージにある人々が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための支援

## ５．養成する人材像と修了後の進路

近年、看護系大学・大学院においては看護教員の不足が課題となるとともに、地域や臨床の現場で生じる事象や保健医療の課題を科学的に捉え、体系的に分析できる高度な研究能力を有する人材の重要性も一層高まっている。加えて、岐阜県においては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの創出、さらにこれらを担う看護系人材の養成が喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、本課程では、看護学の知見を基盤として、教育・研究及び地域や臨床など多様な場や機会において理論と実践を融合し、地域包括ケアシステムの創出・改革など保健医療に関わる課題の解決を担う人材を養成することを目的とする。具体的には、看護系大学・大学院で看護学の教育・研究を先導する教員や医療・保健・福祉機関等で組織を牽引する専門職として活躍することが期待される人材に共通して必要な能力として、複雑化・高度化する保健医療の課題を科学的に捉え、事象や課題の構造を明らかにし、体系的かつ科学的に分析する高度な研究能力を養成する。この研究能力は、現代社会の複雑な健康課題の解決に向けて、医療機関の枠を超え、在宅や地域社会における継続的な地域包括ケアシステムの創出・改革とその発展に寄与することが期待されるものである。

本課程で養成する人材は、看護学の知の創出と教育の質向上を担う研究者・教育者として、学生や看護職の養成を通じて看護学の発展に貢献する。また、臨床や地域の現場においては、高度な専門性と研究的視点に基づき実践を主導し、エビデンスに基づく看護の質の向上や組織の変革を推進する役割が期待される。

すなわち、本課程は、学術的知見の創出と次世代養成を担う教育・研究能力と、地域・臨床現場における実践的課題の解決を牽引する専門職としての能力を併せ持つ人材の養成を目指すものである。

### （１）養成する人材像

博士後期課程を設置し養成する人材像は以下のとおりである。

「看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材」

このような人材を養成するために、博士後期課程では３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を設定した（添付資

料５）。

**（２）博士後期課程修了後の進路及びその見通し**

博士後期課程の修了者には、教育・研究及び地域や臨床など多様な場や機会において、看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題に対して自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与することが期待されている。

まず、本課程には、看護系大学や高等教育研究機関における教育・研究職に従事する者が進学することが想定される。本学の修士課程修了者の多くは看護系大学の教員として活躍しており（添付資料６）、こうした人材からの進学が期待される。ニーズ調査においても、東海３県に所在する看護系大学等の看護系教員のうち 28.3%が博士学位の取得が「現時点で非常に必要」「将来的には必要」と回答しており、さらに「現時点で非常に必要」「将来的には必要」「どちらともいえない」と回答した者のうち 43.2%から「進学したい」又は「将来進学を考えている」との回答があったことから、博士後期課程への進学ニーズが高いことが確認できた（添付資料２・3）。

一方、岐阜県内の医療機関等に勤務する看護職スタッフの 19.0%から「進学したい」又は「条件が整えば進学したい」との回答があり、地域の臨床の現場で活躍する看護職においても、博士後期課程への進学ニーズがあることが明らかとなっている。

また、同調査では岐阜県内の医療機関等及び東海３県に所在する看護系大学等の管理者の 48.5%が自施設に博士の学位取得者が「現時点で非常に必要」「将来的には必要」と回答していることから、医療現場や看護系大学等において、博士課程修了者の活躍に対する期待は高い。

さらに、進学者の多くは就労を継続し、社会人学生として入学することが想定され、修了後の進路についても現職を継続することが見込まれる。

## Ⅱ　研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学は、医学部看護学科を有しており、当該学科を基礎とする大学院医学系研究科看護学専攻修士課程を設置している。新たに博士後期課程の設置にあわせて、修士課程を博士（前期）課程に変更し、前期・後期の区分制博士課程として再組織することで一貫性をもった教育を行う。本課程は博士前期課程を基盤に、より高度な教育を行う課程として構築される。本課程では、看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる能力を備え、看護学の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

そのため、本研究科及び専攻の名称は、以下のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 研究科の名称 | 岐阜大学大学院医学系研究科<br>Graduate School of Medicine、 Gifu University |
| 専攻の名称 | 看護学専攻<br>Nursing |
| 課程の名称 | 博士後期課程<br>Doctoral Degree Program |
| 学位の名称 | 博士（看護学）<br>Doctor of Philosophy in Nursing |

## Ⅲ 教育課程の編成の考え方及び特色

### １．教育課程の編成の体系性

本課程では、博士前期課程における 2 領域 4 分野 10 専門分野を統合し「地域包括ケア看護学領域・地域包括ケア看護学分野」の 1 領域 1 分野体制を編成する。

本課程の教育研究の基盤となる「地域包括ケア」とは、あらゆる健康レベル及びライフステージにある人々が、住み慣れた地域において自分らしい生活を継続できるよう支援する枠組みであり、保健・医療・福祉の連携、多職種協働のもと、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期に至るまでの切れ目ない看護を実現するものである。この視座は、教育・研究及び地域や臨床など多様な場や機会において、地域包括ケアシステムの創出・改革など保健医療に関わる課題の解決を担う人材すべてに共通して求められる基盤的かつ重要なものである。さらに、我が国においては、超高齢社会の進展や疾病構造の変化、地域生活支援、在宅医療等の拡大を背景として、看護の対象や医療の場は医療機関内にとどまらず、在宅や地域へと広がり、直面する課題も横断的かつ複合的な性質を有している。このような状況に対応するためには、既存の専門分野を超えた統合的・横断的視点を育成することが必要であると考え、本課程では「地域包括ケア看護学領域」において、分野横断的な教育・研究を推進するものである。

これにより、本課程では、複雑な保健医療の課題に対応し得る創造的・学際的研究が可能となり、個別専門分野に限定されない統合的かつ俯瞰的な研究視点を身につけることができる。そのため「地域包括ケア看護学領域」では、理論と実践を統合し学際的かつ独創的な研究を推進する体制を整えるものである。

本教育課程は、看護学の知の創出を担う研究者・教育者の養成と、臨床や地域において高度な専門性と実践力をもって課題解決を主導する看護職業人の養成の双方を目的として編成されている。このため、学術的理論や研究方法論の修得を通じて教育・研究能力を体系的に涵養するとともに、実践の場で生じる課題を研究的に探究し、その成果を現場へ還元できる能力の育成を重視している。

さらに、本課程は、博士前期課程との体系的な連動を図っており、博士前期課程では地域包括ケアに関する基礎知識及び理論を修得し、研究のプロセスの基本的能力の修得に重点を置く。一方、博士後期課程では、博士前期課程での学びを基盤に看護学の新たな知を創出し、社会に貢献する高度看護系人材を養成する体系的な教育課程を構築する。

また、教育・研究・臨床・地域など多様な場で働く看護職にとって、現場で生じた高度で複雑な課題やより良い看護実践のための課題を解決していくためには、研究への探求心を持って取り組んでいくことが不可欠である。

#### （１）修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本課程での教育目標は、「看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化す

る保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材を養成し輩出する」ことである。看護学の知を創出し教育・研究を先導する研究者・教育者の養成とともに、臨床や地域において高度な専門性と研究的視点をもって実践を主導し、保健医療の質向上に貢献する看護系人材の養成の双方が含まれている。

また、本課程の教育研究の基盤となる「地域包括ケア」は、あらゆる健康レベル及びライフステージにある人々を対象に、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期に至るまでの切れ目ない支援を、保健・医療・福祉の連携及び多職種協働のもとで提供するものであり、社会構造の変化も踏まえ、その実現には、従来の専門分野ごとに分かれた対応ではなく、横断的かつ複合的に課題を捉える視点が不可欠である。

このような地域包括ケアの実現においては、第一に、看護学の高度な専門知識と研究能力により、健康危機や高度化・複雑化する保健医療の課題を科学的に捉え、その構造を踏まえて分析することが必要となる。地域包括ケアの課題は生活環境や社会的要因を含めて複雑化しており、その全体像を的確に捉えるための体系的かつ科学的な分析が不可欠である。

第二に、保健・医療・福祉の主体と連携しながら課題解決を推進するためのリーダーシップ及びマネジメント能力が求められる。地域包括ケアは多職種協働によって成立するものであり、各主体の役割を理解しつつ、全体を統合して課題解決に導く能力が不可欠である。

第三に、教育・研究、地域や臨床といった多様な場において共通して求められる能力として、人を中心とした問題解決構造を踏まえつつ、データ解析、ICT、AI などの先端技術を活用し、新たなケアシステムを創出する能力が重要となる。分野横断的な知見や技術を統合することでイノベーションを創出し、その成果を社会に実装していく力が求められる。

このように、教育目標や地域包括ケアの実現には、「高度な専門知識と研究能力」、「リーダーシップ・マネジメント能力」、「イノベーション共創力」が必要であり、これらの能力を修得することを到達目標としてディプロマ・ポリシーを設定した。

【DP１】高度な専門知識と研究能力

高度化・複雑化した保健医療の課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案できる、高度な専門知識と研究能力

【DP２】リーダーシップ・マネジメント能力

様々な組織の運営や企画の立案において、地域包括ケアシステムを牽引する役割を果たせるリーダーシップ・マネジメント能力

【DP３】イノベーション共創力

人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AI などの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出するためのイノベーション共創力

**（２）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）**

岐阜大学大学院では、教育課程編成・実施の方針を次のとおり定めている。

> 岐阜大学大学院は、基盤的能力及び専門的能力を備えた高度な専門職業人を養成するため、以下の方針に基づいて到達目標を明確にした体系的な教育課程を編成し、点検・評価を通じた不断の改革に取り組みつつ実施する。
> ・社会に貢献できる高度な専門的知識・技能を培う
> ・深い見識と専門分野に立脚した見方・考え方を培う
> ・広い教養と高い倫理観に基づく社会的責任感を培う

本課程においては、上述の養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、岐阜大学大学院の教育課程編成・実施の方針に基づき、看護学の知見を基盤として、教育・研究及び地域や臨床など多様な場や機会において理論と実践を融合し、地域包括ケアシステムの創出・改革など保健医療に関わる課題の解決を担う人材に共通して必要な能力を養成するためのカリキュラム・ポリシーを設定した。具体的には、CP1 では、各学生が有する専門性を前提としつつ、個別の専門性のみでは地域包括ケアシステムの学修・研究には不十分であるとの認識に立ち、他の分野や関連領域の専門性に触れるとともに、行政や国際的な保健医療の動向、研究方法を体系的に修得させる。また、これらの知見を踏まえ、地域包括ケアシステム創出・改革に資する研究方法を学修する。

CP2 では、地域包括ケアシステムにおける課題解決が多職種協働を前提とするものであることを踏まえ、関係機関・職種との連携・調整に必要な交渉力、複雑な状況において研究を遂行するための判断力及び計画推進の方法、さらに計画を牽引するためのリーダーシップ及びマネジメント能力の修得を図る。

CP3 では、地域包括ケアの対象が、入院患者から地域で生活する者、乳幼児から高齢者、さらには終末期にある者に至るまで多様なライフステージ及び背景を有することを踏まえ、単一の分析手法に依拠するのではなく、ケア対象者の生活状況、社会的要因、制度的・文化的背景等を統合的に捉える分析方法を学修する。また、医療・保健分野に蓄積されるビッグデータをはじめとする多様なデータや ICT・AI 等の先端技術を活用し、潜在的な課題を可視化する方法を学修する。

CP4 では、博士後期課程において求められる自律的研究能力の育成を重視し、自ら課題を発見し、観察及び分析に基づいて問題の本質を捉え、自ら解決する方法を修得する。あわせて、研究成果を論文やプレゼンテーションを通じて社会に発信・還元するための方法を学修する。

また、このカリキュラム・ポリシーに基づき、科目を配置しており、学生が段階的に専門性・実践力・技術応用力を身につけられるよう、体系的に構成している（添付資料 7・8・9）。これにより、看護学の発展と社会的課題の解決に貢献できる人材の養成のために「特

別研究」を配置した。中でも看護の未来を担う創造的な人材の養成に資する科目を必修科目として位置づけている。単位数は合計１６単位とする。「特別研究」を除く専門科目は「看護学教育論」「看護学研究方法論」（各１単位）、「ヘルスケア・イノベーション特講」、「地域包括ケア看護学特講」「地域包括ケア看護学演習」（各２単位）の５科目、合計８単位を必修とする。また、選択科目として、「看護政策特講」「データサイエンス特講」「ヘルステック特講」（各１単位）の３科目から、研究課題に即して２単位以上選択し、研究課題に応じた文献検討や研究計画書の策定、倫理審査委員会への申請・承認後に研究を実施する。「特別研究」は研究計画の立案・研究の遂行・研究成果の発信に取り組むため、主研究指導教員等と十分な論議を必要とすることから、１年次から３年次にかけて取り組み、６単位必修とする。講義科目は１単位 15 時間とし、「地域包括ケア看護学演習」は２単位 60 時間とする。「特別研究」は、主研究指導教員・副研究指導教員１名を配置することで学修・研究環境を確保するとともに、十分な討議を重ねるため多くの時間を要することから６単位 180 時間とする。このように、研究者として自律できる能力と豊かな学識を育成するための、体系的な教育課程と段階的な研究指導が可能である。この体系的な教育課程と研究指導体制は、研究成果を教育や実践へと還元し、看護学の発展と保健医療の質向上に資する循環を創出できる人材の養成を可能とするものである。

なお、カリキュラム・ポリシーと科目の関連は以下のとおりである。

CP 1

| |
|---|
| 高度な専門知識を獲得し、多様な学問領域の理論と実践を統合し、包括的なケアシステムを構築する方法を学修する。 |

【科目】「看護学教育論」「看護学研究方法論」（各必修）

看護学と教育学の基礎理論や多様な学問領域の理論を統合し、カリキュラム開発，看護理論開発、教育方法開発の可能性の理解を深めるとともに、国内外の看護制度や教育の変遷・現状を踏まえ、看護学教育の方向性を探求する能力を養成する。さらに、探求する能力の基となる、量的・質的・混合研究法を含む多様な研究方法論を理論と実践の両面から学び、研究倫理に基づいた研究計画の立案、倫理的配慮、データ分析を自律して遂行する力を涵養する。

CP 2

| |
|---|
| 高度化・複雑化した保健医療の課題を地域包括ケアシステムの中で解決するために，リーダーシップ・マネジメント能力を発揮する方法を学修する。 |

【科目】「地域包括ケア看護学特講」（必修）、「看護政策特講」（選択）

地域包括ケアシステムの概念と構築に関する理論と実践を学び、地域特性や現代社会の課題を踏まえた俯瞰的視野を養うとともに、看護職の専門的役割や次世代のリーダーシップのあり方を検討する。また、保健・医療・福祉に関する政策課題を政策的視点から分析し、政策形成の理論的枠組みを理解することで、看護政策の動向や課題を多

角的に考察し、政策提言や参画に活かす応用力を涵養する。

CP 3

| |
|---|
| データサイエンスや、ICT、AI などの先端技術を活用し、多職種と協働して持続可能なケアシステムを創出する方法を探求する。 |

【科目】「ヘルスケア・イノベーション特講」（必修)、「データサイエンス特講」「ヘルステック特講」（各選択）

リアルワールドデータ・ビックデータの収集・分析・可視化を通じて健康課題の解決に資するエビデンスを創出する能力を涵養する。さらに、医療の質向上や患者中心のケアを実現するため、課題を構造化・可視化するとともに、医療・工学・経営の視点を統合し、革新的な解決策を共創できる高度な研究能力を養う。認知科学を基盤とするデザイン思考による共創的アプローチや、AI や IoT、ビッグデータなどの最新技術の動向を理解し、看護学の視点から応用可能性と課題を検討する力を育成する。

CP 4

| |
|---|
| 自律した研究者として研究を遂行し、研究成果を社会に還元していくための方法を学修する。 |

【科目】「地域包括ケア看護学演習」「特別研究」（各必修）

国内外の文献検討やフィールドワークを通じて研究課題を焦点化し、理論と実践を統合した研究デザインを構築する力を養うとともに、倫理的配慮を踏まえた研究計画の立案、データ収集・分析・解釈を自律して遂行する能力を涵養する。さらに、独創的で学術的意義の高い研究課題を設定し、博士論文として成果を公表することで看護学の発展に寄与する力を育成する。

また、本課程では、教育効果を確保するため、柔軟かつ体系的な履修制度（昼夜開講制や最大 6 年までの長期履修制度）を導入し、社会人学生が就労を継続しながら学べる環境を構築する。さらに、夜間・集中講義やオンライン授業（全科目対応）により、時間的制約のある学生にも対応する。多くは 1 年前期・後期に開講するが、3 年間又は長期履修制度を活用し、継続的かつ計画的な学修ができるよう、 2 年目以降にも履修が可能とする。

**２．課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導**

課程制大学院制度は、大学院教育を体系的・組織的に展開し、修了者に対して学位を授与する制度であり、単なる研究成果による学位授与（論文博士）ではなく、教育課程を通じて能力を育成し、学位取得に至るプロセスを重視する。本課程では、学修過程を体系化し、複数の科目を通じて、自律した研究者として養成できるよう、専門科目においても必須科目と選択科目を設定し、これらの学修を基盤として博士論文指導を行う教育課程を編成している。主研究指導教員と 1 名の副研究指導教員を配置することで学修・研究環境が確保され

ており、研究者として自律できる能力と豊かな学識を育成するための、体系的な教育課程と段階的な研究指導を行う。

このように、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導による体系的・組織的な教育の展開を通じて、保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材の養成を目指す。

### ３．教育課程の特色

本課程の教育課程は「地域包括ケア看護学領域・地域包括ケア看護学分野」の１領域１分野を設定している。大学での教育・研究や臨床等の場において課題を自律的に解決する研究能力を養う柱となっている。

この教育課程の特色は、理論と実践を融合させ、あらゆる看護実践の場に根ざした研究を推進することに加え、学内の研究科等と連携し、共同研究体制を構築することで学際的なカリキュラムで多角的な視野を養う点にある。また、先端技術を活用し、多職種と協働して持続可能なケアシステムを創出できることも特徴である。さらに、社会人学生の受け入れを想定し、夜間、集中講義、オンライン授業、長期履修制度を導入し、働きながら学べる環境を整備している。

# Ⅳ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

## １．教育方法に関する基本的な考え方

本課程は、ディプロマ・ポリシーに定めた「高度な専門知識と研究能力」、「リーダーシップ・マネジメント能力」、「イノベーション共創力」を統合的に涵養し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療課題に対して高い倫理観をもって自律的に解決策を導き出せる人材を養成することを目的とする（添付資料１）。

そのため、本課程では博士前期課程までに培われた看護学をさらに探究し、理論と実践の融合を基本理念として、講義・演習・ゼミナール等を組み合わせた課題解決型学修を展開する。授業は対面での実施を原則とするが、科目の特性や学生の事情に応じて、対面・オンライン・ハイブリッドによる授業を適切に使い分け、ICT や AI 等の先端技術を活用した多様なメディア教育を推進する。なお、岐阜大学では、岐阜大学学則第 38 条により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる（添付資料 10）。

また、地域の保健・医療・福祉機関や本学の医学系研究科の他専攻、工学研究科、地域科学研究科や社会システム経営学院など学内の研究科等と連携し、共同研究体制を構築することで、学際的かつ俯瞰的な教育を実現する（添付資料 11）。さらに、現職者・社会人学生にも対応できる柔軟な履修スケジュールや集中講義を導入し、生涯学習の観点から学修機会を保証する（添付資料 12）。これらにより、高度な研究能力と教育力を兼ね備え、看護学の発展に寄与する人材を養成する教育課程を編成する。

## ２．科目の配置

ディプロマ・ポリシーに定めた能力を養うため、看護学専攻の学生にとって有益性の高い科目を必修科目とする。具体的には、看護の専門性に基づき、学際的研究に必要な基盤能力を、「看護学教育論」や「ヘルスケア・イノベーション特講」、「地域包括ケア看護学特講」、「地域包括ケア看護学演習」における講義や演習により修得する。さらに、「看護学研究方法論」では、研究遂行を通じて方法論を深化させ、「特別研究」においては専門性の高い独創的研究の実施により看護学の発展に貢献する知見を創出し、研究を自律的に遂行できるようにする。

選択科目では、特講を配置し、自律した研究者として研究を遂行し、研究成果を社会に還元するための方法を学修するための基盤となる能力を、「看護政策特講」や「データサイエンス特講」、「ヘルステック特講」を通じて多職種と協働し、持続可能で多角的なケアシステムの創出方法を探求する。

**表２　履修科目一覧**

| 年　次 | 必修科目 | 選択科目 | 特別研究 |
|---|---|---|---|
| １年次 | 看護学教育論（前期）<br>看護学研究方法論（前期）<br>ヘルスケア･イノベーション特講（後期）<br>地域包括ケア看護学特講（通年） | 看護政策特講（前期）<br>データサイエンス特講（前期）<br>ヘルステック特講（後期） | 特別研究（開始）<br>中間審査 |
| ２年次 | 地域包括ケア看護学演習（通年） | | 特別研究（進捗状況発表） |
| ３年次 | | | 特別研究（最終発表） |
| 合計単位 | ８単位 | ２単位以上 | ６単位 |

本課程では、教育・研究及び地域や臨床において看護学の発展に寄与する人材に共通して必要な能力として、複雑化・高度化する保健医療の課題を科学的に捉え、事象や課題の構造を明らかにし、体系的かつ科学的に分析する高度な研究能力を養成するため、看護系大学の教員や地域の医療機関の看護職スタッフ、社会人経験のない学生のいずれであっても履修計画に違いはないが、自身の研究課題によって選択科目から 2 科目選択することになる。なお、長期履修制度を活用する学生については、柔軟に履修科目が選択できるように対応する（添付資料 13)。

本課程における各授業の単位認定は、「大学設置基準」第 21 条に定める 1 単位＝45 時間の学修量（授業外学修を含む）を基準として算定している。博士後期課程では、研究計画の立案、倫理審査申請、データ収集・分析、学会発表等、一連の高度な研究活動に相当の学修時間を要することから、本課程では、各科目の到達目標と研究プロセスの実態に基づき、必要な学修時間を精査したうえで単位数を設定している。

特に、博士後期課程における研究指導科目は、学生が主体的に研究を遂行し、新たな知見を創出することを目的としており、年間を通じて計画的かつ継続的に指導を受けながら研究活動に取り組む体制を整えている。学生が実際に投入する学修時間は、調査・分析など大部分が授業外時間で構成されるため、「大学設置基準」第 21 条に示される学修時間換算方式に照らしても、科目ごとの単位数は十分に妥当な水準である。

また、本課程では、指導教員複数名による指導体制を整備し、研究内容の妥当性・進捗・学修量について定期的に確認する機会（研究指導、中間報告、研究会等）を設けている。これにより、学生が単位に見合う学修時間を確保し、博士後期課程に求められる高度な研究能力を着実に修得することを保証している。

以上のことから、本課程における研究活動の単位認定及び単位数設定は、「大学設置基準」第 21 条の趣旨に基づき、学修量・研究内容・教育体制のいずれの観点からも妥当である。

### ３．履修指導

入学時のオリエンテーションにおいて、履修ガイダンスを行い、修得すべき科目を系統的かつ計画的に履修できるように指導を行う。本課程では１年度あたりの履修登録上限（CAP制）は設定しないが、研究活動との両立を考慮し、指導教員が履修計画を指導する。主研究指導教員が学生の履修指導を行い、当該学生の既修科目や研究内容を踏まえ、本課程で取り組む研究課題に応じた、効果的かつ専門的知識の修得を支援する。

主研究指導教員は、履修すべき科目について、学生個々の考えを確認し、履修計画が遂行できるように指導する。また、博士後期課程修了後の進路を見据えた指導を行う。仕事と学業の両立を支援するため、土日開講や集中講義を行い、修学環境を整える。3 年間での履修が困難な場合は、長期履修制度を活用し、4〜6 年で修了できるように指導する。なお、長期履修については、入学手続き時に申請できる。就学支援体制として、主研究指導教員は学修管理システムを用いた研究進捗管理を行うとともに、オンライン面談及び電子メールでの相談にも対応する。

**表３－１　３年の場合の履修モデル**

| 区分 | 授業科目 | 履修区分 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 専門科目 | 看護学教育論 | 必修 | 1 | | | | | | 1 |
| | 看護学研究方法論 | 必修 | 1 | | | | | | 1 |
| | ヘルスケア・イノベーション特講 | 必修 | | 2 | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学特講 | 必修 | 2 | | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学演習 | 必修 | | | 2 | | | | 2 |
| | 特別研究 | 必修 | 6 | | | | | | 6 |
| | 看護政策特講 | 選択 | | | | | | | |
| | データサイエンス特講 | 選択 | 1 | | | | | | 1 |
| | ヘルステック特講 | 選択 | 1 | | | | | | 1 |
| | 合計 | | | | | | | | 16 |

## 表３－２　４年の場合の履修モデル

| 区分 | 授業科目 | 履修区分 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 専門科目 | 看護学教育論 | 必修 | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 看護学研究方法論 | 必修 | 1 | | | | | | | | 1 |
| | ヘルスケア・イノベーション特講 | 必修 | | | | 2 | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学特講 | 必修 | 2 | | | | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学演習 | 必修 | | | 2 | | | | | | 2 |
| | 特別研究 | 必修 | 6 | | | | | | | | 6 |
| | 看護政策特講 | 選択 | | 1 | | | | | | | 1 |
| | データサイエンス特講 | 選択 | | | 1 | | | | | | 1 |
| | ヘルステック特講 | 選択 | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | 16 |

## 表３－３　５年の場合の履修モデル

| 区分 | 授業科目 | 履修区分 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | 5年次 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 専門科目 | 看護学教育論 | 必修 | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 看護学研究方法論 | 必修 | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | ヘルスケア・イノベーション特講 | 必修 | | | | 2 | | | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学特講 | 必修 | | | 2 | | | | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学演習 | 必修 | | | | | | 2 | | | | | 2 |
| | 特別研究 | 必修 | 6 | | | | | | | | | | 6 |
| | 看護政策特講 | 選択 | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| | データサイエンス特講 | 選択 | | | | | | | | | | | |
| | ヘルステック特講 | 選択 | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | 16 |

## 表３－４　６年の場合の履修モデル

| 区分 | 授業科目 | 履修区分 | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | 5年次 | | 6年次 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 専門科目 | 看護学教育論 | 必修 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 看護学研究方法論 | 必修 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | ヘルスケア・イノベーション特講 | 必修 | | | | 2 | | | | | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学特講 | 必修 | | | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| | 地域包括ケア看護学演習 | 必修 | | | | | | 2 | | | | | | | 2 |
| | 特別研究 | 必修 | | | 6 | | | | | | | | | | 6 |
| | 看護政策特講 | 選択 | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | データサイエンス特講 | 選択 | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | ヘルステック特講 | 選択 | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | | 16 |

## ４．研究指導

学生は、出願に先立ち、研究指導を希望する教員に対して面談を申し出るものとする。

面談に応じる研究指導教員は、自己の専門分野と学生の研究希望内容を確認し、研究指導の可否を判断する。学生は、希望する研究指導教員の同意を得たうえで、出願手続を行うものとする。研究指導は、主研究指導教員を中心に、副研究指導教員を加えた複数教員体制で実施する。主研究指導教員は原則、学生が出願時に申請があった教員とし、学生の学修歴、研究歴及び研究課題を踏まえながら、学生の履修指導及び学位取得に必要な研究指導を実施する。また、研究課題への研究指導が可能な副研究指導教員を１名配置し、主研究指導教員と副研究指導教員による複数教員指導体制を採用し、研究計画立案から学位論文完成までの一貫した支援を行う。さらに、学生の学修歴、研究歴及び研究課題に応じて、文献講読、研究会への参加その他の学修機会を設定し、看護学に関する専門知識を深化させるとともに、自律的に研究を遂行する能力を養成する。

副研究指導教員は主研究指導教員を補佐し、研究に関する助言を行う。具体的には、副研究指導教員は、研究の手法による分析を行う際に、分析の妥当性を高めるために、学生に対して、助言する。また、学際的な研究の場合、主研究指導教員は医学系研究科の他専攻、工学研究科、地域科学研究科や社会システム経営学院など、学内の研究科等と連携し、共同研究体制を構築する。このような教育方法により、学生が博士（看護学）として社会的責務を果たし、学術の発展と地域・国際社会の健康課題の解決に寄与できる能力を養う。研究指導科目として、特別研究（６単位）を設け、主研究指導教員及び副研究指導教員、科目担当教員が研究の進捗状況を把握し、評価しながら段階的に指導を行う。

１年次には、主研究指導教員は学生と協議して、研究指導計画書を作成する。国内外の文献レビューから研究課題を絞り込み、研究計画書を作成する。学生は、研究課題を絞り込み、主研究指導教員等による定期的な研究指導を受けて、研究計画書を作成し、中間審査において、厳格かつ透明性の高い審査を受ける。学生は審査の承認を得て、医学研究等研究倫理審査委員会による倫理審査を受審する。２年次以降も主研究指導教員等は学生と協議の上、研究計画書の作成等ができるよう、指導する。修了年度には、筆頭著者として、査読付きの学術誌（英文誌であればインパクトファクターがついているもの、和文誌であれば日本学術会議協力学術研究団体である学会誌）への投稿に向けて原著論文を完成し、受理又は掲載を目指す。

なお、ディプロマ・ポリシーに定める能力への到達度の評価指標は以下のとおりである。

① 高度な専門知識と研究能力

研究課題の設定から研究方法の選択、データの分析及び結果の解釈に至る一連の研究過程を主体的に遂行し、その成果を学術的に発信する能力について、学位論文審査及び最終試験（公開発表及び口頭試問）において総合的に評価する。

評価に当たっては、「研究課題設定の妥当性・独創性」、「研究方法の適切性」、「データ分析及び結果解釈の論理性」、「倫理的妥当性」、「看護学への学術的・実践的貢献」、「研究

成果の発信能力」を評価項目とし、ディプロマ・ポリシーに定める「高度な専門知識と研究能力」への到達状況を判定する。

各評価項目について、学位論文審査委員会が学位論文、公開発表及び口頭試問の結果に基づいて評価し、すべての項目について博士後期課程修了者として求める水準に到達していることを確認する。

なお、査読付き学術誌への原著論文に対する査読結果並びに受理又は掲載実績については、学外の専門家による評価を受けた実績として、学位論文審査及び最終試験による評価を補完する資料に位置付ける。

② リーダーシップ・マネジメント能力

研究活動、教育活動及び実践活動において、課題解決に向けた企画の立案や遂行に主体的に関与し、関係者と協働しながら活動を推進した経験を通じて評価する。

具体的には、研究計画の策定と遂行過程における調整や役割分担、共同研究や多職種連携への参画、教育・実践の場における企画・運営への関与等は、組織やチームの中で重要な役割を果たす能力を有することを示す指標となる。さらに、これらの活動において一定の成果を挙げていることは、リーダーシップ・マネジメント能力が身に付いていることを示す客観的根拠として位置付けられる。

③ イノベーション共創力

人を中心とした課題構造を理解した上で、データ解析や ICT 等の手法を適切に活用し、新たな知見や解決の方向性を見出すとともに、関係者と協働しながらそれを具体化する過程を通じて評価する。

具体的には、先端的又は多様な方法論を取り入れた研究の実施、新規性・独創性を有する研究成果の創出、ならびに対象者や多職種との協働による研究・実践の展開は、課題に対して新たな価値を創出する能力を示す指標となる。さらに、得られた研究成果が実践や今後の応用可能性として示されていることは、持続可能なケアの創出に資する能力が身に付いていることを示す客観的根拠として位置付けられる。

## ５．学位論文審査

学位論文の審査体制として、博士後期課程の研究指導教員を中心に構成する学位論文審査委員会を組織運営する。学位論文審査委員会は、構成員を 3 名（主査 1 名、副査 2 名）とし、主研究指導教員が推薦する。主査は、主研究指導教員を除く教授とする。審査委員のうち 2 名は、副研究指導教員以外の研究指導教員とし、口頭試問を経て判定する。審査には、研究テーマにより、外部有識者を加えることができ、透明性を確保する。なお、判定結果は記録・保存する。

## ６．修了要件

ディプロマ・ポリシーに定める能力を身に付けるため、所定の単位の修得、学位論文の提出、最終試験の合格が修了要件となる。

なお、具体的な修了要件は、下記のとおりである。

在 学 期 間：　3 年以上（原則として 3 年以上、優れた業績により 2 年で早期修了可）
単　位　数：　合計 16 単位以上（添付資料 8）
学位論文要件：　独創的で看護学の発展に資する研究成果を原著論文にまとめ、査読付き学術誌あるいは日本学術会議協力学術研究団体である学会誌に筆頭著者として受理又は掲載されること。

## ７．研究倫理審査体制

本学では、世界医師会によるヘルシンキ宣言の趣旨に沿い、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て研究を適正に推進するため、医学研究等倫理審査委員会を設置している。本委員会は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）に基づいて制定した「岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程」（令和 3 年度岐大規程第 10 号）（添付資料 14）に従い、審査における透明性を確保するため、本学ホームページ上(https://www.med.gifu-u.ac.jp/faculty/board/rinri/)に審議状況等を公開している。また、医学研究等倫理講習会を受講することが、倫理審査申請の要件となっている。

同規程に従い、審査における透明性を確保するため、厚生労働省「研究倫理審査委員会報告システム」に掲載し、審議状況等を公開している（添付資料 15)。また、医学研究等倫理講習会を受講することが、倫理審査申請の要件となっている（添付資料 16)。

## ８. 他大学における授業科目の履修等

国内外の大学院との単位互換制度はないが、高い研究能力を養うために、同一法人の名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻看護科学/名古屋大学医学部保健学科看護学専攻との連携を図り、研究室単位で、教員及び学生間でディスカッションを重ねて研究計画書を作成し、学位論文作成を支援する。

## Ⅴ 基礎となる修士課程・博士前期課程との関係

本専攻では、博士前期課程・博士後期課程とし一貫性のある大学院教育を提供する。現修士課程（博士前期課程）は、最先端の看護教育と研究を実現し、より高度な医療技術の取得を目指す大学院課程として設置され、看護学教育と実践看護学の 2 領域、4 つの分野、10 の専門分野で構成している。

**表 4　現行の修士課程（博士前期課程）との関係**

<table>
<tr><th colspan="3">修士課程（博士前期課程）</th><th>博士後期課程</th></tr>
<tr><th>≪特徴≫<br>領域</th><th>分野（専門分野）</th><th>≪修士課程の教育効果≫</th><th>≪教育目標≫<br>領域（分野）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">看護学教育<br>・看護の基盤</td><td>継続看護学教育<br>（継続看護学教育）</td><td rowspan="3">・多角的視点による看護学の探求<br>・基礎的研究能力の涵養</td><td rowspan="3">地域包括ケア看護学領域<br>（地域包括ケア看護学分野）<br>・多様な専門性を包括的に継承し発展</td></tr>
<tr><td>総合基礎科学<br>（生命機能学/総合科学）</td></tr>
<tr><td>実践看護学<br>・多様なライフステージと地域や臨床への対応</td><td>生涯発達看護学<br>（母性看護学/小児看護学/成人急性期看護学/成人慢性期看護学/老年看護学<br>地域健康支援看護学<br>（地域看護学/精神看護学）</td></tr>
</table>

博士前期課程（現行の修士課程）では、看護の基盤となる看護学教育に加え、小児から高齢者までの多様なライフステージや地域、臨床に対応した教育・研究体制を整えている。これにより、学生は自身の関心や専門性に応じて多角的な視点から看護学を探究し、基礎的研究能力を養うことができる。一方、博士後期課程では、博士前期課程での多様な専門性を包括的に継承、発展させる形で、1 領域 1 分野とし「地域包括ケア看護学領域」「地域包括ケア看護学分野」を設置する。この領域は、小児から高齢者に至るすべてのライフステージを対象とし、地域や臨床現場を横断した看護の実践・研究を細分化するのではなく、統合的・横断的に捉える視座を重視している。本領域は、現代社会における地域包括ケアの理念に基づき、個人・家族・地域を支える看護実践の探究を通して、博士前期課程で育成された教育力、基礎的研究力をさらに深化・発展させ、独自の研究課題を自律して解決していく力を養う。また、博士前期課程における各専門分野の指導教員と連携を図り、継続的かつ体系的な研究指導体制を確保することで、教育・研究の一貫性と持続可能性を担保する。

# Ⅵ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

## １．岐阜大学学則におけるメディア授業の位置づけ

多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させることについては、岐阜大学学則第 38 条において以下のとおり明記されている（添付資料 10)。

（授業及び履修の方法等）

第３８条　授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は、文部科学大臣が定める(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)ところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

本規定に基づき、本課程では従来培ってきた夜間開講・遠隔授業に関するスキルを活かしながら、多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させることとする。

本課程では対面授業を原則とするが、社会人学生の在籍を想定し、学生個々の要望に応じて、Microsoft Teams などの活用により教室外で授業や研究指導を受けられる体制を整備する。なお、本学は Microsoft365 を法人契約しており、学生は Microsoft Teams など多くのツールが無料で利用できる。Microsoft Teams を活用した授業の映像や音声は、リアルタイムに配信され、高画質かつ高音質であり、対面授業と遜色のない授業効果が期待できる。

併せて、対面授業をサポートするため、学内の教育支援システム（TACT）を活用し、質問・課題提出、課題への講評などを行う。このような授業等は既に学部や修士課程において行っており、特に修士課程ではこれまでも上記の方法を複合的に組み合わせて夜間・遠隔授業を行い、修了生を 112 名輩出してきた。修士課程の学生は、社会人が多く、通学や勤務状況により対面での授業参加ができない場合には柔軟に対応し、Microsoft Teams による講義の参加を促している。

また、オンライン授業などパソコンの利用機会について本学ホームページ（※）上に提示するとともに、オンライン授業等にふさわしい PC の仕様を掲載している。

※　個人用ノートパソコンの準備について
https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/network/remote.html

## Ⅶ 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

岐阜大学では、社会人学生の受入に対応するため、大学院設置基準第 14 条に基づき、岐阜大学大学院学則第 35 条において教育方法の特例を次のとおり定めている。

（教育方法の特例）
第 35 条　研究科等においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

本課程においても、社会人学生を積極的に受け入れるため、この条項を適用する。

### （１）標準修業年限

本課程の修業年限は 3 年とするが、長期履修制度等により社会人学生が職を辞さず計画的に履修できる体制を整備する。申請を許可された場合は、修業年限を最大で 6 年まで延長することができる（添付資料 13）。

### （２）履修指導及び研究指導の方法

本課程では、受験希望者は自身の研究テーマと合致する主研究指導教員と事前に面談することとしており、履修方法及び研究指導についても指導教員と相談しながら指導計画を立案し共通理解を図る。入学前から相談し、計画的に学業に取り組める体制を整え、社会人学生が離職せず修業できるように努める。また、毎年 4 月に研究指導計画書を提出し、学生とともに 1 年間の指導体制を計画・修正し円滑な指導を図る。

### （３）授業の実施方法

本課程の授業は、多くの授業科目を 18 時以降の夜間に開講し、一部の授業科目については、土・日・祝日に集中講義として開講することで、社会人学生が履修しやすい時間割を設定する。また、入学定員を 1 学年 3 名としていることから、定められた時間割で履修できない学生については、教員と学生間で調整し、授業開講日を設定する。また、学生は、本学が法人契約を行っている Microsoft365 に無料で加入することができるため、遠方又は就業時間を理由に来学しての受講が困難である場合は、同遠隔会議システムの Microsoft Teams を利用して、授業を行う。

### （４）教員の負担の程度

本課程の教育及び研究指導を担当する専任教員は、全員が本学医学部看護学科の基幹教員であり、裁量労働制を適用している。従って、当該教員は業務遂行の手段及び時間配分は個人の裁量に委ねられ、具体的な指示を受けない。本課程の教育及び研究指導につい

ても、裁量労働制で当該業務に従事するものとするが、過剰な負担が生じないよう、「岐阜大学職員安全衛生管理規程」（添付資料 17）に基づき、健康及び福祉の確保に努める。

### （５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

**（図書館・情報処理施設等の利用方法）**

本学の図書館は、本館と医学図書館に分かれている。このうち医学系研究科・医学部の学生が主に利用する医学図書館の開館時間は 月曜日～金曜日 9 時～19 時、土曜日 12 時～17 時（夏季一斉休業日、年末年始を除く）となっており、学生は図書の貸し出しのほか、文献複写や他機関からの取り寄せ等のサービスが利用可能である。大学院生や医学系教員（医師含む）・医員・研修医は 24 時間入館可能である。また、電子ジャーナルや電子ブックは一部を除いて国立情報学研究所が構築・運用する「学認」によるリモートアクセスにより学外からも利用することができる。

情報処理施設等については、情報館及び医学部医学科情報処理演習室を備えている。情報館には PC97 台プリンター2 台が、医学部医学科情報処理演習室には PC127 台が設置されている。そのほかにも、メディアコモンズ（1 階）に PC 32 台、プリンター 2 台、ラーニングコモンズ（1 階）に PC 14 台、プリンター 2 台、本館図書館 の閲覧コーナーに PC 35 台、医学図書館の閲覧コーナーに PC 12 台が設置されており、それぞれ利用可能である。また、看護学科内の講義室・院生研究室 3 室・院生セミナー室 2 室（博士前期課程と共有）にそれぞれ PC とプリンターが整備されている。さらにオープンスペースには「Open LAN」を整備し、ノートパソコンや携帯端末等から無線 LAN を利用できる。

**（学生の厚生に対する配慮）**

本学は、毎年、学生に健康診断の受診（新入生は 4 月、在学生は 2 月）を義務づけ、健康状況の確認を行っている。社会人学生は就業先の健康診断結果を確認する。大学内に保健管理センターを設置し、学校医（産業医）、看護師及び保健師を配置して、学生の健康管理を行っている。保健管理センターでは「メンタルオンライン相談」によるメンタルヘルスに関するオンラインによる相談を行っており、社会人学生にも利用可能となっている。

ハラスメントについては、社会人学生だけでなく本学全体として防止対策を講じており、ハラスメント相談員やキャンパスライフヘルパー、保健管理センターの学生相談室、障害学生支援室などが整備されている。

就業との両立のため、通学の手段として自家用車の利用を認めており、教職員と同様に有料で大学内の駐車場を利用することができる。

**（必要な職員の配置）**

本館図書館 9 名、医学図書館 1 名の司書が常駐しており、学生自主学習を支援して

いる。情報館には、5 名のスタッフが常駐しており、ユーザーサポート（PC トラブル、アカウント管理など）や情報セキュリティ研修の実施、各種サービスの問い合わせ対応を行っている。

**（６）入学者選抜の概要**

詳細は、「Ⅷ 入学者選抜の概要」に記載のとおり。

**（７）必要とされる分野であること**

本課程は既存の修士課程の 2 領域 4 分野 10 専門分野を 1 領域に統合し、「地域包括ケア看護学領域・地域包括ケア看護学分野」として編成する。

教育・研究や臨床現場で働く看護職が高度で複雑な課題を解決するためには、研究者目線で考え、課題を解決する力が必要である。教育・研究の場や臨床等の看護実践の場でも多様化している課題に取り組むためには、研究課題に自律的に取り組める力を養成すること、看護の質向上に取り組む研究力や看護実践の場で看護職を養成する教育力が必要である。そこで本課程では、1 領域 1 分野の課程ではあるが、「教育力」「研究力」に柱を置き、「看護学教育論」「看護学研究方法論」を広く学修し、課題解決につなげる。看護実践の中で個別な高度な課題を解決し、地域で暮らす全ての人々、あらゆる健康レベルに対応した包括的なケアを支える看護職として看護の発展に資する研究の基盤となる分野である。

本課程は、主に社会人学生の入学を想定しており、長期履修制度や夜間開講科目、集中講義を行うことで、社会人が就業しながら履修できる環境を整備する。またこれは、修士課程（博士前期課程）でも行ってきた実績がある。就業しながら社会人学生として自律して課題に取り組むことができる課程として地域包括ケア看護学領域、地域包括ケア看護学分野が必要である。

**（８）大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等**

博士後期課程の教育及び研究指導は、本課程の専任教員が担当する。本課程は、博士前期課程の各専門分野を統合したものであり、現行の修士課程において教育実績を積んだ教員を主に配置する。

# Ⅷ 入学者選抜の概要

## １．アドミッション・ポリシー

本課程では、看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材を養成するため、以下の資質を備えた学生を求める。

1）看護に携わる者としての高い倫理観、豊かな人間性を有する人
2）多様な場における学修や経験を通して培った基礎的研究能力を有する人
3）教育・研究及び地域や臨床など多様な場や機会において、組織の運営や企画の立案に主体的に関わり、リーダーシップ・マネジメント能力の向上に取り組む意欲を持つ人
4）地域包括ケアシステムの創出・改革に向け、他者と協働できる人
5）先端技術を活用して、次世代に求められる持続可能なケアシステムの共創を目指す人

## ２．出願資格及び出願資格認定審査

### （１）出願資格

次のいずれかに該当する者とする（大学院設置基準第 14 条に準拠)。

① 修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学時までに取得見込みの者
② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び入学時までに授与見込みの者
③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び入学時までに授与見込みの者
④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び入学時までに授与見込みの者
⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び入学時までに授与見込みの者
⑥ 外国の学校及び上記④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し､大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
⑦ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
大学を卒業し、又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において入学時までに 2 年以上研究に従事する者で、本専攻において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

⑧ 本専攻において個別の出願資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までに 24 歳に達する者

**（２）出願資格認定審査**

修士課程修了と同等の学力を有すると判断されるが、正式な修士の学位又は修士の学位と同等以上の学位を有しない者（前記「（１）出願資格」の⑦及び⑧の該当者）については、出願資格認定審査を行う。本課程では、看護師免許の有無又は臨床経験の有無のみをもって出願資格を判断するのではなく、看護学に関する基礎的知識及び研究能力を有することを出願資格認定の要件とする。

具体的には、研究業績調書や研究歴を証明する書類等の審査により、看護に関する専門性をはじめ、保健・医療・福祉等の関連領域に関する専門性、研究課題を適切に設定する能力、研究計画を立案する能力、研究倫理に関する理解等を確認し、本課程において研究を遂行するために必要な基礎的知識及び能力を有しているかを判断する。

**３．入学者選抜方法**

書類審査、筆記試験（英語）及び口述試験（面接）の内容を総合的に判断し、本課程のアドミッション・ポリシーにふさわしい入学者を選抜する。特に、実務経験や研究業績、将来の研究展望などを重視し、自律的な研究遂行能力と看護学の発展に資する意欲・資質を総合的に評価する。

入学者選抜では、英語論文を読解し、その内容の理解度を判定する筆記試験（英語）、修士課程における研究、これまでに行った主な研究及び博士後期課程での研究計画案に関する評価を行う。口述試験及び出願書類を総合的に評価・判定することとしている。

入学者選抜とアドミッション・ポリシーの対応は表 5 のとおりであり、この内容を考慮して評価・判定を行うこととしている。入学者の選抜は、表 5 のとおり行う。

なお、本課程では看護系大学の教員や臨床現場の看護職などを社会人として多く受け入れる見込みであるが、入学者選抜において選抜上の配慮は行わない。なお、研究業績調書では現在までの経歴において、研究計画に関係する研究又は職務内容を確認するものとする。さらに、口述試験ではこれまでの研究及び今後の研究計画の概要等についてプレゼンテーションを行うなど、社会人経験を基にして今後の展望を表現し得る場を設け、社会人としての経験を含めて総合的に評価できる内容となっており、社会人経験のない学生と公平かつ同質の評価が行われるためである。いずれも筆記試験（英語）の成績、口述試験（面接）及び書類審査の結果により、基礎的な研究能力、研究課題の明確性、論理的思考力及び実践に基づく課題認識力を総合的に評価することとしており、両者に対する評価の観点は同じである。

**表５　入学者選抜とアドミッション・ポリシーとの対応**

| | |
|---|---|
| 書　類　審　査： | 提出された研究（希望）計画書、研究業績調書等をもとに、研究遂行能力・適性等を評価する。AP1)、2)、3)、4)、５）<br>・研究計（希望）計画書　AP1)、2)、5)<br>・研究業績調書　　AP1)、2)、3)、4) |
| 筆記試験（英語）： | 英文の学術論文を読解し、その内容理解を問う設問により、研究遂行に必要な読解力・語彙力・要約力を評価する。英語能力の証明のために（TOEFL、IELTS 等）を提出させることがある（任意提出)。AP2) |
| 口述試験（面接）： | 修士課程での研究又はこれまでに行った主要な研究に加え、博士後期課程における研究計画についてプレゼンテーションと質疑応答を行う。口述試験を選抜試験に導入することにより、研究計画の妥当性、研究倫理観、専門知識、研究に対する意欲、ならびに指導教員との適合性などを、多面的かつ総合的に評価することができる。AP1)、2)、3)、4)、5) |

# Ⅸ 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

## １．教員配置等

本課程（入学定員３名）では、設置基準上の必要専任教員数 12 名（うち教授４名以上）に対して、専任教員 12 名（うち教授は５名）を配置する。

本課程では、「Ⅰ　設置の趣旨及び必要性」において述べたとおり、看護系大学の教育・研究を志向する者と臨床の場において実践を科学的に追求する者に共通する「研究力」と「教育力」を育成することを目的として「Ⅳ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で述べた教育・研究指導を組織として柔軟に実施していくため、課程内の組織を分けず１領域・１分野とする。

配置する専任教員は、看護学分野で博士号を有し、十分な教育・研究の実績を持つ者で構成する。これらの教員はいずれも既存の修士課程において十分な指導経験を持つことから、博士後期課程においても質の高い教育・研究指導が可能である。

専任教員には母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、地域看護学など多様な専門の教員が含まれるようにし、看護学の広範な領域を網羅できる体制とする。これにより、学生の研究テーマに応じた柔軟な研究指導が可能である。また、一部の科目では、看護学を専門とする教員に加えて、情報工学、倫理学、政策学などを専門とする他専攻や学外の教員も授業を担当し、看護学以外の多角的視点を採り入れた教育を行う。具体的には、ヘルステック分野におけるイノベーション・技術政策・医薬品産業・バイオ産業、データサイエンス分野における医療情報学及び統計数学等の基盤領域、さらに地域医療、医療管理、工学等の専門を有する教員を各科目に対応して配置しており、各専門性に基づく教育を通じて、看護学に多角的視点を導入する体制とする（表６のとおり）。

また、本課程の授業科目は全９科目であり、各科目は主担当の教員が全体をコーディネートしつつ複数の教員で分担又は共同して担当することとしている。研究指導についても入学定員３名であることから、過度な教員の負担や学生への指導への支障は生じない。

以上から、博士後期課程にふさわしい高度かつ実践的な教育・研究指導を提供できる環境が整備されている。

**表６　看護学以外の教員の専門分野と担当授業科目**

| 授業科目の名称 | 教員氏名 | 専門分野 |
|---|---|---|
| 看護学研究方法論 | 三好　美浩 | 健康科学 |
| | 谷口　泰弘 | 医療管理学、医療系社会学 |
| ヘルスケア・イノベーション特講 | 川瀬　真弓 | デザイン思考教育 |
| 地域包括ケア看護学特講 | 小山　真紀 | 安全工学、防災工学 |
| | 後藤　忠雄 | 地域医療における疫学研究 |
| 看護政策特講 | 川瀬　真弓 | デザイン思考教育 |
| データサイエンス特講 | 松丸　直樹 | 生命科学、健康科学、医療情報学 |
| | 一宮　尚志 | マシーンラーニング |
| ヘルステック特講 | 細野　光章 | 研究開発マネジメント、産学連携 |

**２．年齢構成**

教員の年齢構成は、表 7 及び 8 のとおりである。設置年度及び完成年度ともに６０歳以上が約 4 割を占めるが、45～49 歳、50～54 歳、55～59 歳の各年齢層における人数はバランスがとれており、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。

本学における職員の定年は、東海国立大学機構職員就業規則第１８条第２項により（添付資料 18)、満 65 歳と定められている。完成年度に 65 歳以上の者が 1 名含まれるが、東海国立大学機構職員の任期に関する規程第 2 条第 1 項第 13 号及び第 3 条第 12 項により(添付資料 19)、特任教授のうち機構長が特に必要と認めた者の任期は、定年退職日を超えた任期とすることができると定められていることに基づき、定年後も引き続き特任教授として雇用する。なお、特任教授の任期終了後までに、教員の年齢構成の見直しと専門性のさらなる強化を図るため、博士号取得者の採用を積極的に進めていく方針である。これにより、持続可能で充実した教育研究体制を維持していく。

表７　専任教員の年齢分布

設置年度（令和９年４月１日現在）

| 年齢／職位 | ①<br>45～49 歳 | ②<br>50～54 歳 | ③<br>55～59 歳 | ④<br>60～64 歳 | ⑤<br>65～69 歳 | 小計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 教授(特任含む) | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 5 |
| 准教授 | 3 | 2 | 0 | 2 | 0 | 7 |
| 合計 | 3 | 3 | 1 | 4 | 1 | 12 |

完成年度（令和 12 年３月 31 日現在）

| 年齢／職位 | ①<br>45～49 歳 | ②<br>50～54 歳 | ③<br>55～59 歳 | ④<br>60～64 歳 | ⑤<br>65～69 歳 | 小計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 教授(特任含む) | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 |
| 准教授 | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 7 |
| 合計 | 2 | 3 | 1 | 3 | 3 | 12 |

表８　専任教員の職位

| 教員／年度 | R8<br>（審査） | R9<br>（設置年度） | R10 | R11<br>（完成年度） |
|---|---|---|---|---|
| 教員A | 教授 ※1 | 特任教授　⑤ | 特任教授　⑤ | 特任教授　⑤ |
| 教員B | 教授 | 教授　② | 教授　③ | 教授　③ |
| 教員C | 教授 | 教授　④ | 教授　④ | 教授　⑤ |
| 教員D | 教授 | 教授　④ | 教授　④ | 教授　④ |
| 教員E | 准教授 ※2 | 教授　③ | 教授　③ | 教授　④ |
| 教員F | 准教授 | 准教授　② | 准教授　② | 准教授　② |
| 教員G | 准教授 | 准教授　① | 准教授　① | 准教授　② |
| 教員H | 准教授 | 准教授　④ | 准教授　④ | 准教授　⑤ |
| 教員I | 准教授 | 准教授　④ | 准教授　④ | 准教授　④ |
| 教員J | 准教授 | 准教授　① | 准教授　① | 准教授　① |
| 教員K | 准教授 | 准教授　① | 准教授　① | 准教授　① |
| 教員L | 准教授 | 准教授　② | 准教授　② | 准教授　② |

①45～49 歳　②50～54 歳　③55～59 歳　④60～64 歳　⑤65～69 歳

※１　令和８年度に定年を迎えるが、令和９年度から特任教授として雇用する。

※２　令和９年度から教授へ昇任する。

### ３．教員及び事務職員の連携

大学院に関わる業務を担う常設の「学務委員会」（添付資料 20）は、看護学専攻から選出された教員で組織され、定例会議で情報共有を行い、大学院生の円滑な就学にむけた支援を担う。具体的には、研究計画・指導教員・就学状況の確認と単位認定業務である。学務委員会はさらに上部組織である「将来計画委員会」（添付資料 21）、「看護学専攻教員会議」（添付資料 22）に情報提供を行い決議事項の承認を受ける。また、事務部門と連携し、入試業

務、成績管理、学業に関わる学生への各種アナウンス、学生教員相互の評価、学生からの各種相談への対応等を行う。博士後期課程では既に修士課程で確立している支援体制を基に事務部門と連携して学生の就学支援を行う。

# Ｘ 研究の実施についての考え方、体制、取組

## １．看護学専攻における研究の実施

個人の教員レベルでは受験希望者には選抜試験前から面談を行い、研究計画等の相談を受ける。入学後は主研究指導教員の他、副研究指導教員を定め、入学以降、倫理審査受審、データ収集と分析、論文執筆と投稿という修了までの年次ごとの研究計画を立案する。研究の進度に応じて、研究計画発表会（中間審査）で、主研究指導教員・副研究指導教員以外の教員からも助言を与えるなど、教員全員が大学院生の教育に参与する。

組織体制として、学務委員会（添付資料 20）は科目の単位認定、研究計画発表会の開催、学位審査業務の調整、学位認定等、院生の就学や研究を支援する。大学院生が円滑に研究を遂行できるよう、看護学専攻内に大学院生用研究室を確保し、パソコン、プリンターを配置している。また大学院生予算が配分されており、大学院生の研究活動の経済的支援が可能である。このように、大学院生の研究が円滑に進むよう、組織的に支援し環境を整えている。

## ２． 研究活動をサポートする技術職員

全学レベルで研究活動を支援する技術職員として 2 種あげられる。施設系技術職員は研究施設の建物や電気・空調・給排水等設備等の管理・保守を行う。情報系技術職員は全学のネットワーク管理・保守などを行う。

# ＸＩ 施設・設備等の整備計画

## １．校地の整備計画

本学は、教育学、地域科学、医学、工学、応用生物科学に関する学部と大学院、そして社会システム経営学環及び社会システム経営学院を有しているが、それらの全てが岐阜市柳戸地区にある一つのキャンパス（面積 64 ヘクタール）の中に配置されている。学部・学環と大学院を合わせた学生数は 7,400 人ほどである。キャンパス内には、先端的な研究機器を保有しそれらの全学共同利用を推進する共用推進支援センターをはじめとする共同教育研究支援施設等に加え、航空宇宙生産技術開発センター、地方創生エネルギーシステム研究センター、地域連携スマート金型技術研究センター、Gu コンポジット研究センター等から構成される高等研究院、さらに地域連携推進本部、日本語・日本文化教育センター、全国共同利用施設として医学教育開発研究センター（教育関係共同利用拠点）などが設置されている。平成 31（2019）年 4 月には、食品科学分野に関する研究開発及び地域の企業支援等の促進・強化を目指す岐阜県食品科学研究所が同キャンパス内に開所した。令和 3（2021）年 1 月には名古屋大学・岐阜大学共同研究所として「糖鎖生命コア研究拠点」を設置した。また、本学キャンパス内には岐阜薬科大学があり、連合創薬医療情報研究科などとの医薬連携が進められている。このように、本学には全ての学部・研究科及び各種センターがワン・キャンパス内に配置されている。

本学では、既存学部の設置基準上の要件を満たした上で、設備の集中化や全学的な共同利用の促進を図っているため、その利点を生かして、既存の講義室、研究室を、看護学科及び看護学専攻が共同利用することが可能である。

## ２．校舎等施設の整備計画

看護学専攻では、看護学科校舎内に大学院生研究室（3 室）、大学院セミナー室（2 室）を有する他、講義、演習、研究指導など必要に応じて、共用の学習環境として既設の看護学科講義室（大教室 4 室、少人数用 1 室）、実習室、研究室、設備等を利用することができる他、看護学科校舎外においても大学本部管理の講堂や教室の使用が可能であり、いずれも各種プロジェクター等の AV 設備が完備されている。また、学生のグループ学習や個人学習には、大学院生セミナー室に加え、看護学科校舎内の共用のセミナー室 13 室を利用できる。

学生用 PC については、医学部医学科情報処理演習室に 127 台、医学図書館閲覧コーナーに 12 台、岐阜大学図書館閲覧コーナーに 35 台等が設置されており、また、校舎内の講義室等のオープンスペースにはオープン LAN が備わっており、個人のノートパソコンや携帯端末等から無線 LAN 環境を利用することができる。各セミナー室には大学内キャンパスネットワークに接続された PC とプリンターが設置されており、学習やレポート作

成等に供与されている。

e-learning に関しては、岐阜大学の学習支援システム（AIMS-Gifu、学務情報システム、Web シラバス）により、授業資料の閲覧・ダウンロード、課題提出、ディスカッション、成績管理、シラバスの閲覧等が可能となっている。さらに全学生に対して Microsoft365 クラウドサービスの機能を提供しており、通学が困難な社会人学生には Microsoft Teams 等を使用した遠隔授業を行う。

看護学科校舎内の機器・備品については、研究室ごとの管理となっており、整備・更新については教育・研究に支障をきたさないよう、法定定期点検等が、おおむね年 1 回程度実施されている。

### ３．図書館等資料及び図書館の整備計画

本学の図書館（本館：延床面積 7,919 ㎡　閲覧座席数 558 席、医学図書館：延床面積 2,032 ㎡　閲覧座席数 154 席）は、現在約 92 万冊の書籍と 17,000 タイトルに及ぶ雑誌に加え、約 9,200 タイトルの電子ジャーナル及び約 22,000 タイトルの電子ブックを保有している。さらに Scopus 等の学術データベースを導入している。本学の学生教職員等は学生証あるいは身分証明書提示により図書館に入館でき、図書館保有情報を自由に利用できる。令和２（2020）年 4 月から、岐阜大学と名古屋大学は法人統合により国立大学法人東海国立大学機構の構成大学となったのに伴い、岐阜大学の所属者（学生・教職員）は名古屋大学附属図書館の中央図書館及び医学部分館を名古屋大学所属者と同じ条件で利用できる（一部サービスを除く）。

開館時間は、平日 9 時から 19 時まで、土曜日は 10 時から 18 時までであり、日・祝日（試験期間除く）及び夏季一斉休業日や年末・年始は休館となっている。館内には、無線 LAN、コピー機等の設備が整っている。ブラウジングコーナーや視聴覚コーナーなどに加え、グループ学習などを行う場を提供することにより自主的な学習を促進するためのラーニング・コモンズを整備するなど、多様な学習形態に対応した環境を提供している。また、図書館の建物 1 階部分に、本学の構成員全てが自由に出入りできる学習空間である「アカデミック・コア」を開設し、学生の能動的な学習をさらに推進・支援していく施設として機能している。

# ＸⅡ 管理運営

## １．専攻長

専攻長は、看護学専攻の管理運営に関する最終的な責任及び権限を有する代表者である。

## ２．医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻運営委員会（添付資料 23）

医学部看護学科（以下「看護学科」という。）及び医学系研究科看護学専攻（以下「看護学専攻という」）の円滑な管理運営を行うため、「岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻運営委員会」を置く。同委員会は学科長（専攻長)、学科長補佐、将来計画委員会委員長、教務厚生委員会委員長、学務委員会委員長で組織され、以下の事項を検討する。

・教授会議等の議事運営に関すること
・教育・研究組織及び教育・研究体制に関すること
・医学科及び附属病院との連絡調整に関すること
・その他本学科及び本研究科に関する重要事項

## ３．看護学専攻教授会議（添付資料 24）

本会議は、看護学専攻の専任の教授及び准教授をもって構成し、毎月１回開催する。主な審議事項は以下のとおりである。

・学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
・学位の授与に関する事項
・中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
・教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
・教育研究戦略、教育研究方法及び教育研究組織に関する事項
・教育課程の編成に関する事項
・学生の身分に関する事項
・学生の就学支援に関する事項
・予算配分及び決算に関する事項　他

## ４．専門委員会等

看護学科・看護学専攻運営委員会の下に下記の委員会を置き、教務厚生委員会（看護学科）及び学務委員会（看護学専攻）を除き、看護学科及び看護学専攻双方に係る各種案件を審議する。

各委員会の組織及び審議事項は以下のとおりである。

**将来計画委員会（添付資料 21）**

（構成員）

・看護学科長

・学務委員会委員長

・教務厚生委員会委員長

・広報・情報処理委員会委員長

・カリキュラム委員会委員長

・本委員会が指定するプロジェクトのリーダー

（審議事項）

・将来構想に関すること

・講座等の新設・整備に関すること　他

**教務厚生委員会（看護学科）（添付資料 25）**

（構成員）

・各分野から選出された教授又は准教授　各１人

・助教のうちから選出された者　６人

・教務主任、厚生主任及び実習主任各１人を置く。

（審議事項）

・修学指導に関すること

・教育課程の編成及び授業に関すること

・研究生、科目等履修生に関すること

・学生の在籍に関すること

・学生の保健衛生及び福利厚生に関すること

・臨地実習に関すること　他

**学務委員会（看護学専攻）（添付資料 20）**

（構成員）

・各分野から選出された教授又は准教授

（審議事項）

・教育課程、履修及び試験に関すること

・学生の募集及び入学者選抜に関すること

・学生の在籍に関すること　他　**【p27「教員及び事務職員の連携」参照】**

**カリキュラム委員会（添付資料 26）**

（構成員）

・看護学科長

・教務厚生委員長
・各分野（教務厚生委員長選出分野を除く）から選出された教授又は准教授　各１人

（審議事項）
・教育課程に関すること
・教育方法の改善及び評価に関すること
・授業評価に関すること

**広報・情報処理委員会（添付資料 27）**

（構成員）
・各講座から選出された教授又は准教授　３人
・助教のうちから選出された者　４人

（審議事項）
・情報ネットワークを利用した広報に関すること
・情報処理システムに関すること
・岐阜看護学ジャーナルに関すること
・FD に関すること　他

**５．社会貢献部会**

看護学科では、平成 28（2016）年度に「社会貢献部会」を発足させ、地域の活性化、岐阜県を中心とする地域への看護職の定着、看護の質の向上に向けて「看護職輝き輝き（イキイキ）プロジェクト」を立ち上げ「高大連携プログラム」「卒業生支援プログラム」「専門職を磨く教育プログラム」「看護研究支援プログラム」「地域住民健康教育プログラム」の５つのプログラムを展開している。教員は５つのプログラムのうちいずれかに所属し、毎年活動目標と計画を立案し共有しながら、地域住民のニーズに応じて高い専門性を持ち看護の質の向上に貢献できる看護人材の養成を目指している。

# ⅩⅢ 自己点検・評価

## １．全学的実施体制

本学は、岐阜大学組織運営規程第９条に基づき、岐阜大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を設置し、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。また、岐阜大学組織運営規程第 26 条第２項に基づき置かれた評価室が、全学の教育研究等の自己点検・評価結果等を検証し、内部質保証委員会へ報告することとし、内部質保証委員会で自己点検・評価結果を確認したのち、岐阜大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）及び東海国立大学機構役員会（以下「役員会」という。）において自己点検・評価結果を審議する体制を整備している（添付資料 28・29)。

## ２．実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

内部質保証委員会は、岐阜大学内部質保証基本方針（添付資料 30）で定める領域について、認証評価機関が定める大学機関別認証評価実施大綱、大学評価基準及び自己評価実施要項（以下「大学評価基準等」という。）に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果等を踏まえて質の向上に向けた改善活動を推進し、教育研究等の質を保証している。自己点検・評価の手順は、岐阜大学内部質保証実施要項（添付資料 31）に定めているが、例えば、教育の領域では、実施責任組織である教育推進・学生支援機構において、責任副学長の下、各学部・研究科の教育活動・教育課程、学生支援、学生受入に関する大学評価基準等に基づいた自己点検・評価を実施し、評価室に報告している。評価室では教育の領域の自己点検・評価結果を検証し、内部質保証委員会へ報告している。内部質保証委員会では評価室がとりまとめた各領域の自己点検・評価の検証結果を確認し、「内部質保証に係る自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、教育研究評議会及び役員会に報告している。自己点検・評価の結果による改善・指摘事項に対しては、教育研究評議会及び役員会の意見を踏まえ、内部質保証委員会から領域の責任副学長に対し改善指示を出すとともに、評価結果を改善・向上活動に生かす取組をしている。さらに、この自己点検・評価結果に基づき、評価室と連携し、認証評価に係る自己評価書を作成している。なお、評価結果については、本学 Web サイトにより学内外に公表している。(https://www.gifu-u.ac.jp/about/objectives/mid_obj.html)

また、東海国立大学機構中期目標の達成に向けて、本学の各部局では年度ごとに実施計画（以下「部局アクションプラン」という。）を定め、３月末に実施状況を自己点検・評価し、評価室に報告している。評価室では、各部局の部局アクションプランの実施状況及

び自己点検・評価を検証し、「アクションプラン実施状況の点検及び評価に係る報告書」としてとりまとめ、学長に報告している。学長は自己点検・評価結果を教育研究評議会に報告し共有するとともに、改善・指摘事項をフィードバックし、翌年度の取組みに生かしている。また、東海国立大学機構において国立大学法人評価の「業務実績に関する報告書」及び「中期計画の達成状況報告書」を作成するが、部局アクションプランの自己点検・評価結果も岐阜大学の取組として参考としている。なお、この自己点検・評価結果は、学内専用 Web サイトにより、広く学内に周知している(学外には非公表)。

医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻においても、教育研究上の基本組織として年度ごとの部局アクションプランを定めている。その実施状況については将来計画委員会が主体となり、教学 IR 機能も活用しながら恒常的に点検している。併せて、部局アクションプランに係る実施状況報告・自己点検・評価を行い、評価室における検証結果に基づき、教育の質保証のための長期的な PDCA サイクルに反映させている。

## ⅩⅣ 情報の公表

本学においては、広報に関する企画・立案、大学概要の発行、大学広報誌発行に関する業務を行う広報室を設置しており、ホームページや広報誌等を通じて、大学の社会・産学連携情報、教育研究活動、社会貢献活動等の情報を内外に積極的に発信している。

・ホームページアドレス

https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/teaching.html

トップ＞大学案内＞教育情報の公表

上記ホームページには以下に示す（ア）～（サ）までが掲載されている。

（ア） 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

この項目では、学部・研究科ごとの教育研究上の目的について公表している。

（イ） 教育研究上の基本組織に関すること

この項目では、学部の学科（課程)、講座、大学院の課程（専攻)、専攻、並びに、学部・大学院の設置等に関する情報を公表している。

（ウ） 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

この項目では、役員等一覧、教員体制（役割分担・専任教員数・男女別・職別)、教員の年齢構成、特色ある教育・研究プログラムについて公表している。各教員が有する学位及び業績については、以下のウェブサイトから入手可能である。

・各教員が有する学位及び業績

https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/teaching/results.html

また、以下のウェブサイトからも入手可能である。

・researchmap（研究者検索（岐阜大学))

https://researchmap.jp/researchers?q=%E5%B2%90%E9%98%9C%E5%A4%A7%E5%AD%A6

（エ） 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

この項目では、以下について公表している。

・学部の入学者受入方針
・大学院の入学者受入方針
・入学者数
・在学生数・収容定員
・休学率・退学率・留年率
・学部卒業者数・進路状況
・大学院修了者数・進路状況

・学部卒業生の主な就職先

・国家試験合格状況・教員採用状況

（オ）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

この項目では、以下のウェブサイトを利用して、授業科目・授業の方法、内容に関する情報を入手可能である。

岐阜大学 Web シラバス

（https://alss-portal.gifu-u.ac.jp/campusweb/syllabus.html）

学年暦は、以下のウェブサイトにて公表している。

学年暦（https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/calendar/calendar.html）

（カ）学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

この項目では、学修の成果に係る評価、卒業又は修了の認定基準、取得可能な学位、取得可能な免許・資格について公表している。

（キ）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

この項目では、キャンパスの概要、運動施設の概要、課外活動の状況、課外活動に用いる施設、休息を行う環境（福利厚生施設）、その他の学習環境（附属施設・図書館）、並びに主な交通手段について公表している。

（ク）授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

この項目では、授業料・入学料、宿舎に関する費用、教材購入費、並びに施設利用料について公表している。

（ケ）大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

この項目では、学生の修学支援（履修関係・生活支援）、進路選択支援、心身の健康等の支援、留学生支援、並びに障害者支援について公表している。

（コ）大学院における学位論文に係る評価基準に関する事

この項目では、学修の成果及び学位論文の評価、修了の認定における基準を公表している。

（サ）その他

①学則等各種規程

https://public1.legalcrud.com/thers_ac/

東海国立大学機構トップ＞情報公開＞規則集

②認証評価の結果

https://www.gifu-u.ac.jp/about/objectives/mid_obj.html

トップ＞大学案内＞中期目標・中期計画・年度計画・評価

③大学概要（Web・冊子）

https://www.gifu-u.ac.jp/about/publication/publications/gaiyo.html

トップ＞大学案内＞広報誌・刊行物＞岐阜大学概要

④大学ポートレート

https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0252/0252.html

トップ＞大学案内＞大学の概要＞大学ポートレート

⑤岐阜大学国際交流年報（Web・冊子）

https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/planning/annual_report/

## ＸＶ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

### １．全学的な取り組み

本学の主体的な取り組みとして、大学が有する教育改革推進及び学生支援体制の機能を強化するため、「教育推進・学生支援機構」を設置している。本機構は、岐阜大学の掲げる「学び、究め、貢献する地域に根ざした国立大学」という理念の下に、大学教育の質の向上及び社会に求められる有為な人材を養成する機能の強化を図るため、大学教育の質保証、教養教育の推進及び学生への支援に関する企画・運営を行っている。

教育推進・学生支援機構では、アドミッション・センター、基盤教育センター、キャリア・学生支援センター、教職課程支援センター、教学 DX 推進センター及び地域高等教育連携センターの 6 つのセンターを設け、学生の受け入れから卒業・修了まで一貫した修学支援体制を構築し、教育の推進及び学生への支援を実践している。また、同機構では、教育職員が授業内容、方法を改善し向上させるために授業方法についての研究会（FD）等を企画・実施している。

### ２．看護学科・看護学専攻としての取り組み

看護学科・看護学専攻の教員全員で講義・実習等を含めた教育・指導能力の向上に資するため、広報・情報処理委員会が主導し、学内外で開催する各種研修を FD 研修会として位置づけている。これらの研修は毎年 4 件を基本として選定し、実施している。一方、看護学科・看護学専攻独自の取組みとして、前学期と後学期に FD 公開授業を実施している。これらの開催にあたっては全教員にメールで周知するとともに WEB アンケートにより参加人数の把握及び研修の適切性を評価し、次年度につなげている。

### ３．授業改善への取り組み

部局別アクションプランに基づく具体的な教育内容の評価・分析は将来計画委員会（添付資料 21）で行い、その結果に基づき授業改善、教育体制の改善の必要性、改善内容について検討している。

①平成 31（2019）年度カリキュラム改正にあたり、平成 29（2017）年に「看護学モデル・コア・カリキュラム」、平成 30（2018）年に「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を一覧表とし、カリキュラム委員会委員を中心として全ての科目の教育内容を点検評価した。同委員会は各専門分野を代表して委員となっており、全教員で見直しをする体制となっている。また、同委員会規則（添付資料 26）には教育課程の評価は定期的に位置づけられていないが、随時、社会情勢の変化を踏まえた文科省や厚労省からの報告書等に基づいて見直しを行っている。

②教育目標やディプロマ・ポリシーの達成を目指して計画された教育課程の実際の展開状況の確認と評価にあたり、年度ごとに各科目での実際の教育内容・方法と該当するディプロマ・ポリシーとの対応状況について科目担当者が確認し、カリキュラム委員会にて集約し課題等を検討する体制をとっている。

③科目間の関連性及びカリキュラムの構造について、令和元（2019）年に科目のナンバリングを実施し、順序性を検討した。これらはカリキュラム・ツリーにより示され、教員間で共有されており、令和４（2022）年度入学生より適用された新カリキュラムへの対応も図った。

④例年、前学期と後学期の授業終了後に、全科目を対象とした学生による授業評価を実施している。科目責任教員ならびに科目担当教員はその集計結果を確認し、各自あるいは各看護学分野教員間で課題に対する改善策を明確にし、次年度の授業に反映させ教育課程の改善を継続的に実施している。

この継続的な教育課程の改善体制として、各科目責任者は、学生による授業評価の分析結果に基づいてリフレクションペーパーを作成し、具体的な課題に対する改善策を見出し、また、その改善策のアウトカムも次年度の授業後に評価することとしている。このリフレクションペーパーは、看護学科及び岐阜大学教員がホームページ上で共有できるため、他学部や看護学科内の情報を得ることで、当学科の教育に反映できる体制にある。さらに学生へのフィードバックについては、日々の講義のコメントや評価、質問に対して、次回の講義や web 上でフィードバックしている。

なお、学修者本位の教育評価に対応させるため、令和５（2023）年度に授業評価アンケートの項目を見直した。

⑤授業内容や教育方法等の教育内容全般に対する学生による満足度評価として、広報・情報処理委員会（添付資料 27）で毎年２月頃、卒業を控えた４年生を対象に自己点検・評価アンケート調査を実施し、４年間全体の教育内容や方法、設備、学生生活等についての意見を聴取している。さらに、令和６（2024）年度からは新卒採用かつ就職後 3-5 年目までの卒業生の就職先の管理者を対象としたアンケート調査を実施している（令和７（2025）年度からは卒後１年目のみ）。

これらの集計結果はホームページにて公開するとともに、広報・情報処理委員会から教務厚生委員会（添付資料 25）、カリキュラム委員会さらには教員会議により全教員に共有され、学習環境の改善が図られている。

⑥カリキュラム委員会により、令和元（2019）年度末から４年生に卒業時ディプロマ・ポリシー達成度評価を４年生に実施している。また、令和２（2020）年度から１年生に対しても同様にディプロマ・ポリシー評価を開始した。これらの結果はカリキュラム委員会で検討し、教員会議で全体討議したものを資料化している。

⑦学生による授業評価と、教員のリフレクションペーパー作成の他、教員間のピアな評価及び他科目の授業の方法を取り入れるために、前述のとおり広報・情報委員会が企画して他

学部の教員の授業を FD として聴講できる仕組みを作っている。

⑧臨地実習においては、各看護学分野が指導者会議や報告会等を適宜開催し、意見交換や教育上の課題検討等の評価を行い、明確になった課題の解決を図っている。

【資料目次】


添付資料 1　看護学専攻博士後期課程設置の必要性と概要
添付資料 2　ニーズ調査（令和 7 年 8～10 月実施）　依頼文及びアンケート内容
添付資料 3　同　データ集計及び分析結果
添付資料 4　岐阜県看護協会からの要望書
添付資料 5　3 ポリシーと教育課程の関連
添付資料 6　修士課程修了生（平成 18 年度～令和 6 年度）の進路
添付資料 7　科目の系統図
添付資料 8　看護学専攻博士後期課程における人材養成とカリキュラムとの関連
添付資料 9　シラバス（再掲）
添付資料 10　岐阜大学学則
添付資料 11　岐阜大学医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）の概要
添付資料 12　入学から修了までのスケジュール
添付資料 13　岐阜大学大学院医学系研究科長期履修に関する細則
添付資料 14　岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程
添付資料 15　研究倫理審査委員会報告システム（厚生労働省）
添付資料 16　人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査申請等の手引き
添付資料 17　岐阜大学職員安全衛生管理規程
添付資料 18　東海国立大学機構職員就業規則
添付資料 19　東海国立大学機構職員の任期に関する規程
添付資料 20　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻学務委員会細則
添付資料 21　岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻将来計画委員会細則
添付資料 22　岐阜大学医学部看護学科教員会議細則
添付資料 23　岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻運営委員会細則
添付資料 24　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻教授会議細則
添付資料 25　岐阜大学医学部看護学科教務厚生委員会細則
添付資料 26　岐阜大学医学部看護学科カリキュラム委員会細則
添付資料 27　岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻広報・情報処理委員会細則
添付資料 28　岐阜大学組織運営規程
添付資料 29　岐阜大学内部質保証委員会規程
添付資料 30　岐阜大学内部質保証基本方針
添付資料 31　岐阜大学内部質保証実施要項

# 看護学専攻博士後期課程設置の必要性と概要

## 全国的に博士後期課程が必要とされる背景・課題

○ 全国の看護系大学院の博士後期課程数及び定員(※1)は年々増加しているにもかかわらず、高い充足率（※2)が続いており、依然として博士後期課程に対する進学者のニーズが高いことが窺える。

○ 看護学分野では教育者としての専門性や研究能力の高さが益々求められるようになっており、博士の学位取得者数(※3)が増加している。

○ 一方、臨床現場においても、高い専門性を有する看護職が増えており、「研究力」や「教育力」を深化させて看護の質を高めようとする看護職が増加している。

○ 看護系大学の増加に伴い教育を担う看護系教員は慢性的に不足している。

○ 博士号を取得した看護職は、臨床現場での問題解決において重要な役割を果たし、看護の質向上に貢献することが保健・医療機関から期待されている。

## 岐阜大学に博士後期課程を設置する理由

○ 東海3県（岐阜、愛知、三重）における国公私立の看護系大学院博士後期課程収容定員充足率(※7)は軒並み100%を超えている。

○ 本学が令和7年8月に実施したニーズ調査では、本学博士後期課程への進学を希望する社会人が県内に相当数存在することが明らかになっており、これら進学希望者の多く は働きながら学位取得を目指すと考えられるため、通勤・通学の観点から本学に博士後期 課程を置くことには意味がある。

○ 同調査では、東海3県の200床以上の医療機関、訪問看護ステーション、看護専門学校、看護系大学等の管理者計33名の約5割弱が「自施設に博士の学位取得者が必要である」と回答しており、大学以外からも博士人材の活躍が求められている。

○ 岐阜県看護協会から本学に対して、「社会が直面する医療現場の課題を多角的に分析し、その解決に向けた新たな看護実践モデルを考察し、それらを医療現場に還元、かつ改革できる高度な看護職の養成」のために博士後期課程の設置を期待する旨の要望書が出されている。

### ※1 博士後期課程数及び入学定員

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 課　程 | R4 108課程 | ▶ | R6 128課程 | ↑20 |
| 定　員 | R4 653人 | ▶ | R6 732人 | ↑79 |

「令和6年度 指定学校概況報告」(文部科学省医学教育課)に基づく

### ※2 全国国立看護系大学院博士後期課程における収容定員充足率の状況

平均 162.3%　中央値 150.0%

各大学HPで公表されている情報による本学調べに基づく

### ※4 看護系大学・大学院数

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大　学 | R2 274校 | ▶ | R6 286校 | ↑12 |
| 大学院 | R2 186校 | ▶ | R6 209校 | ↑23 |

### ※3 教員の博士学位取得者数

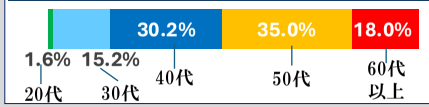
R2 3,314人 ▶ R4 3,640人 ↑326

「看護系大学に関する実態調査の年次比較－2018年度～2022年度」(日本看護系大学協会、日本私立看護系大学協会)に基づく

### ※5 看護系大学・大学院の教員数

R2 9,227人 ▶ R4 9,049人 ↓178

### ※6 教員の年齢構成



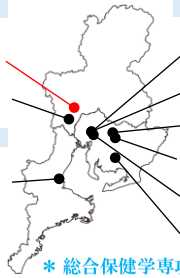

### ※7 東海3県における看護系博士後期課程の入学定員と収容定員充足率

岐阜県

| 大学 | 定員 | 充足率 |
|---|---|---|
| 岐阜大学 | 3（予定） | — |
| 岐阜県立看護大学 | 2 | 150% |

三重県

| 大学 | 定員 | 充足率 |
|---|---|---|
| 三重大学 | 3 | 144% |



愛知県

| 大学 | 定員 | 充足率 |
|---|---|---|
| 名古屋大学 | 20 | 88% * |
| 名古屋市立大学 | 5 | 160% |
| 愛知県立大学 | 4 | 100% |
| 日本赤十字豊田看護大学 | 2 | 183% |
| 藤田医科大学 | 6 | 283% |
| 人間環境大学 | 8 | 75% |

収容定員充足率はR7.5.1現在

＊ 総合保健学専攻全体の定員及び充足率
（うち看護学コースの定員は６だが、単独での充足率は非公表）

**現在、全国的に看護系大学院博士課程に対する入学ニーズは高い状況にあり、博士の学位取得により今まで以上に高度な専門知識と研究能力の修得を目指す教員が増えている。岐阜県内では、博士後期課程への進学を希望する社会人が一定数存在しており、看護系大学のみならず、保健・医療機関からも博士人材への需要が寄せられている。特に就労中の社会人にとっては、県外への進学が地理的・時間的制約となっており、県内における進学機会の確保が求められている。本学は、地域に根ざした教育・研究活動を展開してきた実績を有しており、本学における博士後期課程の設置は、地域医療の質向上、看護学の発展、教育体制の強化，国立大学法人としての社会的責務を果たす必要がある。**

## 博士後期課程設置

**組　織**　名称：岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）｜入学定員：３名｜学位：博士（看護学）

**人材養成像**　**看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材を養成する。**

**1 高度な専門知識と研究能力**
高度化・複雑化した保健医療の課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案することができる。

**2 リーダーシップ・マネジメント能力**
様々な組織の運営や企画の立案において、地域包括ケアシステムを牽引する役割を果たすことができる。

**3 イノベーション共創力**
人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出することができる。

設置の趣旨等を記載した書類　添付資料２
ニーズ調査（令和7年8月～10月実施）依頼文及びアンケート内容

令和７年８月18日

岐阜大学大学院医学系研究科
修士課程看護学専攻　修了生各位
修士課程看護学専攻　在校生各位

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
専　攻　長　　井關　敦子

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
博士課程設置に関するWebアンケート調査について（お願い）

平素は、本学の教育にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本学では，令和９年４月博士課程の設置に向け準備をしており、以下のような能力を備えた人材を養成します。

研究者として看護学の高度な専門知識を有し，健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律して解決できる能力を備え，看護学の発展に寄与する人材
1. 看護実践の場で直面する複雑な課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案できる、高度な専門知識と研究能力
2. 様々な組織の運営や企画の立案において，重要な役割を果たせるリーダーシップ・マネジメント能力
3. 人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出するためのイノベーション共創力

つきましては，ご多用の折，誠に恐縮でございますが，博士課程設置の検討資料とするため，本調査へのご協力をお願い申し上げます。

皆様からいただきました情報は，今回の博士課程設置に関する統計資料及び文部科学省への提出資料としてのみ用い，個人が特定されることはございません。また，他の目的には使用致しません。
下記のとおりアンケート調査へのご協力を、何卒よろしくお願い致します。

記

1. 調査対象者：　岐阜大学大学院医学系研究科　修士課程看護学専攻　修了生
　　修士課程看護学専攻　在校生
2. 回答期限：**令和７年８月31日（日）**
3. 調査内容：博士課程設置に関する質問
4. 調査方法：アンケート調査は、マイクロソフト社が提供していますマイクロソフトフォームス使用し無記名でWebにて行います。本調査にご協力いただける場合は、本用紙の裏面に記載しておりますURLにアクセスいただくか、スマートフォン等でQRコードを読み取っていただき、ご回答をお願い致します。
　所要時間は５分程度になります。

連絡先
〒501-1194　岐阜市柳戸1-1
岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
学務係　担当者 山下　　Tel:058-293-3218

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻　博士課程設置に関する Web アンケート調査

【対象：修士課程看護学専攻在学・修了者様】

本アンケートは Web 調査となります。
裏面の QR コードまたは URL より専用の回答フォームにお進みいただき，
以下の質問にお答えください。

以下の問いについて，該当する選択肢を選ぶか（　　）に回答をご記入ください。

問１　あなたは大学院修士課程（博士前期課程）の修了生ですか、在院生ですか。
①本学大学院修了生　　②本学大学院在院生

問２　あなたの年齢について次の中からお選びください。
①20 歳代　　②30 歳代　　③40 歳代　　④50 歳代　　⑥60 歳以上

問３　現在、お住まいの都道府県はどちらですか。
①愛知県　　②岐阜県　　③三重県　　④東海３県以外

問４　あなたの持っている資格は何ですか。（複数回答）
①看護師　　②保健師　　③助産師　　④認定看護師　　⑤専門看護師
⑥養護教諭（一種）　⑥養護教諭（二種）　⑦特定行為看護師　　⑧診療看護師（NP）

問５　現在の所属はどこですか。
①病院等の施設　　②大学等の教育機関　　③保健所・自治体等の行政機関
④訪問看護ステーション　　⑤その他（　　）

問６　勤務地の都道府県はどちらですか。
①愛知県　　②岐阜県　　③三重県　　④東海３県以外　　⑤現在は勤務していない

問７　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程が設置した場合についてお尋ねします。
あなたは、本学大学院への進学についてどのようにお考えですか。
①進学したい　　②進学は考えていない　　③わからない
④現在他大学の博士課程に進学している　　⑤すでに博士課程を修了している

→①にチェックを付けた方は問 8. 9. 10. 11 についてお答えください。
→②、③、④、⑤にチェックを付けた方は問 11 についてお答えください。

問８　前問で「進学したい」と回答された方にお聞きします。進学希望時期はいつですか。
①１～２年後　　②３～４年後　　③５年以降　　④できるだけ早く

問９　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程へ進学したい理由はなんですか。（複数回答可）

①高度な専門知識や能力を身に付けたい
②研究者としての能力を高めたい
③教育者としての能力を高めたい
④将来研究職・教育職に就きたい
⑤博士の学位を取得したい
⑥高い学歴を取得したい
⑦将来部長等の役職に就くために必要
⑧その他（　　）

問 10　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程に進学しない理由を教えてください。

①時間がない　②年齢　③経済的理由　④周囲の理解が得られない
⑤必要としない　⑥他の博士課程の進学を考えている　⑦その他（　　）

問 11　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程設置についての希望・意見をお聞かせください。

調査へのご協力、誠にありがとうございました。

以下の QR コードまたは URL よりご回答ください。

【QR コード】

【URL】　https://forms.office.com/r/kyxG6AA9w3

令和７年８月18日

看護職管理者　様

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
専　攻　長　井關　敦子

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
博士課程設置に関するWebアンケート調査について（お願い）

平素は、本学の教育にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本学では、令和９年４月博士課程の設置に向け準備をしており、以下のような能力を備えた人材を養成します。

研究者として看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる能力を備え、看護学の発展に寄与する人材

1. 看護実践の場で直面する複雑な課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案できる、高度な専門知識と研究能力
2. 様々な組織の運営や企画の立案において、重要な役割を果たせるリーダーシップ・マネジメント能力
3. 人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出するためのイノベーション共創力

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、博士課程設置の検討資料とするため、本調査へのご協力をお願い申し上げます。
皆様からいただきました情報は、今回の博士課程設置に関する統計資料及び文部科学省への提出資料としてのみ用い、個人が特定されることはございません。また、他の目的には使用致しません。
下記のとおりアンケート調査へのご協力を、何卒よろしくお願い致します。

記

1. 調査対象者：看護職管理者(看護部長)様　１名
   常勤看護職員（看護師・保健師・助産師）スタッフの方
   ※30部同封致しますので、お手数をおかけいたしますが対象の方にお配りください
2. 回答期限：**令和７年８月31日（日）**
3. 調査内容：博士課程設置に関する質問
   アンケート調査は【看護職管理者様用】と【スタッフ（看護師・保健師・助産師）様用】の２種類があります。
4. 調査方法：アンケート調査は、マイクロソフト社が提供していますマイクロソフトフォームス使用し無記名でWebにて行います。本調査にご協力いただける場合は、本用紙の裏面に記載しておりますURLにアクセスいただくか、スマートフォン等でQRコードを読み取っていただき、ご回答をお願い致します。
   所要時間は５分程度になります。

連絡先
〒501-1194　岐阜市柳戸1-1
岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
学務係　担当者 山下　　Tel:058-293-3218

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻　博士課程設置に関する Web アンケート調査

**【対象：看護職管理者様】**

本アンケートは Web 調査となります。
裏面のＱＲコードまたはＵＲＬより専用の回答フォームにお進みいただき，
以下の質問にお答えください。

以下の問いについて、該当する選択肢を選ぶか（　　）に回答をご記入ください。

問１　この調査にご回答くださる方の職位をお教えください。

問２　あなたが勤務する学校（以下貴校）所在地について、次の中からお選びください。

①愛知県　　②岐阜県　　③三重県

問３　ご自身の最終学歴について次の中からお選びください。

①専門学校卒　　②短大卒　　③4 年制大学卒　　④修士課程修了

⑤博士課程修了　⇒（問 10 へ）

問４　貴施設について、次の中からお選びください。

①病院・医療機関　　②行政（保健センター・保健所等）　　③訪問看護ステーション

④大学・短大　　⑤専門学校　　⑥その他（　　）

問５　前問４で「病院・医療機関」と回答された方にお尋ねします。貴施設のおおよその病床数を次の中からお選びください。看護系教員数を次の中からお知らせください。

①200 床未満　　②200～300 床未満　　③300～400 未満　　④400～500 床未満　⑤500 床以上

問６　問４で「病院・医療機関」以外と回答された方にお尋ねします。貴施設のおおよそのスタッフ（看護師・保健師・助産師）数を次の中からお選びください。

①5 名未満　　②5～10 名未満　　③10～15 名未満　　④15～20 名未満　　⑤20～30 名未満

⑥30～40 名未満　　⑦40 名以上

問７　貴施設に博士の学位取得者が必要だと思いますか。

①現時点で非常に必要　　②将来的には必要　　③どちらともいえない　　④採用はしない

問８　貴施設では博士課程を修了した人材を採用したいですか。

①採用したい　　②将来採用したい　　③どちらともいえない　　④採用しない

問９　貴施設の看護職員で博士課程進学の希望者はいますか。

①希望者はいる　　②わからない　　③希望者はいない

問 10 貴施設の、大学院（修士課程）に在籍または修了の看護職員の人数について次の中からお選びください。

①０人　②１～５人　③６～９人　④10 人以上　⑤わからない

問 11 貴施設の、大学院（博士課程）に在籍または修了の看護職員の人数について次の中からお選びください。

①０人　②１～５人　③６～９人　④10 人以上　⑤わからない

問 12 貴施設に博士課程進学者がいた場合の支援体制がありますか。

①ある　②ない

①進学したい　②将来進学を考えている　③進学は考えていない　問 10 へ

問 13 前問で「ある」と回答した方にお尋ねします。進学者への支援内容について教えてください。（複数回答可）

①勤務上の配慮　②休暇制度　③奨学金の貸与　④非常勤扱い

⑤学位取得後の処遇の配慮　⑥その他（　　）

問 14 前問で「ない」と回答した方にお尋ねします。以下の配慮は可能でしょうか。

「できる」「わからない」「できない」でお答えください。

①勤務場所の変更　②学位取得後の昇給等の改善　③休職制度　④奨学金の貸与

⑤非常勤扱い

問 15 あなた自身、博士課程への進学を希望しますか。

①希望する　②どちらとも言えない　③希望しない　④希望しない

⑤すでに進学もしくは修了している

問 16 前問の理由について教えてください。

（　　）

問 17 博士課程に進学する場合、進学先はどこに進学を考えていますか。

①岐阜大学　②他校

問 18 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程設置へのご意見をご記載ください。

（　　）

以下の QR コードまたは URL よりご回答ください。

【QR コード】

【URL】

https://forms.office.com/r/7VQL5GeQuH

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻　博士課程設置に関する Web アンケート調査

【対象：スタッフ（看護師・保健師・助産師）様】

本アンケートは Web 調査となります。
裏面の QR コードまたは　URL より専用の回答フォームにお進みいただき，
以下の質問にお答えください。

以下の問いについて、該当する選択肢を選ぶか（　　）に回答をご記入ください。

問１　この調査にご回答くださる方の職位をお教えください。

①病院・医療機関　②行政（保健センター・保健所等）　③訪問看護ステーション
④その他（　　）

問２　勤務地を教えてください。

①愛知県　②岐阜県　③三重県

問３　ご自身の職位について次の中からお選びください。

①スタッフ　②主任・副師長相当　③師長相当　④副看護部長相当
⑤係長　⑥主幹　⑦その他（　　）

問４　ご自身の最終学歴について次の中からお選びください。

①専門学校卒　②短大卒　③4 年制大学卒　④修士課程修了　⑤ 博士課程修了

問５　貴施設について、次の中からお選びください。

①200 床未満　②200～300 床未満　③300～400 未満　④400～500 床未満　⑤500 床以上

問６　ご自身の年齢について次の中からお選びください。

①20 歳代　②30 歳代　③40 歳代　④50 歳代　⑤60 歳以上

問７　ご自身の看護職としての経験年数について、次の中からお選びください。

①3 年未満　②3～4 年未満　③5～7 年未満　④8～10 年未満　⑤11～15 年
⑥16～20 年　⑦21 年以上

問８　貴施設において博士の学位取得が必要だと思いますか。

①現時点で非常に必要　②現時点で必要ないが将来的には必要　③どちらともいえない
④必要性はない

問９　ご自身の博士課程の進学希望について次の中からお選びください。

①進学したい　②条件が整えば進学したい　③進学は考えていない
④博士課程に在学もしくは修了した

問 10　前問で①②と回答した方にお尋ねします。進学する場合、進学先はどこを考えていますか。
①岐阜大学　　②他校

問 11　進学を考えている方にお聞きします。ご自身の進学希望時期について次の中からお選びください。
①1～2 年後　　②3～4 年後　　③5 年以降　　④できるだけ早く　　⑤考えていない
⑥すでに博士課程に進学しているもしくは修了した　⑦その他（　　）

問 12　進学を考えていない方にお聞きします。ご自身が進学しない理由について次の中からお選びください。(複数回答可)
①時間がない　　②年齢　　③経済的理由　　④周囲の理解がない　　⑤その他（　　）

問 13　博士課程に進学する場合、職場に希望する支援内容について教えてください。(複数回答可)
①勤務上の配慮　　②休暇制度　　③奨学金の貸与　　④非常勤扱い
⑤学位取得後の処遇の配慮　　⑥その他（　　）

問 14　博士課程に進学する場合、大学に希望する支援内容について教えてください。(複数回答可)
①ICT(情報通信技術)を活用した教育　　②夜間土日開講　　③奨学金の充実
④学位論文指導体制の充実　　⑤リモートを可聴した学位論文指導　　⑥その他（　　）

問 15　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程設置へのご意見をご記載ください。

以下の QR コードまたは URL よりご回答ください。

【QR コード】

【URL】　https://forms.office.com/r/FB2ZS4V4JC

令和７年８月18日

看護学部長　　様
看護学科専攻長　様

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
専　攻　長　井關　敦子

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
博士課程設置に関するWebアンケート調査について（お願い）

平素は、本学の教育にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本学では、令和９年４月博士課程の設置に向け準備をしており、以下のような能力を備えた人材を養成します。

研究者として看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律して解決できる能力を備え、看護学の発展に寄与する人材
1. 看護実践の場で直面する複雑な課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案できる、高度な専門知識と研究能力
２. 様々な組織の運営や企画の立案において、重要な役割を果たせるリーダーシップ・マネジメント能力
３. 人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出するためのイノベーション共創力

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、博士課程設置の検討資料とするため、本調査へのご協力をお願い申し上げます。
皆様からいただきました情報は、今回の博士課程設置に関する統計資料及び文部科学省への提出資料としてのみ用い、個人が特定されることはございません。また、他の目的には使用致しません。
下記のとおりアンケート調査へのご協力を、何卒よろしくお願い致します。

記

1. 調査対象者：施設長様　１名
　　看護系教育職員の方
※ 20部同封いたしますので、お手数をおかけいたしますが対象の方にお配りください
2. 回答期限：**令和７年８月31日（日）**
3. 調査内容：博士課程設置に関する質問
アンケート調査は【看護職管理者様用】と【看護系教員様用】の２種類があります。
4. 調査方法：アンケート調査は、マイクロソフト社が提供していますマイクロソフトフォームス使用し無記名でWebにて行います。本調査にご協力いただける場合は、本用紙の裏面に記載しておりますURLにアクセスいただくか、スマートフォン等でQRコードを読み取っていただき、ご回答をお願い致します。
所要時間は５分程度になります。

連絡先
〒501-1194　岐阜市柳戸1-1
岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
学務係　担当者 山下　　Tel:058-293-3218

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻　博士課程設置に関する Web アンケート調査

【対象：看護系教員様】

本アンケートは Web 調査となります。
裏面の QR コードまたは URL より専用の回答フォームにお進みいただき，
以下の質問にお答えください。

以下の問いについて、該当する選択肢を選ぶか（　　）に回答をご記入ください。

問１　この調査にご回答くださる方の職位をお教えください。

①助手　②助教　③講師　④准教授　⑤教授　⑥教務主任　⑦専任教員
⑧その他（　　）

問２　あなたが勤務する学校（以下貴校）所在地について、次の中からお選びください。

①愛知県　②岐阜県　③三重県

問３　あなたが勤務する貴校について、次の中からお選びください。

①4 年制大学　②短大　③専門学校　④その他（　　）

問４　貴校のおおよその看護系教員数を次の中からお選びください。

①5 名未満　②5～10 名未満　③10～15 名未満　④15～20 名未満　⑤20～30 名未満
⑥30～40 名未満　⑦40 名以上

問５　ご自身の最終学歴について次の中からお選びください。

①　専門学校卒　②短大卒　③4 年制大学卒　④修士課程修了　⇒（問６へ）
⑤ 博士課程修了　⇒（問 12 へ）

問６　あなた自身博士の学位取得が必要だと思いますか。

①現時点で非常に必要　②将来的には必要　③どちらともいえない
④必要性はない　⇒（問 10 へ）

問７　前問で①②③と回答されました方にお尋ねします。ご自身の博士課程の進学希望について次の中からお選びください。

①進学したい　②将来進学を考えている　③進学は考えていない　問 10 へ

問８　問７で①②と回答した方にお尋ねします。進学する場合、進学先はどこを考えていますか。

①岐阜大学　②他校

問９　進学を考えている方にお聞きします。ご自身の進学希望時期について次の中からお選びください。

①1～2 年後　②3～4 年後　③5 年以降　④できるだけ早く　⑤考えていない
⑥すでに博士課程に進学しているもしくは修了した　⑦その他（　　）

問 10　進学を考えていない方にお聞きします。ご自身が進学しない理由について次の中からお選びください。（複数回答可）

①時間がない　　②年齢　　③経済的理由　　④周囲の理解がない　　⑤その他（　　）

問 11　博士課程に進学する時の希望について記載ください。

（　　）

問 12　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程設置へのご意見をご記載ください。

以下の QR コードまたは URL よりご回答ください。

【QR コード】

【URL】　https://forms.office.com/r/uPayYULqDk

令和７年吉日

学部学生様

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
専　攻　長　　井關　敦子

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
博士課程設置に関するWebアンケート調査について（お願い）

平素は、本学の教育にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本学では，令和９年４月博士課程の設置に向け準備をしており、以下のような能力を備えた人材を養成します。

研究者として看護学の高度な専門知識を有し，健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる能力を備え，看護学の発展に寄与する人材

1. 看護実践の場で直面する複雑な課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案できる、高度な専門知識と研究能力
2. 様々な組織の運営や企画の立案において，重要な役割を果たせるリーダーシップ・マネジメント能力
3. 人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出するためのイノベーション共創力

つきましては，ご多用の折，誠に恐縮でございますが，博士課程設置の検討資料とするため，本調査へのご協力をお願い申し上げます。

皆様からいただきました情報は，今回の博士課程設置に関する統計資料及び文部科学省への提出資料としてのみ用い，個人が特定されることはございません。また，他の目的には使用致しません。
下記のとおりアンケート調査へのご協力を、何卒よろしくお願い致します。

記

1. 調査対象者：　本校　看護学科学生
2. 調査内容：博士課程設置に関する質問
3. 調査方法：アンケート調査のご回答をお願い致します。
   所要時間は５分程度になります。

連絡先
〒501-1194　岐阜市柳戸1-1
岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻
学務係　担当者 山下　　Tel:058-293-3218

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻　博士課程設置に関する調査

【対象：学部学生様】

以下の問いについて，該当する選択肢を選ぶか（　　）に回答をご記入ください。

問１　あなたの学年を次の中から一つお選びください。

①1 年生　　②2 年生　　③3 年生　　④4 年生　　⑤その他（　　）

問２　学部卒業後のキャリアを考えた場合，大学院への進学を考えますか。

①考える　　②どちらともいえない　　③考えない

問３　ご自身の学部卒業後の修士・博士課程の進学希望について次の中からお選びください。

①修士課程に進学したい　　②修士・博士課程に進学したい　　③将来進学を考えている

④進学は考えていない

問４　問３で①②③と回答した方にお尋ねします。進学する場合，どのような条件かを教えてください。（複数回答可）

①国立大学である　　②修士・博士課程の双方がある　　③自宅（住居地）から近い

④指導教員の研究力　　⑤その他（　　）

問５　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程が設置されましたら，進学を考えますか。

①進学したい　　②進学は考えていない　　③他校への進学を考えている

問６　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士課程設置へのご意見をご記載ください。

# 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程に関するニーズ調査結果

学生確保の見通しを立てるために本博士後期課程設置の趣旨、人材育成のイメージ、専門領域を示し、本博士後期課程への進学についてWeb調査を実施

1. 調査期間

令和7年8月18日～令和7年10月8日

2. 調査対象

①本修士課程在院生20人、および本修士課程修了生57人、計77人

②岐阜県内の200床以上の医療機関39施設、保健所・保健センター11施設、計50施設の看護職管理者

③岐阜県内の200床以上の医療機関38施設の看護職スタッフ各30人、本学附属病院の全看護職スタッフ677人、保健所・保健センター、訪問看護ステーション11施設の看護職スタッフ各20人、計50施設の看護職スタッフ2,037人

④東海3県の看護専門学校52校、看護系大学23校、計75校の看護系教員、各校20人、計1,500人

⑤本看護学科の学生304人（1年生80人、2年生80人、3年生69人、4年生75人）

3. 調査結果のまとめ

・調査の結果、本博士後期課程設置に対し「看護の資質向上」、「社会に貢献できる人材育成」のために支持する意見が多くあった。調査対象である修士課程修了生や医療機関、看護系大学等の管理者、教員すべてから期待する声が多数あり、期待の大きいことが示された。

・本博士後期課程への進学を希望する者は、修士課程在院生・修了生が20人、医療機関等看護職スタッフが81人、看護系教員が9人、計110人であった。

・本博士後期課程への進学希望者110人の進学希望時期は、「1～2年後」20人、「3～4年後」23人、「5年以降」26人、「できるだけ早く」が19人であった。

・現時点で入学定員3名を満たすことは十分可能と言える。

表1　回答者の概要　（n=1281）

| 項目 | 人数 |
|---|---|
| 修士課程 | 47 |
| 本学大学院修了生 | 34 |
| 本学大学院在院生 | 13 |
| 看護職管理者 | 33 |
| 病院・医療機関 | 15 |
| 行政（保健センター・保健所等） | 2 |
| 訪問看護ステーション | 1 |
| 看護系短期大学・大学 | 8 |
| 専門学校他 | 7 |
| 看護スタッフ | 727 |
| 病院・医療機関 | 695 |
| 行政（保健センター・保健所等） | 31 |
| 老人保健施設 | 1 |
| 看護系教員スタッフ | 170 |
| 看護系短期大学・大学 | 42 |
| 看護専門学校他 | 128 |
| 学部生 | 304 |
| １年生 | 80 |
| ２年生 | 80 |
| ３年生 | 69 |
| ４年生 | 75 |

# 調査結果　博士課程進学に対する意向

## １）修士課程在院生・修了生

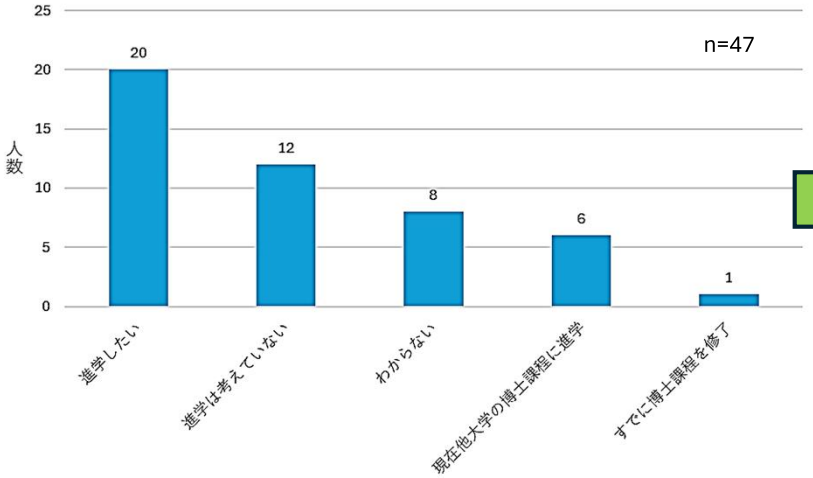



図１　本専攻博士課程進学への意向

進学希望者

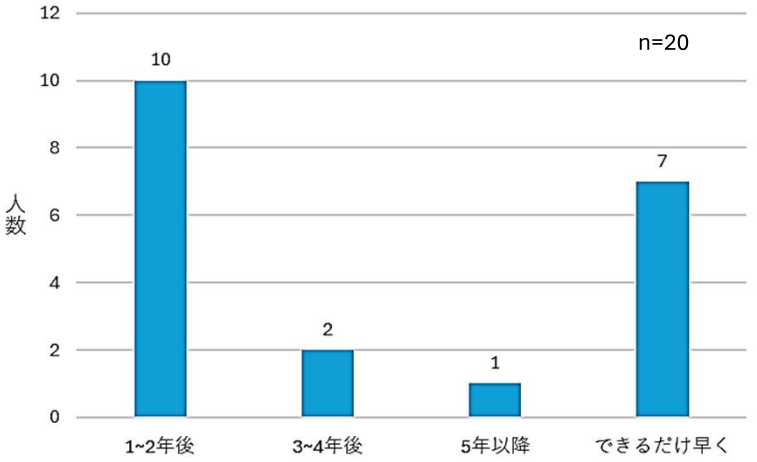



図２　本専攻博士課程進学希望時期

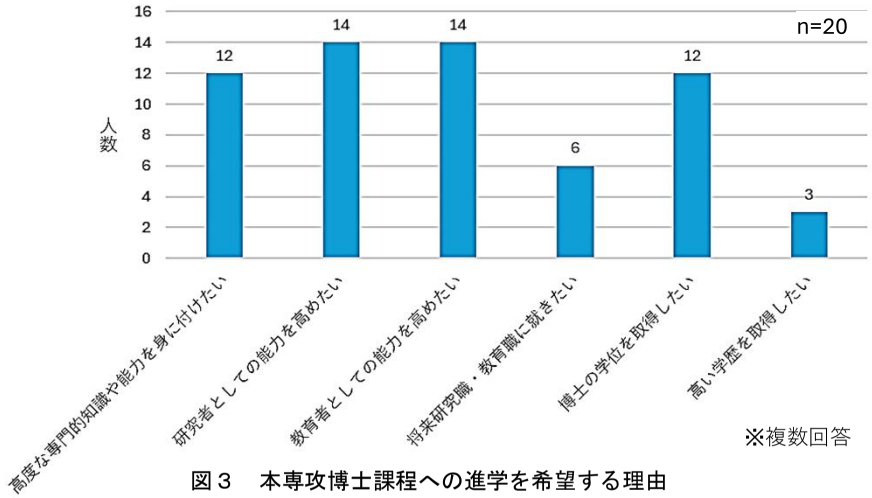



図３　本専攻博士課程への進学を希望する理由

## ２）看護職スタッフ

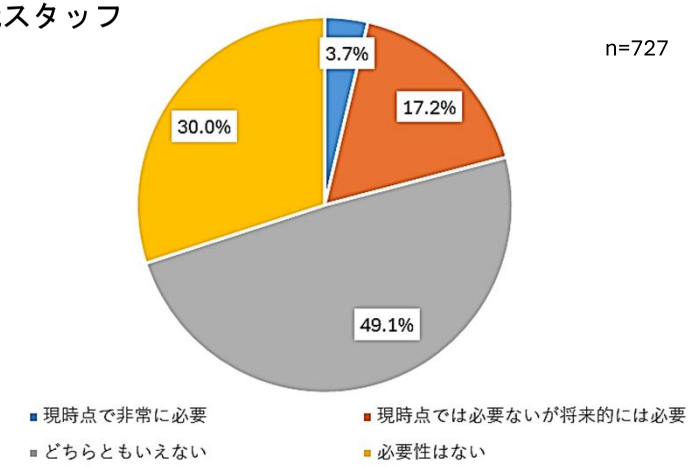



図４　博士課程への進学の必要性

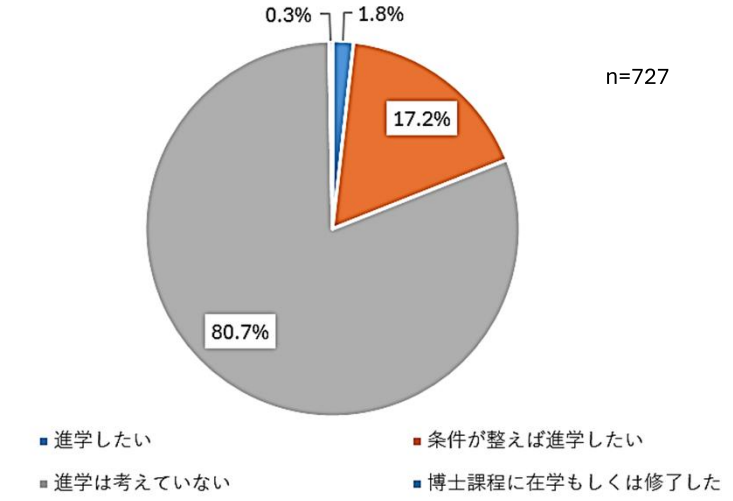



図５　博士課程（一般）への進学意向

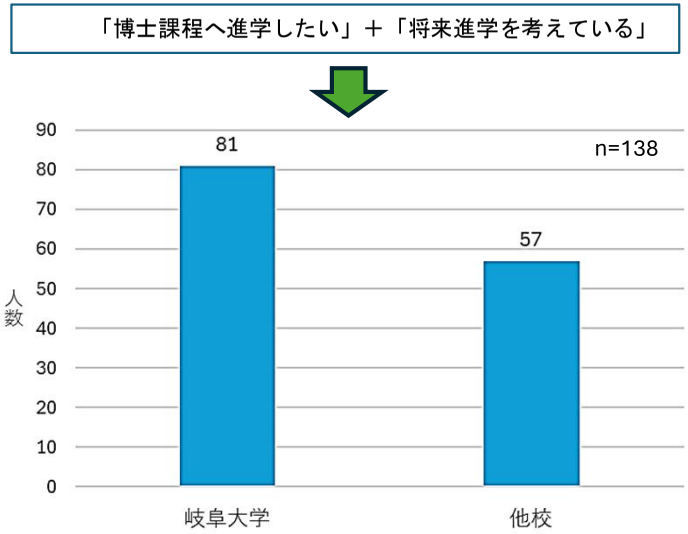



図６　博士課程進学先の希望

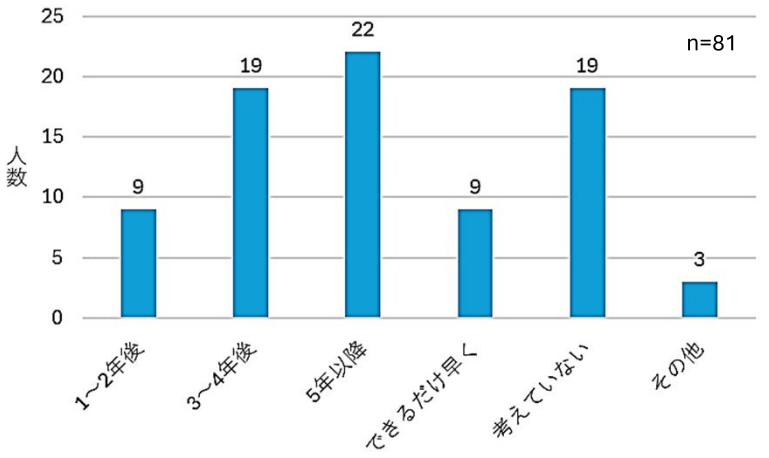



図７　本専攻博士課程への進学希望時期

### ３）看護系教員スタッフ

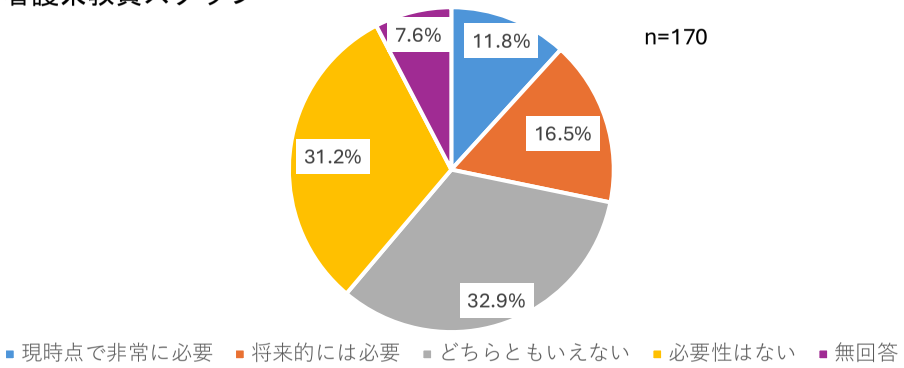



図８　博士の学位取得の必要性

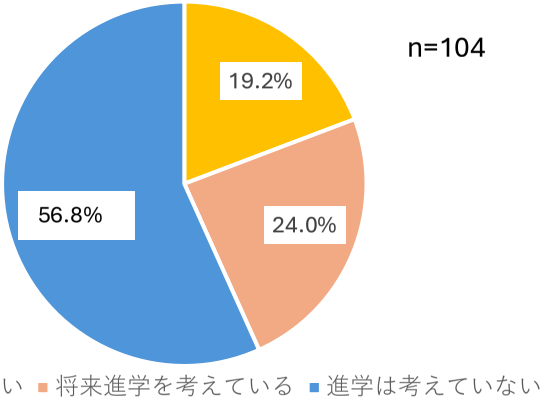



図９　博士課程（一般）への進学意向

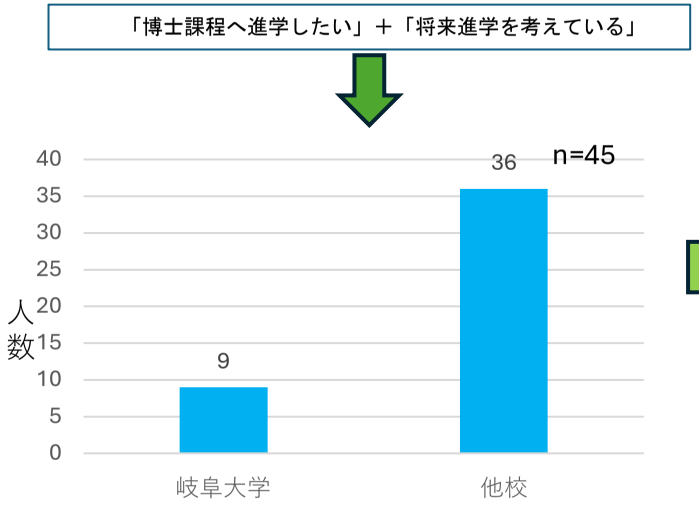



図10　博士課程進学先の希望

岐阜大学
進学希望者

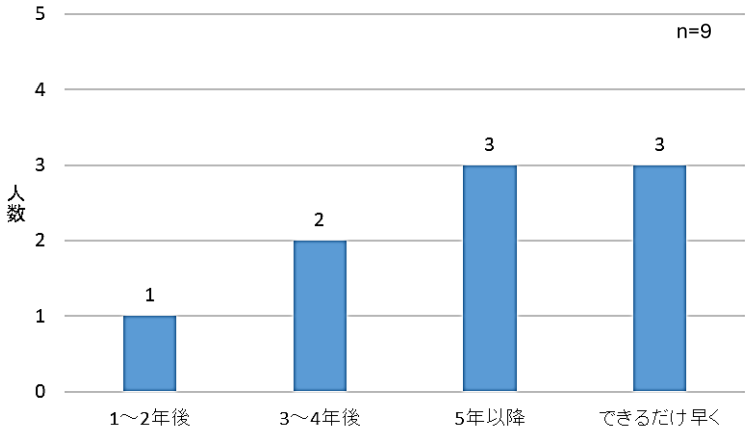



図１１　本専攻博士課程進学希望時期

## ４）看護職管理者　　職員の博士の学位取得の必要性、および採用意向

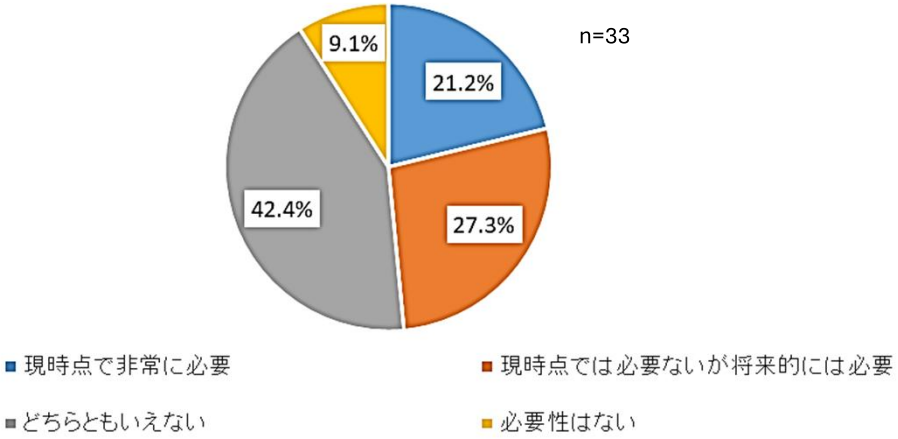



図１２　職員の博士の学位取得の必要性

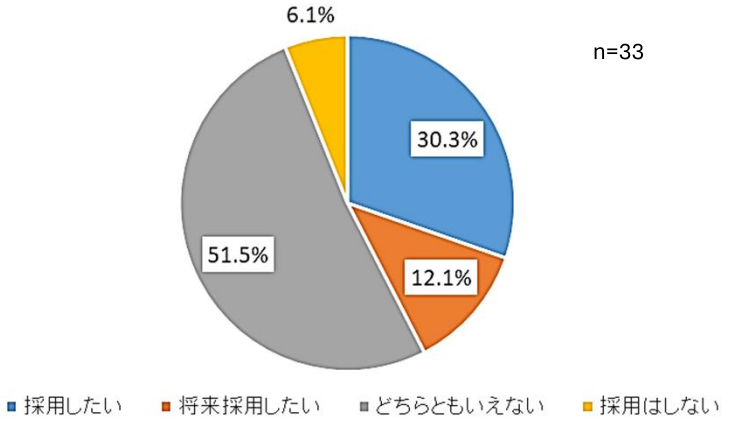



図１３　博士の学位取得者の採用意向

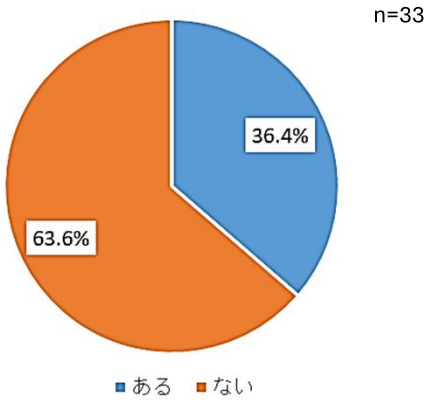



図１４　博士課程進学者への支援制度の有無

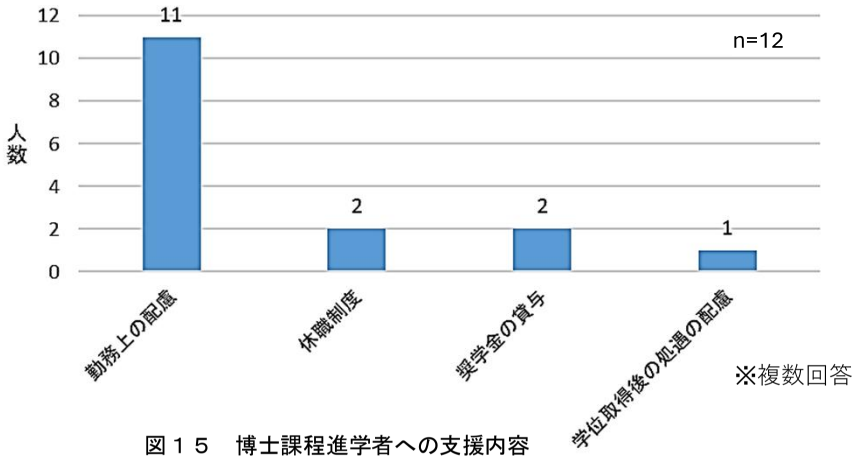



図１５　博士課程進学者への支援内容

５）学部生

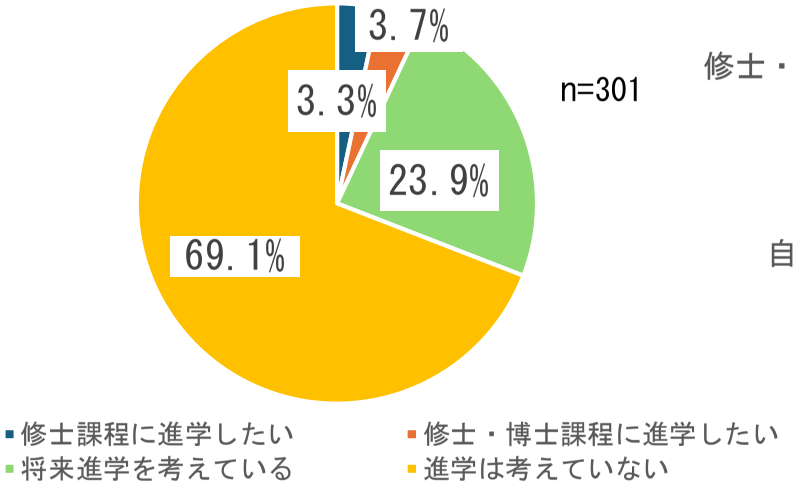
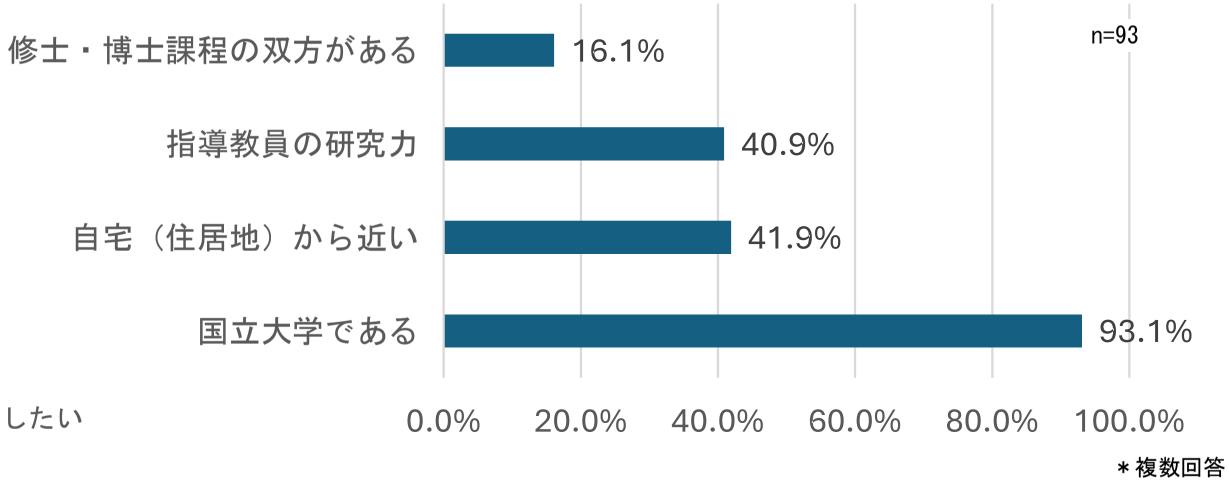



図１６　修士・博士課程進学に対する意向




＊複数回答

図１７　修士・博士課程進学に進学する場合の条件

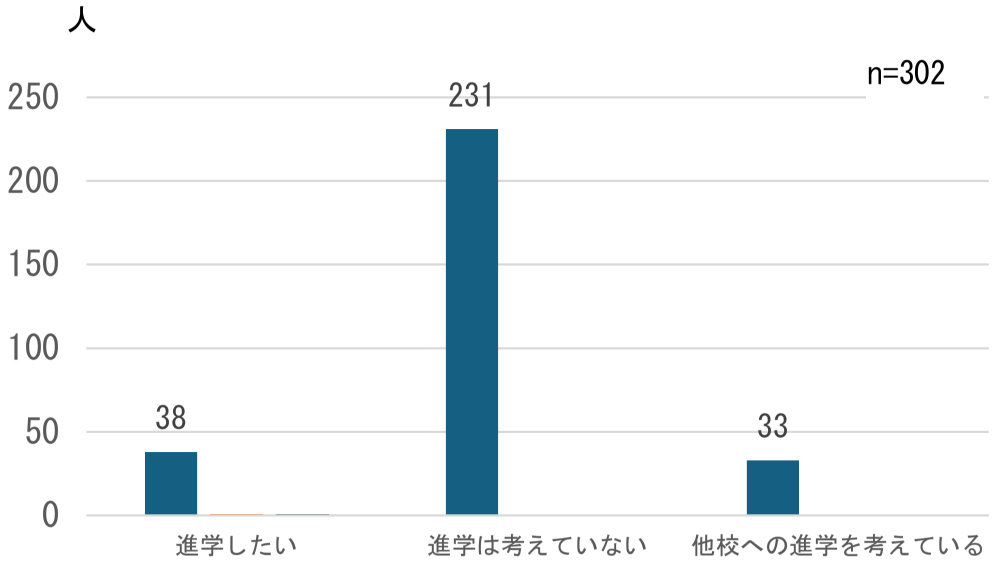



図１８　本博士課程への進学意向

## 本学大学院看護学専攻博士課程についての自由意見・要望

**【岐阜県内の大学に博士課程設置を要望する】**
- 岐阜県で活動していくことを視野に入れると岐阜県という中山間地域で研究を行いたい。
- 岐阜県内で博士課程に通う事が出来れば、仕事、家庭、学問の両立ができる。
- 岐阜県唯一の国立看護学科として、岐阜県の看護のために早く設置を望む。

**【看護の質向上のために博士課程設置に期待】**
- 看護の質向上のため、とても有意義である。若いスタッフが博士を取得することを願う。
- 若年スタッフが新たに学ぶ環境が整えられるのは良いことである。

**【社会に貢献できる人材育成】**
- 様々な課題に対し根拠に基づいた解決策が提示及び実践できる人材が多く必要。看護師の社会的地位の向上にもつながる。
- 現場で活躍してもらえる人材を育成してほしい。

**【看護系大学等の教員の質の向上】**
- 今後の看護教育の質の向上には、必要不可欠だと感じる。
- 看護系大学教員の学位も博士後期課程が求められる時代になっていると感じている。岐大の規模を考えると、ぜひ設置してもらいたい。
- 大学教員になってから、博士の必要性を痛感している。

**【本学博士課程への入学の希望】**
- もう少し早く設置されることを期待していたが、設置されなかったため他大学に進学した。修士・博士と継続的に学べる環境が整うことを期待する。
- 岐阜大学で博士課程を学びたい。
- 博士課程設置を強く希望しており、実現すれば積極的に進学を検討したい。

**【設置にあたっての要望】**
- リモートでの対応など通学だけではない対応もあると地域差なく通学可能になる。
- 今の仕事を継続しながら博士課程が取得できると良い。
- 仕事をしながら通えること、研究を進められることについて考えてもらえると進学を前向きに考える人が増える
- 集中講義やリモートでの対応も望む。通学の距離に理解が得られると良い。

令和７年　11　月　１日

国立大学法人東海国立大学機構
岐阜大学
学長　吉田　和弘　様

公益社団法人岐阜県看護協会
会長　青木　京子

# 要　望　書

平素より公益社団法人岐阜県看護協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

岐阜県看護協会は、専門職能団体として岐阜県内の看護職の資質向上を図り、県民の健康の増進と福祉の向上をめざして活動してまいりました。特に近年においては、地域包括ケアシステムの構築の推進から10年以上が経過し、医療・ケアと生活を一体とした地域完結型への変換が図られるなど社会状況は大きく変化しており、また、3年余にわたる新型コロナウイルス感染症の対応を経験したことから、看護職への需要は益々高まると同時に、活躍の場や活動の内容は大きく広がりを見せております。看護には今後、予防も含めより地域と密着し、生活も含めた支援が求められます。

一方貴学は、昭和28年の岐阜県立高等看護学院の開設に始まり、昭和41年の岐阜県立医科大学付属看護学校、翌42年の岐阜大学医学部附属看護学校を経て、平成3年には岐阜大学医療技術短期大学部、平成12年には岐阜大学医学部看護学科設置と発展しながら多くの優秀な看護職を輩出し地域に貢献してこられました。さらに、平成17年には医学系研究科看護学専攻（修士課程）を創設し、看護職のリカレント教育の場を提供し、多くの看護教育者と看護管理職の養成に尽力してこられました。

貴学には、このような取組をさらに発展され、岐阜県民の健康の増進と福祉の向上のために必要な課題解決能力や自立した研究能力を有し、地域医療の現場で指導力を発揮できる人材を養成し、輩出されることを期待しております。

私ども岐阜県看護協会も、これまでと同様に看護職の質と量の確保を主な役割と考え、県内医療を支える看護職の資質向上に努力すべく、様々な教育研修を実施し、保健・医療・福祉分野のそれぞれの現場で直面している課題を解決できる有能な人材の育成に努力しておりますが、職能団体としての限界もあります。

そこで、貴学には大学院に博士後期課程を設置して、社会が直面する医療現場の課題を多角的に分析し、その解決に向けた新たな看護実践モデルを考案し、それらを医療現場に還元、かつ改革できる高度な看護職の養成を求めるものであります。貴学がこれまで一貫してより高い専門性と確かな実践力を基盤とした看護職の養成に寄与してきた実績をもとに、博士後期課程において高度看護実践者のみならず、今後の看護職人材を養成する看護教育者ならびに研究者を養成いただくことを岐阜県看護協会の会員一同、切に期待するものであります。

以上の理由から、岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻における博士後期課程の早期設置を強く要望いたします。

# ３ポリシーと教育課程の関連

**人材養成像**　看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材を養成する。

## アドミッション・ポリシー

1．看護に携わる者としての高い倫理観、豊かな人間性を有する人
（DP：1・2・3）

2．多様な場における学修や経験を通して培った基礎的研究能力を有する人
（DP：1）

3．教育・研究及び地域や臨床など多様な場や機会において、組織の運営や企画の立案に主体的に関わり、リーダーシップ・マネジメント能力の向上に取り組む意欲を持つ人
（DP：2）

4．地域包括ケアシステムの創出・改革に向け、他者と協働できる人
（DP：2・3）

5．先端技術を活用して、次世代に求められる持続可能なケアシステムの共創を目指す人
（DP：3）

## カリキュラム・ポリシー

1．高度な専門知識を獲得し，多様な学問領域の理論と実践を統合し，包括的なケアシステムを構築する方法を学修する。
（授業科目①・②）

2．高度化・複雑化した保健医療の課題を地域包括ケアシステムの中で解決するために，リーダーシップ・マネジメント能力を発揮する方法を学修する。
（授業科目：④・⑦）

3．データサイエンスやICT、AI などの先端技術を活用し、多職種と協働して持続可能なケアシステムを創出する方法を探求する。
（授業科目：③・⑧・⑨）

4．自律した研究者として研究を遂行し，研究成果を社会に還元していくための方法を学修する。
（授業科目：⑤・⑥）

**授業科目**

① 看護学教育論　１年前期
② 看護学研究方法論　１年前期
③ ヘルスケア・イノベーション特講　１年後期
④ 地域包括ケア看護学特講　１年通年
⑤ 地域包括ケア看護学演習　２年通年
⑥ 特　別　研　究　１～３年
⑦ 看 護 政 策特 講　１年前期
⑧ データサイエンス特講　１年前期
⑨ ヘルステック特講　１年後期

## ディプロマ・ポリシー

**1．高度な専門知識と研究能力**

高度化・複雑化した保健医療の課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案できる、高度な専門知識と研究能力
（授業科目①・②・⑤・⑥）

**2．リーダーシップ・マネジメント能力**

様々な組織の運営や企画の立案において、地域包括ケアシステムを牽引する役割を果たせるリーダーシップ・マネジメント能力
（授業科目④・⑤・⑥・⑦）

**3．イノベーション共創力**

人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出するためのイノベーション共創力
（授業科目③・⑤・⑥・⑧・⑨）

# 修士課程修了生（平成18年度～令和6年度）の進路

## ア　平成18年度～令和元年度修了生（83名）の在職状況（令和4年ニーズ調査時）

| 職種・職名 | | 人　数 | うち県内勤務者 |
|---|---|---|---|
| 教員 | 教　授 | 4 | 3 |
| | 准教授 | 9 | 7 |
| | 講　師 | 17 | 15 |
| | 助　教 | 13 | 10 |
| 小　計 | | 43 | 35 |
| 医療職員 | | 20 | 14 |
| その他 | | 10 | 4 |
| 不　明 | | 10 | 0 |
| 合　計 | | 83 | 53 |

| | |
|---|---|
| 現に教員である者の割合 | 51.8%<br>(43/83) |

内訳

| 所属大学 | | 教　授 | 准教授 | 講　師 | 助　教 | 計 | 割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県内 | 中部学院大学 | 2 | 2 | 5 | 0 | 9 | 20.9 |
| | 岐阜大学 | 0 | 1 | 0 | 5 | 6 | 14.0 |
| | 岐阜医療科学大学 | 0 | 2 | 3 | 0 | 5 | 11.6 |
| | 平成医療短期大学 | 1 | 0 | 3 | 1 | 5 | 11.6 |
| | 朝日大学 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 7.0 |
| | 岐阜聖徳学園大学 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 7.0 |
| | 大垣女子短期大学 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4.7 |
| | 岐阜協立大学 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4.7 |
| 小　計 | | 3 | 7 | 15 | 10 | 35 | 81.5 |
| 県外 | 愛知県立大学 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4.7 |
| | 修文大学 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2.3 |
| | 一宮研伸大学 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2.3 |
| | 日本福祉大学 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2.3 |
| | 中部大学 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2.3 |
| | 富山県立大学 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2.3 |
| | 兵庫県立看護大学 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2.3 |
| 小　計 | | 1 | 2 | 2 | 3 | 8 | 18.5 |
| 合　計 | | 4 | 9 | 17 | 13 | 43 | 100 |

## イ　令和2年度～令和6度修了生（29名）の進路状況

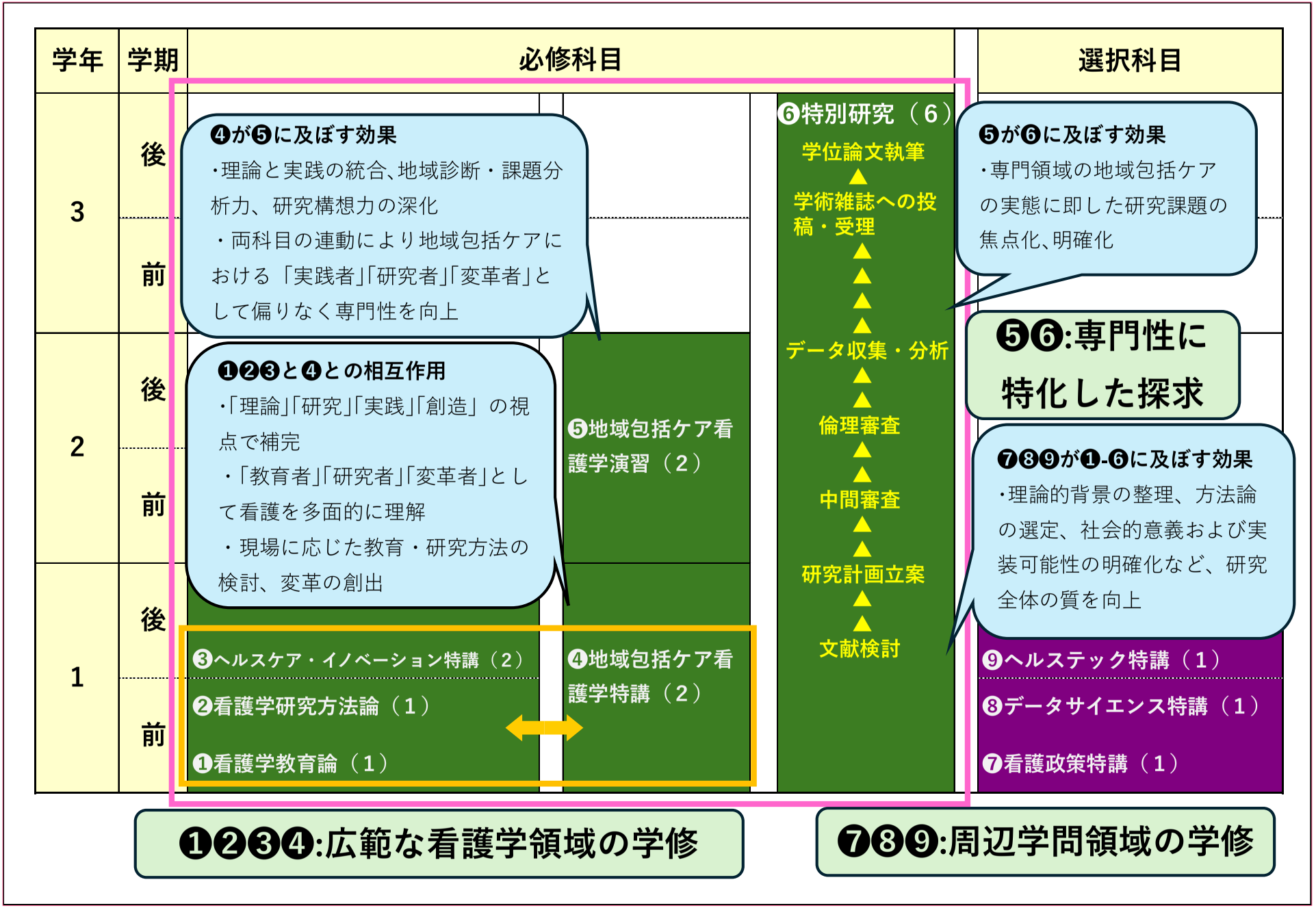
| 大学教員 | |
|---|---|
| 中部学院大学（岐阜） | 2 |
| 平成医療短期大学（岐阜） | 2 |
| 岐阜聖徳学園大学（岐阜） | 1 |
| 岐阜協立大学 （岐阜） | 1 |
| 朝日大学（岐阜） | 1 |
| 岐阜保健大学（岐阜） | 1 |
| 修文大学（愛知） | 1 |
| 小　計 | 9 |
| 看護師・保健師 | 18 |
| 進学・その他 | 2 |
| | 29 |

（うち県内14）

## ウ　全修了生（112名）の出身地

| | | |
|---|---|---|
| **岐阜県** | 84 | 75.0% |
| **愛知県** | 20 | 17.9% |
| **その他** | 8 | 7.1% |
| | 112 | |

# 科目の系統図




●は科目番号、(　)は単位数

# 看護学専攻博士後期課程における人材養成とカリキュラムとの関連

**人材養成像**　看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材を養成する。

## ① 高度な専門知識と研究能力

高度化・複雑化した保健医療の課題に対し、科学的根拠に基づいた解決策を提案することができる。

## ② リーダーシップ・マネジメント能力

様々な組織の運営や企画の立案において、地域包括ケアシステムを牽引する役割を果たすことができる。

## ③ イノベーション共創力

人を中心とした問題解決構造を理解し、データ解析、ICT、AIなどの先端技術を活用して、効果的かつ持続可能なケアシステムを創出することができる。

| | | １年前期 | １年後期 | ２年前期 | ２年後期 | ３年前期 | ３年後期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門科目（必修） | 看護学教育論 | （１単位） ●○○ | | | | | |
| | 看護学研究方法論 | （１単位） ●○○ | | | | | |
| | ヘルスケア・イノベーション特講 | | （２単位） ○○● | | | | |
| | 地域包括ケア看護学特講 | | | （２単位） ○●○ | | | |
| | 地域包括ケア看護学演習 | | | | （２単位） ●●● | | |
| | 特　別　研　究 | （6単位） ●●● | | | | | |
| 専門科目（選択） | 看護政策特講 | | | （１単位） ○●○ | | | |
| | データサイエンス特講 | | | | （１単位） ○○● | | |
| | ヘルステック特講 | | | | （１単位） ○○● | | |

**修了に必要な単位**
専門科目（必修）14単位
専門科目（選択）2単位
計16単位

●：科目の内容がDPによく当てはまる。
○：科目の内容がDPに当てはまる。

# 看護学専攻博士後期課程シラバス目次

専門科目（必修）

１．看護学教育論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．看護学研究方法論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３．ヘルスケア・イノベーション特講・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

４．地域包括ケア看護学特講・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

５．地域包括ケア看護学演習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

６．特別研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

専門科目（選択）

７．看護政策特講・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

８．データサイエンス特講・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

９．ヘルステック特講・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | 看護学教育論<br>Theory of Nursing Education | 開講学期・時間割・教室 | 前期 |
| 担当教員 | ○魚住 郁子、社本 生衣 | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 1 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 看護学、教育学の基礎的理論を統合させ、看護学教育の教育課程の動向やその理念・目的・内容及び教授活動についての理解を深め今後の看護学教育の方向性について探求する能力を養う。さらに看護学教育領域において活用されている理論や概念等の既知の学習を踏まえ、カリキュラム開発、看護理論開発、教育方法開発の可能性を考察する。<br>加えて、看護学教育領域で活用されている理論や概念を踏まえ、看護実践の場における現任教育や対象者への健康教育にも応用できる教育的実践のあり方を探求する。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. 我が国や欧米における看護制度と看護学教育の変遷が理解できる。<br>2. 我が国や欧米における看護学教育の現状が理解できる。<br>3. 看護学教育課程とカリキュラム開発が理解できる。<br>4. 看護学教育における最新の知見を得て看護学教育の方向性や必要性を検討できる。<br>5. 日本の医療及び社会情勢を踏まえて看護理論開発や教育方法開発の可能性を検討できる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ① 国内外の看護制度と看護学教育の変遷（第1･2回:文献学習）<br>② 国内外の看護学教育の現状（第3･4回:文献学習）<br>③ 看護学教育課程とカリキュラム開発（第5回:ディスカッション）<br>④ 日本の医療及び社会情勢に応じた看護学教育の方向性と必要性<br>（第6回:ディスカッション）<br>⑤ 日本の医療及び社会情勢に応じた看護理論や教育方法<br>（第7･8回:ディスカッション） | | |
| 使用言語 | 日本語 | | |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・討議の状況（発表内容・参加状況）（50%）、課題の取り組み（資料・プレゼンテーション）（50%）から総合的に評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90点以上、優：80点以上90点未満、良：70点以上80点未満、可：60点以上、不可：60点未満）。<br>到達度評価の観点<br>・毎回の授業での討議やプレゼンテーションにより理解状況を評価する。 | | |

| | |
|---|---|
| テキスト | 『看護教育学第6版』杉森みど里、医学書院、2016<br>『看護教育における授業展開』舟島なをみ、医学書院、2017 |
| 参考文献 | 文部科学省（2025）モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版<br>https://www.mext.go.jp/content/20250317_mxt_igaku-000040938_1.pdf |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | 看護学研究方法論<br>Research Methodology in Nursing Science | 開講学期・時間割・教室 | 前期 |
| 担当教員 | 三好 美浩、〇三尾 亜喜代、<br>杉村 鮎美、小林 和成、<br>谷口 泰弘 | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 1 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |

| | |
|---|---|
| 授業概要 | 看護学における高度な研究遂行能力を養成することを目的として、量的・質的・混合研究法など多様な研究方法論について理論と実践の両面から学習する。臨床現場や地域社会と連携した研究を遂行するために必要な調査設計、倫理的配慮、データ分析、理論構築等の知識・技能を涵養する。 |
| 到達すべき目標 | 1. 看護学の理論的背景を踏まえ、多様な研究方法論（量的・質的・混合）の特徴と適用条件を理解し、批判的に評価できる。<br>2. 自身の研究テーマに適した研究方法を論理的に選定し、学術的に妥当な研究計画を立案できる。<br>3. 倫理的配慮を踏まえ、地域・臨床現場における実践的な研究を構築・遂行できる。<br>4. データの収集、管理、分析の各過程を自立して遂行でき、研究結果を理論的に解釈できる。 |
| 授業計画と準備学習 | ① 学際的研究の可能性　量的・質的・混合研究法の特徴と選択基準、妥当性・信頼性の考え方<br>② 量的研究法　実験・準実験、因果推論、介入研究、多変量解析、階層的モデリングの概略<br>③ 質的研究法　グラウンデッド・セオリー、現象学、等の適用<br>④ 混合研究法の実践　統合的設計、トライアンギュレーション、事例研究との比較<br>⑤ 看護理論と研究枠組み　看護理論の応用、概念構成とモデル構築の方法<br>⑥ 倫理的配慮と国際的研究基準　倫理審査、国際的倫理基準<br>⑦ 研究計画書の作成と評価　研究計画書の作成と評価<br>⑧ 研究資金・助成申請の書き方　科研費・外部資金申請の戦略と構成 |
| 使用言語 | 日本語 |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・各担当教員の課題に基づいて評価する。<br>・課題レポート（70%）、討議内容（20%）、授業への参加度・課題への取り組み状況（10%）から総合的に成績評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満）。 |

| | |
|---|---|
| テキスト | 担当教員が適宜指示する。 |
| 参考文献 | 担当教員が適宜指示する。 |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | ヘルスケア・イノベーション特講<br>Advanced Seminar on Healthcare Innovation | 開講学期・時間割・教室 | 後期 |
| 担当教員 | ○川瀬 真弓 | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 2 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 地域包括ケアを基盤とするヘルスケア領域において、医療・看護の複雑な課題を構造的に理解し、革新的な解決策を共創できる高度な研究能力を養成する。国内外の医療・看護におけるイノベーション研究を文献レビューによって体系的に整理するとともに、WHO・OECD など国際機関の政策動向を踏まえ、ヘルスケア・イノベーションの理論的背景と実装の課題を検討する。<br>特に、認知科学を基盤とするデザイン思考、人間中心設計（HCD）、Experience-based Co-design（EBCD）など、現代のヘルスケアにおける共創的アプローチを通じて、患者・家族・医療者の生活世界を理解し、洞察・問題の再定義・プロトタイピングへと展開する質的研究プロセスを修得する。<br>最終的には、デザイン思考・HCD・EBCD を医学研究の方法論として深化させ、医療・看護領域の複雑な課題に対して科学的エビデンスと共創的アプローチを統合し、新しい地域包括ケアシステムを構想・検証する能力の育成を目指す。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. 医療・看護領域のイノベーション研究の潮流を理解し、批判的に考察できる。<br>2. デザイン思考・HCD・EBCD 等を用いて、複雑な課題の「再構成（reframing）」ができる。<br>3. 現場観察・文献レビュー・データ分析を統合した質的研究デザインを構築できる。<br>4. 多職種協働・患者参加型の共創によるヘルスケアシステムの設計ができる。<br>5. 実データを用いた課題抽出・介入仮説の構築・試行・評価ができる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ① ガイダンス、ヘルスケア分野におけるイノベーション　課題解決構造について<br>② デザイン思考１　共感、問題の定義について<br>③ デザイン思考２　アイデア創出とプロトタイプ、テストについて<br>④ システム思考１　因果関係の構造について、事例分析<br>⑤ システム思考２　レバレッジポイントについて、事例分析<br>⑥ イノベーションと社会実装　持続可能なシステムの創出について<br>⑦ ヘルスケア分野とデザイン<br>UX デザイン、ユーザビリティ、アクセシビリティについて<br>⑧ ヘルスケア分野とデータの活用　事例紹介、事例分析<br>⑨ 文献レビュー<br>国内外の医療・看護におけるイノベーションの歴史と動向、WHO （Global Strategy on Digital Health）、OECD の動向 | | |

| | |
|---|---|
| | ⑩ 文献調査　　国内外の医療・看護におけるイノベーション事例の収集とレビュー<br>⑪ プロジェクト演習１　　高齢者ケア：患者さんへ直接取材<br>⑫ プロジェクト演習２　　データ分析：テキストマイニングなど<br>⑬ プロジェクト課題１　　課題の選定、共創で問題の定義<br>⑭ プロジェクト課題２　　アイデア発想、解決策の創出、事前評価、修正<br>⑮ プロジェクト課題３　　発表、振り返り |
| 使用言語 | 日本語 |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・リフレクション課題（40%）、文献レビュー（20%）、講義内演習・討議への貢献（20%）、発表（20%）から総合的に評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満）。 |
| テキスト | ・必要に応じて担当教員から提供する |
| 参考文献 | ・必要に応じて担当教員から提供する |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | 地域包括ケア看護学特講<br>Special Lecture on Community-Based Integrated Care Nursing | 開講学期・時間割・教室 | 通年 |
| 担当教員 | 小木曽 加奈子、西田 友子、<br>杉村 鮎美、前田 由紀、<br>大平 幸子、三尾 亜喜代、<br>小山 真紀、後藤 忠雄、<br>○中川 ひろみ | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 2 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 地域包括ケアシステムの概念とその構築に関する理論と実践について、地域特性や現代社会の多様な課題（高齢化、少子化、多文化共生、医療資源の偏在等）を踏まえ俯瞰的な視野を持って探究する。地域で暮らす母子・障害者・高齢者・多様な文化的背景をもつ全ての人々、あらゆる健康レベルに対応した包括的なケアを支える看護職の専門的役割について考察し、地域包括ケアモデルの開発に資する視点を養う。また、各国のケアシステムと比較し、看護職が果たすべき次世代のリーダーシップや研究的貢献のあり方について検討する。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. 地域包括ケアシステムの構造・課題・変遷について理論的に理解し説明できる。<br>2. 地域包括ケアシステムにおける看護職の役割を多面的に分析できる。<br>3. 国内外の文献から地域ケアモデルや看護職の機能と比較し、地域看護の課題と可能性を俯瞰的に論じることができる。<br>4. 自身の研究テーマと地域包括ケアとの関連性を見出し、論理的に統合できる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ① 地域包括ケアの概念<br>② 地域包括ケアシステムの政策的背景<br>③ 地域特性の把握と社会的課題/地域診断、地域分析<br>④ がんサバイバー支援　*2 コマ<br>⑤ 要介護者・在宅医療　*2 コマ<br>⑥ 医療的ケア児・在宅医療　　*2 コマ<br>⑦ 精神障がい者支援と地域ケア<br>⑧ 多文化共生と看護<br>⑨ 災害・緊急時の地域ケア体制<br>⑩ 地域資源とネットワーク構築/NPO・自治体・地域団体との協働<br>⑪ 国内外の文献レビュー<br>⑫ 研究テーマへの統合と展望 | | |
| 使用言語 | 日本語 | | |

| | |
|---|---|
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・地域包括ケアに関する理論的理解、学術的分析力、討議・発表への貢献度及び授業内容を自己の研究に統合する能力について、担当教員が総合的に評価する。<br>・プレゼンテーションの内容（30%）、討議内容（30%）、課題レポート（40%）によって総合的に成績評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満）。 |
| テキスト | 担当教員が適宜指示する。 |
| 参考文献 | 担当教員が適宜指示する。 |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | ２年 |
| 授業科目名【英文】 | 地域包括ケア看護学演習<br>Seminar on Community-Based Integrated Care Nursing | 開講学期・時間割・教室 | 通年 |
| 担当教員 | ○中川 ひろみ、三好 美浩、<br>髙橋 由起子、纐纈 朋弥、<br>三尾 亜喜代、前田 由紀、<br>小木曽 加奈子、魚住 郁子、<br>社本 生衣、杉村 鮎美、<br>小林 和成、西田 友子、<br>大平 幸子 | 授業の形態 | 演習 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 2 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 本科目は特別研究の後半支援科目として位置づけられる。地域包括ケア看護学特論で修得した理論的・実践的知識を基盤に、特別研究で設定した研究課題の遂行過程において、ゼミや学会参加・発表を通し、学際的視野の拡大、自律した研究者としての批判的思考力、研究遂行能力の修得を目指す。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. 特別研究の進行過程において、文献学習やフィールドワーク等からの文献知と実践知を統合し学会・セミナー等で論理的に発表・議論ができる。<br>2. 特別研究のデータや文献・フィールドワークで得た情報や知見を統合し、分析・改善提案を具体的に提示することができる。<br>3. 学際的議論やフィードバックを踏まえ、研究課題の修正ができる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ① 国内外の文献レビュー　（第１・２回文献学習）<br>地域包括ケアに関する社会課題、関連領域に関する文献収集、整理<br>② 各自の研究テーマに関連する文献発表　（第３回）<br>③ フィールドワークの設計　　実施計画の作成　（第４回）<br>④ フィールドワークの実施　（第5～8回）<br>⑤ フィールドワークの中間報告　（第９回）<br>⑥ 文献・フィールドワーク成果の整理　（第10回）<br>文献・フィールドワークデータの統合・分析<br>⑦ 学会・セミナー等の参加報告（第11回）<br>学会・セミナー等で得た知見の共有、課題への応用の検討<br>⑧ 学会発表予行　（第12回）<br>⑨ 学際的討論会　（第13回）他領域研究者との議論、視点の拡大・分析視点の深化<br>⑩ フィードバック（第14回）研究課題の整理、改善策の検討<br>⑪ 演習統括　（第15回）<br>＊文献検討：特別研究のデータ収集、分析を補完する学際的・理論的情報を収集（地域包括ケアに関連する社会課題に関する文献、医療・介護・教育など関連領域に関する情報）し知見を得、研究課題の深化に資すること。<br>＊フィールドワークの目的：特別研究で収集したデータや文献から得られた知見をフィールドで再確認し、看護実践の場との整合性を再評価する。 | | |

| | |
|---|---|
| 使用言語 | 日本語 |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・地域包括ケアに関する学術的理解と分析能力及び研究テーマへの統合力について、総合的に担当教員が評価する。<br>・プレゼンテーションの内容（30%）、討議内容（30%）、課題レポート（40%）から総合的に成績評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満）。 |
| テキスト | 担当教員が適宜指示する。 |
| 参考文献 | 担当教員が適宜指示する。 |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | 1～3 年 |
| 授業科目名【英文】 | 特別研究<br>Special Research Work | 開講学期・時間割・教室 | 通年 |
| 担当教員 | 髙橋 由起子、魚住 郁子、<br>綿貫 朋弥、中川 ひろみ、<br>三尾 亜喜代、三好 美浩、<br>小木曽 加奈子、社本 生衣、<br>大平 幸子、前田 由紀、<br>小林 和成、西田 友子、<br>杉村 鮎美 | 授業の形態 | 演習 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 6 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 専門科目（必修・選択）で修得した知識を基盤とし、学修成果を進化・発展させ、看護学における課題を設定し、自律した研究活動を展開できる能力を修得する。課題解決に資する知見を創出し、博士論文として公表する。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. 看護学における独創的かつ学術的意義の高い研究課題を設定することができる。<br>2. 適切な研究方法を選択し倫理的配慮のもと研究計画を立案・展開できる。<br>3. 収集したデータを的確に分析・解釈し、信頼性・妥当性のある結論を導き出すことができる。<br>4. 研究成果について、国内外の学会で成果発表を行うことができる。<br>5. 看護学の発展や看護の質向上に資する知見を創出し、研究を自律的に遂行できる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | 第 1 回～30 回：研究基盤の構築と研究計画の立案<br>自身の課題及び周辺領域の文献検討をとおし、研究課題を抽出し、研究目的、意義を明確化する。課題解決のための手法を文献検討や情報収集のためのフィールドワーク等により検討し研究計画書を立案する。中間審査を受審し、指導・助言を得て研究計画書を洗練化させ倫理審査を受審し承認を得る。<br><br>第 31 回～60 回：研究の遂行とデータ収集・分析<br>パイロットスタディによりデータ収集、分析方法のブラッシュアップを行い、データ収集を開始する。得られたデータを分析し、結果について検証する。<br><br>第 61 回～90 回：成果の発信<br>研究成果について、国内外の学会で発表を行う。 | | |
| 使用言語 | 日本語 | | |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・研究過程及び研究成果を質的に評価すると共に、学会での成果発表の内容を総合的に評価し、審査委員会による審査を実施する。その結果を踏まえ、主研究指導教員が成績評価を行う。 | | |

| | |
|---|---|
| | ・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満)。 |
| テキスト | なし |
| 参考文献 | 指導教員が適宜指示する |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | 看護政策特講<br>Advanced Studies in Nursing Policy | 開講学期・時間割・教室 | 前期 |
| 担当教員 | ○社本 生衣、西田 友子、三尾 亜喜代、川瀬 真弓、（未定） | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 1 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 看護を取り巻く保健・医療・福祉に関する政策の諸課題を政策的視点から分析・考察し看護の役割について多角的に検討する。政策形成の理論的枠組み（政策過程論、エビデンスに基づく政策形成など）を理解し、国内外の看護政策の動向、課題について研究者・実践者・教育者それぞれの立場から、看護政策の知識と応用力（実践・提言・教育に活かせる）を涵養する。さらに、組織運営や政策企画の立案において重要な役割を果たせるリーダーシップ・マネジメントの能力の修得を目指す。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. 保健・医療・看護に関する政策を理論的に理解・分析できる。<br>2. 看護政策の歴史的・国際的展開を比較的視点で説明できる。<br>3. 看護職による政策提言・参画の意義と方法を説明し、実践に活用できる。<br>4. 研究成果を政策提案へとつなげる視点を獲得できる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ① 看護政策の基礎/日本における看護政策と制度の変遷<br>② 国際看護政策比較(WHO、OECD など)<br>③ 政策提言の方法論　　エビデンスに基づく政策立案プロセス<br>④ 政策評価と影響分析<br>⑤ 看護教育と政策：教育課程と制度改革、政策リテラシー教育<br>⑥ 看護政策と倫理：公正性、ジェンダー視点での政策分析<br>⑦ 演習　各自の専門領域（教育・実践等）に即した政策課題へのアプローチ<br>⑧ プレゼンテーション | | |
| 使用言語 | 日本語 | | |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・日本の看護政策の歴史的背景、現状、課題、そして将来の方向性、看護職の役割や政策形成過程が理解できたか、また、現場での実践に活かせるかという視点について、レポート及びプレゼンテーションにより評価する。<br>・課題レポート（50%）、プレゼンテーション（50%）から総合的に評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満)。<br>到達評価の観点<br>・知識理解（看護政策について正しく理解しているか)、分析力（政策の効果や課題を論理的に評価できるか)、提案力（現実的かつ根拠のある改善策を提示できるか)、表現力及び伝達力（文章・発表の構成力、説得力、引用の適切さ）等により | | |

| | |
|---|---|
| | 評価する。 |
| テキスト | 担当教員が適宜指示する。 |
| 参考文献 | ・看護職者のための政策過程入門 第2版　見藤隆子他、日本看護協会出版会<br>・ヘルスケアシステム論 2025 年版 ： ヘルスケアサービス提供のための制度・政策（看護管理学習テキスト 第3版 ）監修：井部俊子　編集：増野園惠（著)、日本看護協会出版会 |
| 備考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | データサイエンス特講<br>Advanced Studies in Data Science | 開講学期・時間割・教室 | 前期 |
| 担当教員 | 一宮　尚志、松丸　直樹、<br>○髙橋 由起子 | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 1 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | 医療・保健分野では電子カルテ情報やレセプト情報をはじめとして検診データ、ICT、IOT、AI などの活用により多くの情報が収集・蓄積されている。これら蓄積されているリアルワールドデータを収集し、ビックデータとして分析・可視化することで、健康課題を解決するための基礎資料となるようデータ収集方法や、分析方法を探求する。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. データサイエンスの背景や基本的な知識を説明できる。<br>2. リアルワールドデータを研究に利用する際の留意点を説明できる。<br>3. 収集されるリアルワールドデータを活用し分析、可視化することができる。<br>4. 収集されたビックデータを活用し価値創造する方法を探求できる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ① データサイエンスの背景<br>② リアルワールドデータ・ビックデータ取り扱い時の倫理・活用のリテラシー<br>③ 医療データ（電子カルテ情報、健診データ、がんデータ）の収集・分析方法<br>④ ベイズ理論<br>⑤ レギュラトリーサイエンス<br>⑥ テキストマイニング<br>⑦ リアルワールドデータ・ビックデータの解析方法・可視化と利活用<br>⑧ データの看護への活用 | | |
| 使用言語 | 日本語 | | |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・レポート（70%）、講義内でのディスカッションへの参加状況（30%）から総合的に評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満）。 | | |
| テキスト | 担当教員が適宜指示する | | |
| 参考文献 | 担当教員が適宜指示する | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | 令和９年度 | 対象学年 | １年 |
| 授業科目名【英文】 | ヘルステック特講<br>Advanced Seminar on HealthTech | 開講学期・時間割・教室 | 後期 |
| 担当教員 | ○小林 和成、大野 ゆう子、<br>纐纈 朋弥、細野 光章、<br>前田 由紀 | 授業の形態 | 講義 |
| 科目開講学部・学科 | 医学系研究科（看護学専攻） | 単位 | 1 |
| 科目区分 | 専門科目 | 履修コード | |
| 科目分類 | 地域包括ケア看護学分野 | シラバス URL | |
| 授業概要 | ヘルステクノロジー（AI、ビッグデータ、IoT、ロボティックス、ウェアラブルデバイス等）の現状と展望を理解し、看護学の視点からその利活用と課題について批判的に検討する力を養い、ヘルスケアや看護への応用について探求する。 | | |
| 到達すべき目標 | 1. ヘルステックに関する最新の知識と技術の動向を理解する。<br>2. 看護の視点からテクノロジーの活用の可能性と課題を評価できる。<br>3. ヘルスケアや看護への実際の事例を分析し研究、実装可能性を構想できる。<br>4. 倫理的課題に対する批判的思考を持ち、課題解決策を考案（提示）できる。 | | |
| 授業計画と準備学習 | ・授業計画<br>第１回：ヘルステックと看護<br>第２回：AI 予測モデリング<br>第３回：IoT、ICT、ウェアラブルデバイス 見守り、自立支援、在宅ケアにおける ICT 活用や地域ネットワーク構築<br>第４回：ロボティックスと看護 ケア支援ロボット、移乗支援<br>第５回：ビッグデータの利活用 データリテラシーと個人情報の保護<br>第６回：テクノロジー導入における倫理的課題<br>第７回：教育への活用 VR やシミュレーション教育による実践力強化<br>第８回：国内外の最新のヘルステック活用例 実装への課題<br><br>・準備学習<br>各授業回の内容にかかる研究や実践的取り組みの文献、インターネットや新聞、商業誌等の保健医療福祉や教育現場等での実践活動例等をもとに、知識や知見の獲得・整理、及び課題・問題を解決するための手立・方策に対する考察等を行っておいてください。 | | |
| 使用言語 | 日本語または英語 | | |
| 成績評価の方法<br><br>到達評価の観点 | 成績評価の方法<br>・プレゼンテーションの内容（30%）、討議内容（30%）課題レポート（40%）から総合的に成績評価を行う。<br>・成績は秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、不可を不合格とする（秀：90 点以上、優：80 点以上 90 点未満、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上、不可：60 点未満）。 | | |
| テキスト | 担当教員が適宜指示する。 | | |

| | |
|---|---|
| 参考文献 | 担当教員が適宜指示する。 |
| 備考 | オンデマンド等の授業になる可能性がある。 |

○岐阜大学学則

（平成 19 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 50 号）

| | | |
|---|---|---|
| **改正** | 平成 19 年 12 月 26 日 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| | 平成 20 年 11 月 20 日 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| | 平成 22 年 4 月 1 日 | 平成 22 年 7 月 1 日 |
| | 平成 23 年 4 月 1 日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| | 平成 24 年 8 月 1 日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| | 平成 25 年 12 月 1 日 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| | 平成 27 年 4 月 1 日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 29 年 4 月 27 日 |
| | 平成 30 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号 |
| | 令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号 | 令和 3 年 3 月 23 日　岐大学則第 1 号 |
| | 令和 4 年 3 月 21 日　岐大学則第 1 号 | 令和 5 年 3 月 30 日　岐大学則第 1 号 |
| | 令和 6 年 3 月 29 日　岐大学則第 1 号 | 令和 7 年 3 月 31 日　岐大学則第 1 号 |

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　教育研究上の基本組織（第 3 条－第 14 条の 3）
第 3 章　学部等教育
第 1 節　教育組織，修業年限及び在学期間等（第 15 条－第 18 条）
第 2 節　学年，学期及び休業日（第 19 条－第 21 条）
第 3 節　入学（第 22 条－第 30 条）
第 4 節　教育課程及び履修方法等（第 31 条－第 50 条）
第 5 節　休学，復学，転部，転学，退学及び除籍（第 51 条－第 59 条）
第 6 節　卒業の認定及び学士の学位授与（第 60 条・第 61 条）
第 7 節　教員免許状（第 62 条）
第 8 節　賞罰（第 63 条・第 64 条）
第 4 章　大学院教育（第 65 条）
第 5 章　研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等（第 66 条－第 72 条）
第 6 章　学生支援（第 73 条－第 77 条）
第 7 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料等（第 78 条・第 79 条）
第 8 章　雑則（第 80 条）
附則

## 第 1 章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は，国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第２条　本学は，地域における学術の中心として，深く専門の学芸を教授研究し，学術文化の発展と交流を担うとともに，広く知識を授け，優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち，自立した専門的能力を有する人材の育成を行い，もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的とする。

## 第２章　教育研究上の基本組織

(学部及び学科・課程)

第３条　本学に，次の学部を置き，学部に次の学科・課程を置く。

| | |
|---|---|
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 |
| 地域科学部 | 地域政策学科 |
| | 地域文化学科 |
| 医学部 | 医学科 |
| | 看護学科 |
| 工学部 | 社会基盤工学科 |
| | 機械工学科 |
| | 化学・生命工学科 |
| | 電気電子・情報工学科 |
| 応用生物科学部 | 応用生命化学科 |
| | 食農生命科学科 |
| | 生物圏環境学科 |
| | 共同獣医学科 |

２　前項の工学部電気電子・情報工学科に，電気電子コース，情報コース及び応用物理学コースを置く。

３　第１項の応用生物科学部共同獣医学科は，本学及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

(学環)

第３条の２　本学に，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 41 条に定める学部等連係課程実施基本組織として，社会システム経営学環（以下「学環」という。）を置く。

２　学環は，地域科学部，工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第３条の３　前２条に定める，学部，学科若しくは課程又は学環にあっては，人材の養成に関する目的，その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

(大学院)

第 4 条　本学に，大学院を置く。

2　大学院に関し必要な事項は，岐阜大学大学院学則（平成 19 年岐阜大学規則第 51 号。以下「大学院学則」という。）による。

（教員組織）

第 5 条　学部の学科(教育学部にあっては課程，応用生物科学部にあっては学科及び課程)，学環及び大学院の研究科の専攻に，教育研究上の目的を達成するための教員組織として，講座，学科目等を置く。

2　講座，学科目等に関し必要な事項は，「岐阜大学の講座，学科目，研究部門等に関する規程」（令和 2 年規程第 110 号）による。

第 6 条から第 14 条の 3 まで　削除

## 第 3 章　学部等教育

### 第 1 節　教育組織，修業年限及び在学期間等

（教育組織，入学定員及び収容定員）

第 15 条　学部及び学環（以下「学部等」という。）の教育組織，入学定員，3 年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 入学定員 | 3 年次編入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|---|---|
| 教育学部 | | 人 | 人 | 人 |
| | 学校教育教員養成課程 | 220 | | 880 |
| 地域科学部 | 地域政策学科 | 50 | 5 | 210 |
| | 地域文化学科 | 50 | 5 | 210 |
| | 計 | 100 | 10 | 420 |
| 医学部 | 医学科 | 85 | | 510 |
| | 看護学科 | 80 | | 320 |
| | 計 | 165 | | 830 |
| 工学部 | 社会基盤工学科 | 68【8】 | 10 | 292【32】 |
| | 機械工学科 | 134【4】 | 10 | 556【16】 |
| | 化学・生命工学科 | 154【4】 | 2 | 620【16】 |
| | 電気電子・情報工学科 | 194【4】 | 8 | 792【16】 |
| | 電気電子コース | ≪75≫ | | |
| | 情報コース | ≪90≫ | | |
| | 応用物理コース | ≪25≫ | | |
| | 計 | 550 | 30 | 2,260 |
| 応用生物科学部 | 応用生命化学科 | 58【3】 | 3 | 238【12】 |
| | 食農生命科学科 | 59【4】 | 4 | 244【16】 |
| | 生物圏環境学科 | 53【3】 | 3 | 218【12】 |
| | 共同獣医学科 | 30 | | 180 |
| | (鳥取大学農学部共同獣医学科) | (35) | | (210) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 計 | 200 | 10 | 880 |
| 社会システム経営学環 | | 30 | | 120 |
| 備考1　工学部における≪　≫は，コース定員を表し，学科の入学定員の内数とする。<br>備考2　応用生物科学部における(　)は，本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり，外数とする。<br>備考3　社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【　】は，各学科及び課程に係る内数を示す。 | | | | |

（修業年限）

第16条　学部等の修業年限は，4年とする。

2　医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については，前項の規定にかかわらず，6年とする。

（修業年限の通算）

第17条　科目等履修生又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により本学が編成した特別の課程を履修する者として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，その単位数に応じて，相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2　前項の修業年限の通算は，学部等の長が行う。

（在学期間）

第18条　学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2　前項の規定にかかわらず，医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は，12年を超えて在学することができない。ただし，医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあっては，4年を超えることができない。

3　第27条又は第28条の規定により入学した学生は，在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節　学年，学期及び休業日

（学年）

第19条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（学期）

第20条　学年は，次の2学期に分ける。ただし，医学部医学科については，別に定める。

前学期　4月1日から9月30日まで

後学期　10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第21条　本学の休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　創立記念日　6月1日

(4)　春季休業　4 月 1 日から 4 月 10 日まで
(5)　夏季休業　8 月 1 日から 9 月 30 日まで(医学部医学科第 2 年次から第 6 年次までにあっては 7 月 10 日から 8 月 31 日まで)
(6)　冬季休業　12 月 23 日から翌年 1 月 10 日まで

2　学部等の長は，前項第 4 号から第 6 号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。

3　前 2 項の規定にかかわらず，学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めたときは，休業日であっても授業を行うことができる。

第 3 節　入学

(入学の時期)

第 22 条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，再入学，編入学及び転入学並びに秋季入学については，第 19 条に規定する学年の途中においても，学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第 23 条　本学に入学することのできる者は，学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2　前項に定めるもののほか，入学資格(3 年次編入学を除く。)に関し必要な事項は，別に定める。

(入学願書の提出)

第 24 条　本学への入学を志願する者は，第 78 条に規定する検定料を添え，所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし，再入学，転入学並びに秋季入学を志願する者は，各学部等の指定する期日までに，入学願書を提出しなければならない。

2　前項に定めるもののほか，入学願書の提出に関し必要な事項は，別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第 25 条　学長は，入学志願者について，別に定めるところにより選考の上，合格者を決定する。

2　前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は，第 78 条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(入学の許可)

第 26 条　学長は，前条第 2 項の規定により入学手続を経た者(第 79 条に規定する入学料の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し，入学を許可する。

(3 年次編入学)

第 27 条　第 15 条の表に掲げる 3 年次編入学定員で編入学できる者は，学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2　前項に定めるもののほか，入学資格に関し必要な事項は，別に定める。

（再入学，編入学及び転入学）

第 28 条　学長は，本学へ再入学，編入学又は転入学を志願する者があるときは，第 15 条に規定する学部等の収容定員等を勘案し，教育に支障のない場合に限り，選考の上，相当年次に入学を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，入学資格に関し必要な事項は，別に定める。

（既修得単位等の認定）

第 29 条　学部等の長は，第 27 条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

（準用規定）

第 30 条　第 24 条，第 25 条及び第 26 条の規定は，第 27 条又は第 28 条の規定により入学する者にこれを準用する。

第 4 節　教育課程及び履修方法等

（教育体系等）

第 31 条　本学における教育体系は，教養教育及び専門教育とし，教養教育においては教養科目（応用生物科学部共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。）を，専門教育においては基礎科目及び専門科目（応用生物科学部共同獣医学科にあっては専門教育科目という。）を置く。

（教育課程の編成）

第 32 条　学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため，本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の下で必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3　教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

4　第 1 項から前項までに定めるもののほか，教育課程の編成に関し必要な事項は，別に定める。

（授業科目の開設主体）

第 33 条　前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目（応用生物科学部共同獣医学科にあっては本学が開設する一般教養科目に限る。）は，全学共通教育科目と称し，教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2　学部等において履修させる授業科目は，それぞれの学部等が開設する。

（連携開設科目）

第 33 条の 2　前条の規定にかかわらず，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の 2 に規定する連携開設科目を，本学が自ら開設したものとみなすことができる。

（外国人留学生等に係る日本語科目等）

第 34 条　外国人留学生に対しては，前条に規定するもののほか，全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の規定により開設する授業科目は，外国人留学生以外の学生で，外国において相当期間，中等教育（中学校，高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。）を受けた者に履修させることができる。

（単位の計算方法）

第 35 条　授業科目の単位数は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義については，15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　演習については，30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3)　実験，実習及び実技については，45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2　前項第 2 号及び第 3 号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は，各学部等又は教育推進・学生支援機構において，第 2 号の演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で，第 3 号の実験，実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で変更することができる。ただし，第 3 号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3　前 2 項の規定にかかわらず，一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は，講義時間を 3 倍，演習時間を 1.5 倍，実験及び実習時間を 1 倍して，合計時間が 45 時間の授業時間をもって 1 単位とする。

4　第 1 項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，各学部等において単位数を定めることができる。

（1 年間の授業期間）

第 36 条　1 年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35 週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第 37 条　各授業科目の授業は，15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（授業及び履修の方法等）

第 38 条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定める(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)ところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

3　第 1 項の授業の一部は，文部科学大臣が定める(平成 15 年文部科学省告示第 43 号)ところにより，本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4　第 44 条から第 49 条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は，60 単位を超えることができない。

5　第 31 条から第 34 条及び第 43 条に定めるもののほか，授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は，別に定める。

(成績評価基準の明示)

第 39 条　各学部等及び教育推進・学生支援機構は，学修の成果に係る評価等の基準を定め，授業細目(シラバス)に記載し，学生に対して明確に提示しなくてはならない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 40 条　本学は，授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の成績)

第 41 条　授業科目を履修した者に対しては，原則として試験を行う。この場合，定期試験は，学期末又は学年末に行うものとする。

2　履修した授業科目の成績は，前項に規定する試験のほか，研究報告，随時行う試験，出席及び学修状況等により総合判定する。

3　授業科目の成績は，秀，優，良，可及び不可の 5 種の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とする。ただし，必要と認める場合は，合格又は不合格の評語を用いることができる。

4　前項の成績評価に関し必要な事項は，別に定める。

(単位又は授業科目の修得の認定)

第 42 条　単位又は授業科目の修得の認定は，前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか，認定に関し必要な事項は，各学部等において別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 42 条の 2　学生が履修した第 33 条の 2 に規定する連携開設科目について修得した単位を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2　第 60 条に規定する卒業要件として修得すべき単位数のうち，前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は，30 単位を超えないものとする。

3　前 2 項に定めるもののほか，連携開設科目に関し必要な事項は，別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 43 条　各学部等は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。

（他の学部等の授業科目の履修等）

第 44 条　学生は，他の学部等の授業科目を履修し，又は聴講することができる。

2　前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し，又は聴講しようとするときは，当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。

3　前 2 項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は，別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第 45 条　学長は，教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき，学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2　前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは，学長の許可を得なければならない。

3　前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は，60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4　他大学等において履修した期間は，本学の在学期間に算入する。

5　第 1 項から前項までに定めるもののほか，他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は，別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 46 条　学部等の長は，教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成 3 年文部省告示第 68 号）を，別に定めるところにより，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は，前条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（留学）

第 47 条　学長は，教育上有益と認めるときは，外国の大学又は短期大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき，学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2　第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は，学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。

3　前 2 項に定めるもののほか，留学に関し必要な事項は，別に定める。

（外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等）

第 48 条　学長は，教育上有益と認めるときは，学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2　第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は，学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3　前 2 項に定めるもののほか，外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は，別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 49 条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位及び同条第 2 項に定める特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を，学部等の長は，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，学部等の長は，本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第 45 条第 3 項（第 47 条第 2 項及び第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。）により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4　前 3 項に定めるもののほか，入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 50 条　学生が職業を有している等の事情により，当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修について，学長の許可を得なければならない。

2　前項に定めるもののほか，長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は，別に定める。

## 第 5 節　休学，復学，転部，転学，退学及び除籍

（休学）

第 51 条　学部等の長は，疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは，休学を許可することができる。

2　学部等の長は，疾病のため修学することが適当でないと認められる者については，休学を命ずることができる。

（休学期間）

第 52 条　休学期間は，1 年以内とし，当該学年末までとする。ただし，特別の理由がある場合は，その期間を 1 年以内更新することができる。

2　休学期間は，通算して 3 年を超えることができない。

3　休学期間は，第 18 条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）
第 53 条　学部等の長は，休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について，その復学を許可することができる。
2　学部等の長は，第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で，その理由が消滅した場合には，その復学を許可することができる。
（転部）
第 54 条　学生が他の学部等に転部しようとするときは，所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。
2　第 29 条の規定は，前項の規定により転部する者にこれを準用する。
（転学）
第 55 条　本学から他の大学へ転学しようとする者は，学長の許可を得なければならない。
（退学）
第 56 条　退学しようとする者は，学長の許可を得なければならない。
（除籍）
第 57 条　学長は，学部等の長の申し出により，次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，これを除籍する。
(1)　死亡した者
(2)　行方不明の者
2　学長は，入学料の免除若しくは納付の猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者で，その納付すべき入学料を納付しない場合は，これを除籍する。
3　学長は，許可なく入学料(納付を猶予された場合に限る。)若しくは授業料を滞納し，又は延納期限を経過し，督促してもこれを納付しない者に対しては，除籍することができる。
（退学を命ずる場合）
第 58 条　学長は，次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，退学を命ずることができる。
(1)　第 18 条に規定する在学期間を超えた者
(2)　第 52 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者
(3)　疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
（その他）
第 59 条　第 51 条から前条までに関し，必要な事項は別に定める。

## 第 6 節　卒業の認定及び学士の学位授与

（卒業の認定）
第 60 条　卒業の認定は，第 16 条に規定する修業年限以上在学し，別に定める授業科目を履修し，卒業要件として定める単位を修得した者について，学長が行う。

2　学長は，前項に規定するもののほか，学校教育法第89条に定めるところにより，学生(医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。)が本学に3年以上在学し，卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には，その卒業を認めることができる。

3　前2項に規定する卒業の認定は，学年の終わり(秋季入学した者にあっては，第16条に規定する修業年限に達する学期の終わり)に行う。ただし，学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については，別に定める時期に認定をうけることができるものとする。

4　第1項から前項までに定めるもののほか，卒業の認定に関し必要な事項は，別に定める。

(学士の学位授与)

第61条　学長は，前条の規定により卒業の認定をした者には，岐阜大学学位規則に定めるところにより，学士の学位を授与する。

第7節　教員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第62条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は，別表のとおりとする。

第8節　賞罰

(表彰)

第63条　学生として表彰に価する行為があったときは，学長は，これを表彰する。

2　前項に規定する表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第64条　学長は，学生が本学の規則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をしたときは，これを懲戒する。

2　前項に規定する懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

3　前項に規定する退学は，次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　正当の理由がなくて出席常でない者

(3)　本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

4　第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は，第16条に規定する修業年限に算入しない。

5　懲戒に関し必要な事項は，第1項から前項までに定めるもののほか，学長が別に定める。

第 4 章　大学院教育

（大学院教育）

第 65 条　大学院に関し必要な事項は，大学院学則による。

第 5 章　研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等

（研究生）

第 66 条　学長は，本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については，研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第 67 条　学長は，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の履修を志願する者については，学部等の教育に支障のない場合に限り，科目等履修生として入学を許可することができる。

（聴講生）

第 68 条　学長は，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については，聴講生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第 69 条　他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては，当該他の大学との協議に基づき，学長は，特別聴講学生として入学を許可することができる。

（短期特定課題受託研修生）

第 69 条の 2　他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については，当該他の大学との協議に基づき，学長は，短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第 70 条　学長は，外国人留学生として本学に入学を志願する者については，別に定めるところにより選考の上，外国人留学生として入学を許可することができる。

2　前項に規定する外国人留学生については，第 15 条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

（内地留学生等）

第 71 条　学長は，産業教育内地留学生，科学教育研究室研究生，現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員，私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員，教職員支援機構研修員，受託研究員，獣医師受託研修生，外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については，その受入れを許可することができる。

（その他）

第 72 条　第 66 条から前条までに関し必要な事項は，別に定める。

第 6 章　学生支援

（学生支援）

第 73 条　本学は，学生の修学その他に関し，必要な助言指導を行う。

（保健管理）

第 74 条　学生は，毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 75 条　学生は，前条に規定する健康診断のほか，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）その他の法令に基づき，本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

（学生支援施設）

第 76 条　本学に，学生寮，課外活動施設その他の学生支援に関する施設を置く。

（その他）

第 77 条　第 73 条から前条までに関し必要な事項は，別に定める。

## 第 7 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料等

（検定料，入学料，授業料等の額及び収納方法）

第 78 条　検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

（入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予）

第 79 条　入学料，授業料及び寄宿料については，免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2　前項に定めるもののほか，入学料，授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については，別に定める。

## 第 8 章　雑則

（雑則）

第 80 条　この学則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

## 附　則

1　この学則は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2　この学則施行の際現に工学部の夜間主コースに在学する学生がいる場合には，第 5 条の規定にかかわらず，当該学生が在学しなくなる日までの間，夜間主コースを置き，第 15 条の表中，工学部及び合計に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
| 工学部 | 社会基盤工学科 | 人 | 人 | 人 |
| | 昼間コース | 240 | 240 | 240 |
| | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 機械システム工学科 | | | |
| | 昼間コース | 240 | 240 | 240 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 応用化学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 220 | 220 | 220 |
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 電気電子工学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 240 | 240 | 240 |
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 生命工学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 240 | 240 | 240 |
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 応用情報学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 280 | 280 | 280 |
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 機能材料工学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 220 | 220 | 220 |
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 人間情報システム工学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 200 | 200 | 200 |
| | | 夜間主コース | 15 | 10 | 5 |
| | 数理デザイン工学科 | | | | |
| | | 昼間コース | 160 | 160 | 160 |
| | (各学科共通) | | 60 | 60 | 60 |
| | 計 | 昼間コース | 2,040 | 2,040 | 2,040 |
| | | 夜間主コース | 120 | 80 | 40 |
| | | 共通 | 60 | 60 | 60 |
| 合計 | | | 5,290 | 5,250 | 5,210 |

附　則(平成 19 年 12 月 26 日)

この学則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附　則(平成 20 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
| 医学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 医学科 | 490 | 500 | 510 | 520 | 530 |
| | 看護学科 | 340 | 340 | 340 | 340 | 340 |
| | 計 | 830 | 840 | 850 | 860 | 870 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 5,260 | 5,230 | 5,200 | 5,210 | 5,220 |

3　第 15 条の表に規定する医学部医学科の収容定員は，平成 34 年度までとする。

附　則(平成 20 年 11 月 20 日)

この学則は，平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附　則(平成 21 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表工学部の項中の機械システム工学科及び数理デザイン工学科並びに医学部の項中の医学科及び計並びに合計の項の収容定員欄については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 工学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 機械システム工学科 | 245 | 250 | 255 | 260 | 260 |
| | 数理デザイン工学科 | 155 | 150 | 145 | 140 | 140 |
| 医学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 医学科 | 510 | 530 | 550 | 570 | 590 |
| | 看護学科 | 340 | 340 | 340 | 340 | 340 |
| | 計 | 850 | 870 | 890 | 910 | 930 |
| 合計 | | 5,240 | 5,220 | 5,240 | 5,260 | 5,280 |

附　則(平成 22 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 医学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 医学科 | 537 | 564 | 591 | 618 | 635 |
| | 看護学科 | 340 | 340 | 340 | 340 | 340 |
| | 計 | 877 | 904 | 931 | 958 | 975 |
| 合計 | | 5,227 | 5,254 | 5,281 | 5,308 | 5,325 |

3　平成 21 年度以前に入学した医学部看護学科及び工学部数理デザイン工学科の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 22 年 7 月 1 日)

この学則は，平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行の際現に教育学部の生涯教育課程又は応用生物科学部の食品生命科学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，生涯教育課程又は食品生命科学課程を置き，第 15 条の表中，教育学部並びに応用生物科学部の「応用生命科学課程」，「食品生命科学課程」，「獣医学課程」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
| 教育学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 学校教育教員養成課程 | 830 | 860 | 890 | 920 | 920 |
| | 特別支援学校教員養成課程 | 65 | 70 | 75 | 80 | 80 |
| | 生涯教育課程 | 105 | 70 | 35 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 応用生物科学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 応用生命科学課程 | 80 | 160 | 245 | 330 | 330 |
| | 食品生命科学課程 | 250 | 170 | 85 | 0 | 0 |
| | 獣医学課程 | 170 | 170 | 170 | 170 | 175 |
| | 計 | 830 | 830 | 830 | 830 | 835 |
| 合計 | | 5,254 | 5,281 | 5,308 | 5,325 | 5,337 |

附　則(平成 24 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 23 年度以前に入学した者については，改正後の第 48 条第 3 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 24 年 8 月 1 日)

この学則は，平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行の際現に工学部の社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工

学科及び数理デザイン工学科又は応用生物科学部の獣医学課程に在籍する学生がいる場合には，第3条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は獣医学課程を置き，第15条の表中，工学部の「社会基盤工学科」，「機械工学科」，「化学・生命工学科」，「電気電子・情報工学科」及び「計」並びに応用生物科学部の「共同獣医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 工学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 社会基盤工学科 | 60 | 120 | 180 | 240 | 240 |
| | 機械工学科 | 130 | 260 | 390 | 520 | 520 |
| | 化学・生命工学科 | 150 | 300 | 450 | 600 | 600 |
| | 電気電子・情報工学科 | 170 | 340 | 510 | 680 | 680 |
| | (各学科共通) | | | 30 | 60 | 60 |
| | | | | | | |
| | 社会基盤工学科 | 180 | 120 | 60 | | |
| | 機械システム工学科 | 195 | 130 | 65 | | |
| | 応用化学科 | 165 | 110 | 55 | | |
| | 電気電子工学科 | 180 | 120 | 60 | | |
| | 生命工学科 | 180 | 120 | 60 | | |
| | 応用情報学科 | 210 | 140 | 70 | | |
| | 機能材料工学科 | 165 | 110 | 55 | | |
| | 人間情報システム工学科 | 150 | 100 | 50 | | |
| | 数理デザイン工学科 | 105 | 70 | 35 | | |
| | (各学科共通) | 60 | 60 | 30 | | |
| | 計 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 |
| 応用生物科学部 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 共同獣医学科 | 30 | 60 | 90 | 120 | 150 |
| | 獣医学課程 | 145 | 115 | 90 | 60 | 30 |
| | 計 | 835 | 835 | 840 | 840 | 840 |
| 合計 | | 5,313 | 5,330 | 5,342 | 5,342 | 5,342 |

3　平成24年度以前に医学部医学科に入学した学生については，改正後の岐阜大学学則第18条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　平成24年度以前に入学した工学部社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システ

ム工学科及び数理デザイン工学科並びに応用生物科学部獣医学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 25 年 12 月 1 日)

1　この学則は，平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

2　平成 24 年規則第 1 号の附則第 2 項中「第 48 条第 3 項」を「第 41 条第 3 項」と読み替えるものとする。

附　則(平成 26 年 4 月 1 日)

この学則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日)

この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る「入学定員」及び「収容定員」については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 合計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 合計 |
| 平成 27 年度 | 110<br>80 | 190 | 1,240 | 645<br>340 | 985 | 5,345 |
| 平成 28 年度 | 110<br>80 | 190 | 1,240 | 648<br>340 | 988 | 5,348 |
| 平成 29 年度 | 110<br>80 | 190 | 1,240 | 651<br>340 | 991 | 5,351 |
| 平成 30 年度 | 95<br>80 | 175 | 1,225 | 639<br>340 | 979 | 5,339 |
| 平成 31 年度 | 95<br>80 | 175 | 1,225 | 627<br>340 | 967 | 5,327 |
| 平成 32 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 605<br>340 | 945 | 5,305 |
| 平成 33 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 580<br>340 | 920 | 5,280 |
| 平成 34 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 555<br>340 | 895 | 5,255 |
| 平成 35 年度 | 85 | 165 | 1,215 | 530 | 870 | 5,230 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 80 | | | 340 | | |
| 平成 36 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 520<br>340 | 860 | 5,220 |

附　則(平成 29 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　応用生物科学研究科は，改正後の岐阜大学学則第 4 条の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則(平成 29 年 4 月 27 日)

この学則は，平成 29 年 4 月 27 日から施行し，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 30 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 29 年度以前に入学した教育学部学校教育教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程の学生が取得できる教員免許状の種類及び免許教科・領域の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　岐阜大学学則等の一部を改正する学則(平成 27 年規則第 2 号)附則第 2 項の表中，平成 30 年度の項から平成 36 年度までの項を次のように改める。

| 年度 | 入学定員 | | | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 合計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 合計 |
| 平成 30 年度 | 110<br>80 | 190 | 1,240 | 654<br>340 | 994 | 5,354 |
| 平成 31 年度 | 110<br>80 | 190 | 1,240 | 657<br>340 | 997 | 5,357 |
| 平成 32 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 635<br>340 | 975 | 5,335 |
| 平成 33 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 610<br>340 | 950 | 5,310 |
| 平成 34 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 585<br>340 | 925 | 5,285 |
| 平成 35 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 560<br>340 | 900 | 5,260 |
| 平成 36 年度 | 85<br>80 | 165 | 1,215 | 535<br>340 | 875 | 5,235 |

附　則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号)

1　この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　連合獣医学研究科は，改正後の岐阜大学学則（以下「新学則」という。）第4条及び第5条の規定にかかわらず，平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成30年度以前に入学した医学部看護学科の学生が取得できる教員免許状の種類は，新学則第62条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和2年3月31日規則第6号)

1　この学則は，令和2年4月1日から施行する。

2　教育学部特別支援学校教員養成課程は，改正後の第3条の規定にかかわらず，令和2年3月31日に当該課程に在籍する者が在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　改正後の第15条の表中，教育学部の学校教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程並びに医学部看護学科の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部 | 学科又は課程 | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 940 | 960 | 980 |
| | 特別支援学校教員養成課程 | 60 | 40 | 20 |
| 医学部 | 看護学科 | 330 | | |

4　令和元年度以前に入学した教育学部の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の第62条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成30年規則第5号）附則第3項の表中，平成32年度以降の項を次のように改める。

| 年度 | 入学定員 | | 収容定員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 |
| 令和2年度 | 110<br>80 | 190 | 660<br>330 | 990 |
| 令和3年度 | 110<br>80 | 190 | 660<br>320 | 980 |
| 令和4年度 | 85<br>80 | 165 | 635<br>320 | 955 |
| 令和5年度 | 85<br>80 | 165 | 610<br>320 | 930 |
| 令和6年度 | 85<br>80 | 165 | 585<br>320 | 905 |
| 令和7年度 | 85<br>80 | 165 | 560<br>320 | 880 |
| 令和8年度 | 85<br>80 | 165 | 535<br>320 | 855 |

附　則(令和 3 年 3 月 23 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 15 条の表中，教育学部，工学部，応用生物科学部及び社会システム経営学環の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部等 | 学科又は課程 | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 教育学部 | | 人 | 人 | 人 |
| | 学校教育教員養成課程 | 970 | 940 | 910 |
| 工学部 | 社会基盤工学科 | 258【8】 | 276【16】 | 284【24】 |
| | 機械工学科 | 534【4】 | 548【8】 | 552【12】 |
| | 化学・生命工学科 | 606【4】 | 612【8】 | 616【12】 |
| | 電気電子・情報工学科 | 692【4】 | 704【8】 | 708【12】 |
| | 各学科共通 | 30 | 0 | 0 |
| | 計 | 2,120 | 2,140 | 2,160 |
| 応用生物科学部 | 応用生命科学課程 | 335【5】 | 340【10】 | 345【15】 |
| | 生産環境科学課程 | 335【5】 | 340【10】 | 345【15】 |
| | 共同獣医学科 | 180 | 180 | 180 |
| | 計 | 850 | 860 | 870 |
| 社会システム経営学環 | | 30 | 60 | 90 |
| 備考　社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【　】は，各学科及び課程に係る内数を示す。 | | | | |

附　則(令和 4 年 3 月 21 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号）附則第 5 項表中，令和 4 年度以降の項から令和 9 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | 収容定員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 |
| 令和 4 年度 | 110<br>80 | 190 | 660<br>320 | 980 |
| 令和 5 年度 | 85<br>80 | 165 | 635<br>320 | 955 |
| 令和 6 年度 | 85<br>80 | 165 | 610<br>320 | 930 |
| 令和 7 年度 | 85<br>80 | 165 | 585<br>320 | 905 |
| 令和 8 年度 | 85<br>80 | 165 | 560<br>320 | 880 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 9 年度 | 85<br>80 | 165 | 535<br>320 | 855 |

附　則(令和 5 年 3 月 30 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 5 年度以降の項から令和 10 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | 収容定員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 |
| 令和 5 年度 | 110<br>80 | 190 | 660<br>320 | 980 |
| 令和 6 年度 | 85<br>80 | 165 | 635<br>320 | 955 |
| 令和 7 年度 | 85<br>80 | 165 | 610<br>320 | 930 |
| 令和 8 年度 | 85<br>80 | 165 | 585<br>320 | 905 |
| 令和 9 年度 | 85<br>80 | 165 | 560<br>320 | 880 |
| 令和 10 年度 | 85<br>80 | 165 | 535<br>320 | 855 |

附　則(令和 6 年 3 月 29 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 5 年度以前に入学した教育学部の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 6 年度以降の項から令和 11 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | 収容定員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部<br>計 |
| 令和 6 年度 | 110<br>80 | 190 | 660<br>320 | 980 |
| 令和 7 年度 | 85<br>80 | 165 | 635<br>320 | 955 |
| 令和 8 年度 | 85<br>80 | 165 | 610<br>320 | 930 |
| 令和 9 年度 | 85<br>80 | 165 | 585<br>320 | 905 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 10 年度 | 85<br>80 | 165 | 560<br>320 | 880 |
| 令和 11 年度 | 85<br>80 | 165 | 535<br>320 | 855 |

附　則（令和 7 年 3 月 31 日　岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 6 年 3 月 29 日岐大学則第 1 号）附則第 3 項表中，令和 7 年度以降の項から令和 12 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | 収容定員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 医学科<br>看護学科 | 医学部計 | 医学科<br>看護学科 | 医学部計 |
| 令和 7 年度 | 110<br>80 | 190 | 660<br>320 | 980 |
| 令和 8 年度 | 85<br>80 | 165 | 635<br>320 | 955 |
| 令和 9 年度 | 85<br>80 | 165 | 610<br>320 | 930 |
| 令和 10 年度 | 85<br>80 | 165 | 585<br>320 | 905 |
| 令和 11 年度 | 85<br>80 | 165 | 560<br>320 | 880 |
| 令和 12 年度 | 85<br>80 | 165 | 535<br>320 | 855 |

3　改正後の第 15 条の表中，電気電子・情報工学科の「収容定員」については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 年度 | 収容定員 | |
|---|---|---|
| | 電気電子・情報工学科 | 計 |
| 令和 7 年度 | 732 | 2,200 |
| 令和 8 年度 | 752 | 2,220 |
| 令和 9 年度 | 772 | 2,240 |
| 令和 10 年度 | 792 | 2,260 |

4　この学則施行の際現に応用生物科学部の応用生命科学課程，生産環境科学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，応用生命科学課程，生産環境科学課程を置き，第 15 条の表中，応用生物科学部の「応用生命化学科」，「食農生命科学科」，「生物圏環境学科」及び「計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

| 学部等 | 学科又は課程 | 収容定員 |
|---|---|---|

| | | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 応用生物科学部 | 応用生命科学課程 | 265【15】 | 180【10】 | 90【5】 | |
| | 生産環境科学課程 | 265【15】 | 180【10】 | 90【5】 | |
| | 応用生命化学科 | 58【3】 | 116【6】 | 177【9】 | 238【12】 |
| | 食農生命科学科 | 59【4】 | 118【8】 | 181【12】 | 244【16】 |
| | 生物圏環境学科 | 53【3】 | 106【6】 | 162【9】 | 218【12】 |
| | 共同獣医学科 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 計 | 880 | 880 | 880 | 880 |
| 備考　【】は，社会システム経営学環の入学定員とし、応用生物科学部の定員の内数とする。 | | | | | |

5　令和 6 年度以前に入学した応用生物科学部の応用生命科学課程，生産環境科学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表（第 62 条関係）

| 学部 | 学科又は課程 | 免許状の種類 | 免許教科・領域の種類 |
|---|---|---|---|
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 小学校教諭一種免許状 | |
| | | 中学校教諭一種免許状 | 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語 |
| | | 高等学校教諭一種免許状 | 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，工業，英語 |
| | | 特別支援学校教諭一種免許状 | 知的障害者，肢体不自由者，病弱者 |
| | | 幼稚園教諭一種免許状 | |
| 工学部 | 社会基盤工学科<br>機械工学科<br>化学・生命工学科<br>電気電子・情報工学科<br>電気電子コース<br>情報コース | 高等学校教諭一種免許状 | 工業 |
| | 電気電子・情報工学科<br>応用物理コース | | 数学 |
| 応用生物科学部 | 応用生命化学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 理科 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 食農生命科学科<br>生物圏環境学科 | | 農業 |

# 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）の概要

## 地域包括ケア看護学領域

**養成する人材**

看護学の高度な専門知識を有し、健康危機や高度化・複雑化する保健医療における課題を自律的に解決できる研究能力を備え、看護学の発展に寄与する人材

**学位**
**博士（看護学）**

**学位論文**
**専門性・新規性・独創性**

**専門科目（選択）**
看護政策特講
データサイエンス特講
ヘルステック特講

医学
情報学
社会学
工学

**専門科目（必修）**
看護学教育論
看護学研究方法
ヘルスケア・イノベーション特講
地域包括ケア看護学特講
地域包括ケア看護学演習

↑
**倫理審査**
↑
**計画発表会**
↑
**計画書の作成**

**特別研究**

地域医療の質向上，看護学の発展，教育体制の強化，
国立大学として社会的責務

表１　３年履修の入学から修了までのスケジュール

| 学年 | | 月 | 学生 | 指導教員 | 看護学専攻 |
|---|---|---|---|---|---|
| １年次 | 前期 | 4月 | **入学** | | |
| | | | ・研究指導教員届 | | ・主研究指導教員1人，副研究指導教員2人を決定 |
| | | | ・研究計画の作成 | ・履修指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・専門科目，選択科目，特別研究の履修 | ・研究指導 | |
| | | | ・研究課題の明確化<br>文献レビュー，研究目的，研究手法の検討 | | |
| | 後期 | 10月 | ・フィールドワーク　＊特別研究 | | |
| | | 1月 | ・研究計画の立案・研究計画書の作成 | | ・**中間審査（研究計画発表会）**審査委員3人（主査1人，副査2人） |
| | | | 研究計画書の修正 | | |
| | | | ・倫理審査の受審・承認 | | ・**倫理審査委員会**<br>倫理審査委員会で承認を得る |
| | | | ・研究遂行　データ収集開始 | | |
| ２年次 | 前期 | 4月 | ・研究計画の作成 | ・研究指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・フィールドワーク＊地域包括ケア看護学演習 | | |
| | | | ・研究遂行　データ分析開始 | | |
| | 後期 | 10月 | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・データ分析完了 | | |
| | | | ・考察，結論の構築 | | |
| ３年次 | 前期 | 4月 | ・研究計画の作成 | ・博士論文作成指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・博士論文の執筆 | | |
| | | | ・論文投稿 | | |
| | | | ・国内および国際学会での発表 | | |
| | 後期 | 10月 | ・特別研究の履修 | | |
| | | 1月 | ・最終博士論文提出 | | ・**学位論文審査委員会**　審査委員3人（主査1人，副査2人） |
| | | 2月 | ・学位授与の申請 | | ・**最終試験（公開発表会）** |
| | | 3月 | **修了　学位授与式** | | 論文審査，プレゼンテーション，質疑応答 |

表２　５年履修（長期履修）の入学から修了までのスケジュール

| 学年 | | 月 | 学生 | 指導教員 | 看護学専攻 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1年次 | 前期 | 4月 | **入学** | | |
| | | | ・研究指導教員届 → | | ・主研究指導教員1人，副研究指導教員2人を決定 |
| | | | ・研究計画の作成 | ・履修指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・専門科目，選択科目，特別研究の履修 | ・研究指導 | |
| | 後期 | 10月 | ・専門科目，選択科目，特別研究の履修 | | |
| 2年次 | 前期 | 4月 | ・研究計画の作成 | ・研究指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・専門科目，選択科目，特別研究の履修 | | |
| | | | ・研究課題の明確化<br>文献レビュー，研究目的，研究手法の検討 | | |
| | 後期 | | ・フィールドワーク　＊特別研究 | | |
| | | 10月 | ・研究計画の立案・研究計画書の作成 → | | ・**中間審査（研究計画発表会）**審査委員3人（主査1人，副査2人） |
| | | | 研究計画書の修正 | | |
| | | | ・倫理審査の受審・承認 → | | ・**倫理審査委員会**<br>倫理審査委員会で承認を得る |
| | | | ・研究遂行　データ収集開始 | | |
| 3年次 | 前期 | 4月 | ・研究計画の作成 | ・研究指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・フィールドワーク＊地域包括ケア看護学演習 | | |
| | | | ・研究遂行　データ収集 | | |
| | 後期 | 10月 | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・データ分析 | | |
| 4年次 | 前期 | 4月 | ・研究計画の作成 | ・博士論文作成指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・データ分析完了 | | |
| | 後期 | 10月 | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・考察，結論の構築 | | |
| 5年次 | 前期 | 4月 | ・研究計画の作成 | ・博士論文作成指導 | ・学生と指導教員が協議し１年間の研究計画を作成 |
| | | | ・特別研究の履修 | | |
| | | | ・博士論文の執筆 | | |
| | | | ・論文投稿 | | |
| | | | ・国内および国際学会での発表 | | |
| | 後期 | 10月 | ・特別研究の履修 | | |
| | | 1月 | ・最終博士論文提出 → | | ・**学位論文審査委員会**　審査委員3人（主査1人，副査2人） |
| | | 2月 | ・学位授与の申請 | | ・**最終試験（公開発表会）** |
| | | 3月 | **修了　学位授与式** | | 論文審査，プレゼンテーション，質疑応答 |

# ○岐阜大学大学院医学系研究科長期履修に関する細則（改正案）

(平成 20 年 12 月 17 日細則第 14 号)

改正　平成 26 年 4 月 1 日　平成 27 年 4 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日　令和 2 年 3 月 30 日細則第 10 号
令和 3 年 6 月 23 日岐大細則第 8 号　令和 6 年 3 月 19 日岐大細則第 23 号

(趣旨)

第 1 条　この細則は，岐阜大学大学院医学系研究科規程(平成 19 年規程第 154 号)第 22 条の規定に基づき，岐阜大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)において行う標準修業年限(修士課程及び博士前期課程 2 年，博士後期課程にあっては 3 年，博士課程にあっては 4 年)を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関し，必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条　長期履修を申請することができる者は，次のいずれかに該当するものとする。

(1)　職業を有している者

(2)　その他研究科長が特に必要と認めた者

(教育課程の編成)

第 3 条　長期履修を許可した学生に限定した教育課程の編成は，行わないものとする。

(長期履修の期間)

第 4 条　長期履修ができる期間の限度は，次のとおりとする。

医療者教育学専攻(修士課程)　3 年(2 年次を 2 年間で履修)
看護学専攻(博士前期課程)　3 年
看護学専攻(博士後期課程)　6 年
医科学専攻(博士課程)　8 年

2　長期履修の開始時期は 4 月又は 10 月からとし，年を単位として認める。

(申請手続)

第 5 条　長期履修を希望する者は，指導教員と相談の上，次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1)　長期履修申請書(別紙様式 1)

(2)　在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有する者に限る。)

(3)　その他必要と認める書類

2　前項の規定による申請は，次の各号に定める期間に行うものとする。

(1)　入学予定者

入学手続き期間

(2)　在学者(学年進級時に在学年数が標準修業年限に満たない者)

前学期　2 月 20 日から 2 月末日まで
後学期　8 月 20 日から 8 月末日まで(ただし，秋季入学者に限る)

(審査手続等)

第 6 条　研究科長は，長期履修を希望する者が所属する分野主任，当該専攻の学務委員会及び当該専攻の教授会議の意見を聴いて，学長に申請するものとする。

(資格の確認)

第 7 条　長期履修を許可された者は，毎年度はじめに在職証明書又は在職が確認できる書類及びその他必要を認める書類を研究科長に提出しなければならない。

(長期履修期間の変更及び取消)

第 8 条　長期履修を許可された者が，修学できる状況等の変化により，その履修期間の変更(延長又は短縮をいう。以下同じ)を希望した場合は，当該変更を希望する年度の前年度の所定の期日までに，長期履修期間変更申請書(別紙様式 2)及び必要書類を添えて，研究科長に提出しなければならない。

2　前項に定める変更は 1 回限りとし，その申請及び審査手続については，第 5 条及び第 6 条を準用する。

3　長期履修を許可された者が，その資格を喪失した場合は，速やかにその旨を研究科長に届け出るものとし，その場合の取扱いは当該専攻の教授会議の意見を聴いて，研究科長が定めるところによるものとする。

(在学期間)

第 9 条　長期履修を許可された者は，岐阜大学大学院学則(平成 19 年岐阜大学規則第 51 号)（以下「大学院学則」という。)第 11 条の定めるところにより，当該標準修業年限の 2 倍に相当する期間を超えて在学することができない。

(休学)

第 10 条　長期履修を許可された者の休学期間は，大学院学則第 42 条の定めるところによる。

2　当該休学の場合には，休学した期間に相当する期間を長期履修期間として延長するものとする。

(授業料)

第 11 条　長期履修を許可された学生が納付する授業料の額は，岐阜大学における授業料等の料金に関する規程(平成 19 年規程第 166 号)第 2 条第 2 項の規定に定めるところによる。

(雑則)

第 12 条　この細則に定めるもののほか，長期履修に関し必要な事項は，教授会の意見を聴いて，研究科長が定める。

附　則

1　この細則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻長期履修に関する細則(平成 17 年 4 月 1 日制定)は，廃止する。

附　則(平成 26 年 4 月 1 日)

この細則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日)

この細則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 4 月 1 日)

1　この細則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 28 年度以前に入学した者については，改正後の岐阜大学大学院医学系研究科長期履修に関する細則第 1 条及び第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和 2 年 3 月 30 日細則第 10 号)

この細則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年 6 月 23 日岐大細則第 8 号)

この細則は，令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附　則(令和 6 年 3 月 19 日岐大細則第 23 号)

この細則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 9 年 3 月　日岐大細則第　号)

この細則は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1(第 5 条関係)

[別紙参照]

別記様式 2(第 8 条関係)

[別紙参照]

# ○岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程

（令和３年６月16日岐大規程第10号）

**改正**　令和３年11月17日岐大規程第27号　令和４年７月20日岐大規程第17号
令和６年５月15日岐大規程第３号　　令和７年３月19日岐大規程第73号
令和７年９月24日岐大規程第18号

（趣旨）

第１条　この規程は，岐阜大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程（令和３年度岐大規程第26号）第６条第２項の規定に基づき，岐阜大学大学院医学系研究科及び岐阜大学医学部（附属病院及び医学教育開発研究センターを含む。以下「医学系研究科等」という。）に所属する者（以下「職員等」という。）が行う人を対象とする生命科学・医学系研究及び医療行為（以下「研究等」という。）が，世界医師会によるヘルシンキ宣言の趣旨に沿った医の倫理的配慮の下に，人間の尊厳及び人権が尊重され社会の理解と協力を得て研究等の適正な推進を図ることを目的として，大学院医学系研究科に置く岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会（以下「委員会」という。）について，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語の定義は，人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）の定めるところによる。

（所掌業務）

第３条　委員会は，人を対象とする生命科学・医学系研究の研究責任者又は医療行為の実施責任者（以下「研究等の責任者」という。）からの申請に係る研究等の審査，実施中の研究等の調査，変更，中止その他当該研究等に関し必要な意見を述べる等の業務を行う。

（組織）

第４条　委員会は，委員10人以上をもって組織する。

２　委員の構成は，次の各号の定めるところによるものとする。

(1)　次に掲げる者で構成すること。

イ　倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者

ロ　自然科学面の有識者

ハ　一般の立場の者

(2)　岐阜大学に勤務する職員以外の者を２人以上置くこと。

(3)　男女両性で構成すること。

(4)　医学系研究科長又は医学部附属病院長の職にない者であること。

３　前項第１号に掲げる者については，それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

4　第 1 項に規定する委員は，医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴いて，医学系研究科長が委嘱する。

(任期)

第 5 条　前条第 1 項に規定する委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。

3　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

4　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(研究等の申請)

第 7 条　研究等の責任者は，所定の倫理審査申請書又は所定の医療行為実施計画書(以下「申請書等」という。)を委員会に提出し，その意見を聴かなければならない。研究等を変更しようとする場合も，同様とする。

2　研究等の責任者は，多機関共同研究を実施する場合は，他の倫理審査委員会による一括した審査を受けることができる。この場合において，研究等の責任者は，他の倫理審査委員会の承認を受けた後，所定の医学研究等実施許可申請書を医学系研究科長及び医学部附属病院長(以下「医学系研究科長等」という。)に提出し，研究等の実施について許可を求めなければならない。

(審査手数料等)

第 8 条　研究等の責任者は，委員会において審査を受ける場合には，前条第 1 項に定める書類を提出し，別表に定める審査手数料(1 年目の管理料を含む。)を支払わなければならない。

2　前項の場合において，医学系研究科等が主たる研究機関となる研究に他の研究機関に所属する者が参画する場合で，当該他の研究機関に倫理審査委員会が設置されていない等の理由により研究等の責任者が委員会へ倫理審査の依頼をするときは，1 件あたり 10,000 円を前項の審査手数料(本学が主たる研究機関の場合)に加算する。

3　研究等の責任者は，審査を受け，2 年目以降も研究等を継続するときは，毎年，1 件あたり 3,000 円の管理料(研究を適正に実施するために必要となる管理の費用)を支払わなければならない。

4　前項に規定するもののほか，職員等は，次の各号に掲げる事項に該当する場合には，研究等の実施期間中，毎年，1 件あたり 3,000 円の管理料を支払わなければならない。

(1)　他の倫理審査委員会による審査を受け，実施の許可を受けたとき。

(2)　臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）における認定臨床研究審査委員会による審査を受け，実施の許可を受けたとき。

(3)　研究協力機関として試料・情報の提供のみを行う場合で，実施の許可を受けたとき。

5　審査手数料及び管理料は，医学系研究科等が指定する方法により，所定の期日までに支払わなければならない。

6　一旦納付された審査手数料及び管理料は，返還しない。

7　医療行為の審査，軽微な変更の審査その他別表に定めのない審査(第21条に規定する小委員会における審査を含む。)については，審査手数料は徴収しない。

(事前審査)

第9条　委員会は，審議の前に，委員会があらかじめ指名した者により事前審査を行い，必要に応じて研究等の責任者に申請書等の修正の指示をする。

2　研究等の責任者は，事前審査の指示に従って申請書等を修正し，再度委員会に提出する。

(会議)

第10条　委員会の成立要件は，次の各号の定めるところによるものとする。

(1)　次に掲げる者が1人以上出席していること。

イ　倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者

ロ　自然科学面の有識者

ハ　一般の立場の者

(2)　岐阜大学に勤務する職員以外の者が2人以上出席していること。

(3)　男女両性が出席していること。

(4)　委員の過半数が出席していること。

2　「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)第5の3(2)又は第13の7に基づく審議を行う場合は，医学系研究科等に所属しない委員を含むものとする。

3　委員は，審査の対象となる研究等の責任者又は担当者である場合には，その審議に参加することはできない。

4　委員会の議事は，原則出席委員全員の合意をもって決することを原則とする。ただし，これにより難い場合は，出席した委員の4分の3以上の同意をもって決するものとする。

5　委員会は，次の各号に掲げる判定を行うものとする。ただし，医療行為にあっては委員会見解とすることができるものとする。

(1)　承認

(2)　不承認

(3)　継続審査

(4)　停止

(5)　中止

(6)　非該当

6　審査の対象となる研究等の責任者及び担当者(委員である者を含む。)は，委員会の要請があった場合には，委員会で当該研究等を説明しなければならない。

7　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求めて，その意見を聴くことができる。

(審査の基準)

第 11 条　委員会は，研究等の責任者から申請のあった研究等について，倫理的観点及び科学的観点から，当該研究等に係る職員等の利益相反に関する情報も含めて，特に次の各号に掲げる事項に留意して審査するものとする。

(1)　社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。

(2)　研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。

(3)　研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。

(4)　独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。

(5)　研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに，自由な意思に基づく同意を得ること。

(6)　社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。

(7)　研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。

(8)　研究の質及び透明性を確保すること。

(迅速審査)

第 12 条　委員会は，次の各号に掲げる事項について，委員会があらかじめ指名した委員により迅速手続による審査を行うことができる。

(1)　研究等の軽微な変更の審査

(2)　多機関共同研究であって，既に審査が行われた他の倫理審査委員会の承認を受けた研究を医学系研究科等の分担研究者が実施しようとする場合の研究の審査

(3)　症例報告であって，申請者が実施しようとする場合の審査

(4)　附属病院において管理されている容易に個人が特定されない情報を職員等が活用しようとする場合の審査

2　委員長は，迅速審査の結果について，その審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

3　迅速審査の結果の報告を受けた委員は，必要と認める場合には，委員長に対し，理由を付した上で，当該事項について，改めて委員会における審査を求めることができる。

4　委員長は，前項の申出があった場合には，委員会を招集するものとする。

(審査結果の通知)

第 13 条　委員長は，審査終了後速やかに，その判定を所定の医学研究等倫理審査結果通知書により研究等の責任者に通知するものとする。この場合において，審査結果が第 10 条第 5 項第 2 号から第 6 号までのときにはその理由を付記するものとする。

（研究等の許可等）

第 14 条　研究等の責任者は，委員会の審査結果を受けた後，所定の医学研究等実施許可申請書を医学系研究科長等に提出し，研究等の実施について許可を求めなければならない。

2　医学系研究科長等は，委員会の審査結果に基づき，申請のあった研究等について許可を与えるか否かの決定を行うものとする。この場合において，委員会が不適当である旨の意見を述べたときには，その実施を許可してはならない。

3　医学系研究科長等は，前項の決定を行った場合には，速やかに所定の医学研究等実施許可通知書により研究等の責任者に通知するものとする。

（研究等の経過・年次報告）

第 15 条　研究等の責任者は，研究等を終了，中止又は延長する場合は，所定の研究経過報告書を委員会及び医学系研究科長等に提出しなければならない。

2　研究等の責任者は，毎年 1 回，研究等の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況を所定の年次報告書により委員会及び医学系研究科長等に報告しなければならない。

3　研究等の責任者は，研究等に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは，直ちに所定の重篤な有害事象に関する報告書により委員会及び医学系研究科長等に報告しなければならない。

4　研究等の責任者は，多機関共同研究を実施する場合には，研究等に関連する重篤な有害事象及び不具合等を所定の重篤な有害事象に関する報告書（他機関報告用）により研究代表者に報告しなければならない。

5　研究等の責任者は，研究等の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報であって研究等の継続に影響を与えると考えられるもの及び研究等の実施の適正性若しくは研究等の結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には，直ちに所定のその他不具合事象に関する報告書により医学系研究科長等に報告しなければならない。

（他部局からの審査依頼）

第 16 条　委員会は，本学の他の部局の長からの審査依頼があった場合は，当該審査を行うことができるものとする。この場合において，審査の依頼を行おうとする他の部局の長は，当該申請者が作成した申請書等を添えて，委員長に依頼するものとする。

2　第 7 条の研究等の申請及び第 8 条の審査手数料等に関する規定は，前項に規定する本学の他の部局の長からの審査依頼について準用する。この場合において，第 8 条第 2 項中「医学系研究科等」とあるのは「本学の他の部局」と読み替える。

3　委員長は，前項の審査依頼に基づく審査結果を，速やかに当該部局の長に通知するものとする。

4　前項に規定する他の部局の長は，当該部局における研究等の実施に関する最終的な責任を有し，法令及び指針に定める責務を負うものとする。

（他の研究機関からの審査依頼）

第 17 条　委員会は，他の研究機関から審査依頼があった場合には，この規程に準じて審査を行うものとする。

2　他の研究機関からの依頼による審査に関し必要な事項は，別に定める。

（他の規則の適用）

第 18 条　遺伝子組換え実験の取扱いについては岐阜大学遺伝子組換え実験規程（平成 19 年規程第 56 号），病原体等の取扱いについては岐阜大学病原体等安全管理規程（平成 21 年規程第 27 号），医学部附属病院における医薬品等の臨床実験については岐阜大学医学部附属病院における医薬品等の受託研究に関する取扱規程（平成 18 年 4 月 17 日制定），再生医療等の取扱いについては岐阜大学における再生医療等提供計画の審査等に関する規程（令和元年規程第 95 号）の定めるところによる。

（審議状況の公開）

第 19 条　委員会は，議事要旨を公開するものとする。ただし，公開することによって研究等のための試料の提供者等の人権，研究の独創性，知的財産権保護に支障が生じるおそれのある部分は，非公開とすることができる。

（審査書類の保存期間）

第 20 条　審査に関する書類の保存期間は，法令等に定めがある場合を除き，10 年とする。

2　保存期間の起算日は，当該研究が終了した日の属する年度の末日の翌日とする。

3　保存期間が満了した審査に関する書類について，更に保存する必要があると認めた場合には一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。

（小委員会）

第 21 条　委員会は，必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（守秘義務）

第 22 条　委員及び専門委員は，職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も，同様とする。

（庶務）

第 23 条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

（雑則）

第 24 条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の意見を聴いて，医学系研究科長が定める。

附　則

1　この規程は，令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

2　岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会規程（平成 30 年規程第 2 号）は，廃止する。

附　則(令和 3 年 11 月 17 日岐大規程第 27 号)

この規程は，令和 3 年 11 月 17 日から施行し，令和 3 年 10 月 11 日から適用する。

附　則(令和 4 年 7 月 20 日岐大規程第 17 号)

この規程は，令和 4 年 7 月 20 日から施行し，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(令和 6 年 5 月 15 日岐大規程第 3 号)

この規程は，令和 6 年 5 月 15 日から施行し，令和 6 年 5 月 1 日から適用する。

附　則(令和 7 年 3 月 19 日岐大規程第 73 号)

この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 7 年 9 月 24 日岐大規程第 18 号)

この規程は，令和 7 年 9 月 24 日から施行し，令和 7 年 9 月 18 日から適用する。

別表(第 8 条関係)

| 内容 | 金額 |
|---|---|
| 介入研究(本学が主たる研究機関の場合) | 1 件あたり　25,000 円 |
| 介入研究(本学が分担研究機関の場合) | 1 件あたり　10,000 円 |
| 観察研究(本学が主たる研究機関の場合) | 1 件あたり　10,000 円 |
| 観察研究(本学が分担研究機関の場合) | 1 件あたり　5,000 円 |
| その他の研究(本学が主たる研究機関の場合) | 1 件あたり　10,000 円 |
| その他の研究(本学が分担研究機関の場合) | 1 件あたり　5,000 円 |

研究倫理審査委員会報告システム

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

トップページ ≫公表一覧の説明 ≫倫理審査委員会公表情報 ≫倫理審査委員会会議記録概要一覧

2025年12月18日現在

## 11000413 の会議記録一覧

年度別
- [x] 2025
- [ ] 2024
- [ ] 2023
- [ ] 2022

表示

情報一覧

| 番号 | 会議名 | 開催日 | 記録概要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 2025年度第1回倫理審査委員会 | 2025-04-02 | 詳細 |
| 2 | 2025年度第2回倫理審査委員会 | 2025-05-07 | 詳細 |
| 3 | 2025年度第3回倫理審査委員会 | 2025-06-04 | 詳細 |
| 4 | 2025年度第4回倫理審査委員会 | 2025-07-02 | 詳細 |
| 5 | 2025年度第5回倫理審査委員会 | 2025-08-06 | 詳細 |
| 6 | 2025年度第6回倫理審査委員会 | 2025-09-03 | 詳細 |
| 7 | 2025年度第7回倫理審査委員会 | 2025-10-01 | 詳細 |
| 8 | 2025年度第8回倫理審査委員会 | 2025-11-05 | 詳細 |

印 刷　戻 る

2025 年度 第 1 回岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会議事要旨

日　時　　2025 年 4 月 2 日（水）13:30～14:10

場　所　　医学部本館 1 階 小会議室

出席者

| | 氏　名 | 性別 | 学内外 | 構　成 | 出欠 | 利益相反の有無 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 道上　知美 | 女 | 内 | 自然科学 | 出 | 無 |
| 副委員長 | 岩田　尚 | 男 | 内 | 自然科学 | 出 | 無 |
| 委　員 | 清水　雅仁 | 男 | 内 | 自然科学 | 出 | 有 |
| | 大西　秀典 | 男 | 内 | 自然科学 | 出 | 無 |
| | 谷口　泰弘 | 男 | 内 | 人文・社会科学 | 出 | 無 |
| | 久我原　朋子 | 女 | 内 | 自然科学 | 出 | 無 |
| | 住浜　水季 | 女 | 内 | 自然科学 | 欠 | － |
| | 岩澤　淳 | 男 | 内 | 自然科学 | 欠 | － |
| | 武内　康雄 | 男 | 内 | 自然科学 | 出 | 無 |
| | 矢島　潤一郎 | 男 | 外 | 人文・社会科学 | 欠 | － |
| | 塩谷　千尋 | 男 | 外 | 一般の立場 | 出 | 無 |
| | 加藤　太喜子 | 女 | 外 | 人文・社会科学 | 出 | 無 |
| | 斉藤　真弓 | 女 | 外 | 一般の立場 | 出 | 無 |
| | 鷲見　由美子 | 女 | 外 | 一般の立場 | 出 | 無 |

陪席者　　井深、後藤、佐藤

成立要件　事務局から１１名の委員が出席し、同出席者の内、複数の外部委員、一般の立場である委員及び男女両性であることにより、委員会が成立したとの報告が行われた。

利益相反の開示

今回審議に係る議題に関して、利益相反の有無について確認が行われた。清水委員が 2024-1106（資料 6）の研究代表者になっていることが申告されたため、該当の申請については、意見及び審議の決定には参加しないこととした。

委員長の選出

委員の互選により道上委員を委員長として選出した。

議事要旨の確認

2024 年度第 12 回の議事要旨を承認した。

議題

1．　血管内光干渉断層法（OCT)で診断した石灰化結節に対する経皮的冠動脈形成術(PCI)後の臨床的予後に関する多機関前向き観察研究　（資料１）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

2．　テュトーリアル選択配属での実習における学生の学びと影響を及ぼす実習　（資料２）

中の経験

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

３． 抗原プロテオーム解析と癌診断、予後予測 （資料３）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、別紙１のとおり修正事項があるため継続審査とし、修正事項が研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しないものであるため、迅速審査にて審査することとした。

４． 授業構想力の育成を構築するための教師教育に関する研究 （資料４）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、別紙１のとおり修正事項があるため継続審査とし、本委員会にて審査することとした。

５． 培養検査から検出されたB群溶血性連鎖球菌（GBS）の全遺伝子解析と検出された患者背景に関する研究 （資料５）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、別紙１のとおり修正事項があるため継続審査とし、修正事項が研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しないものであるため、迅速審査にて審査することとした。

６． 肝硬変患者における急性腎障害の成因・重症度と予後に関する観察研究 （資料６）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

７． 急性期病院のクリティカルケア領域における看護師からみた看護師長のリーダーシップ行動と組織の心理的安全性の関連 （資料７）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

８． 病院情報システムデータを用いた可視化看護業務量が業務終了時間に与える影響要因 （資料８）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

９． 医学教育共同利用拠点活動のプログラム評価のための長期的・多角的検証 （資料９）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、別紙１のとおり修正事項があるため継続審査とし、修正事項が研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しないものであるため、迅速審査にて審査することとした。

１０．創造性とイノベーションに資するマネジメント・コントロール・システムの探求 （資料１０）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

１１．ICTを活用した脳卒中医療連携ネットワーク社会実装の医学的・社会的効果に関する観察研究 （資料１１）

道上 委員長から説明があり、審議の結果、承認することとした。

１２．迅速審査について （資料１２）

道上委員長から説明があり、別紙２のとおり迅速審査を行った旨の報告があった。

１３．終了報告について （資料１３）

道上委員長から説明があり、別紙３のとおり終了報告書を受理した旨の報告があった。

１４．その他

○有害事象に関する報告について （資料１４）

道上委員長から説明があり、資料のとおり報告があった。

○人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査申請等の手引きの改訂について（資料１５）

道上委員長から資料に基づき説明があり、審議の結果、承認することとした。

別紙１

| 資料番号 | 受付番号 | 研究課題名 | 指摘事項等 |
|---|---|---|---|
| 資料3 | 2024-1102 | 抗原プロテオーム解析と癌診断、予後予測 | ①倫理講習会の未受講者（二村学、村瀬勝俊、藤林勢世）は受講すること。<br>②研究計画書「4.1.研究実施期間」について、『観察期間』は研究対象者を観察する期間、『研究期間』は研究発表まで行う期間となりますので、『研究期間』のほうが長くなります。『観察期間』と『研究期間』をご確認ください。<br>③研究計画書「5.評価項目」に『全生存期間、無増悪生存期間』とあるが、「4.5.観察及び検査項目とデータの収集方法」に生存期間に関する記載がないので、記載すること。 |
| 資料4 | 2024-1103 | 授業構想力の育成を構築するための教師教育に関する研究 | ①申請書「審査資料」の『他の研究機関への試料・情報の提供に関する報告書（様式2）』が必要なので作成すること。<br>②研究計画書「4.4.研究のアウトライン」の図【研究2-2】に『講模擬授業実施者』となっているので、『講』を削除し『模擬授業実施者』に修正すること。<br>③研究計画書「17.情報の提供」に、ひな型を参考に『提供を受ける場合』の内容を記載すること。<br>④同意説明文書の前文に『岐阜大学医学系研究科倫理審査委員会の承認を得て、医学系研究科長の許可を得て研究を実施している』ことを追記すること。<br>⑤大学生用の説明書「2.調査研究の目的」で『アンケート等を分析することを分析することにより、』を、『アンケート等を分析することにより、』に、『研究しています。』を、『研究していきます。』に修正すること。<br>⑥院生用の説明書「2.調査研究の目的」で『研究しています。』を、『研究していきます。』に修正すること。<br>⑦同意説明文書に添付されている『不同意書』という文言は、『同意撤回書』に修正すること。<br>⑧「同意書」を保護者と生徒のそれぞれから取ると混乱する可能性があるので、説明書は保護者用と生徒用に分けたままとし、1枚の同意書で保護者と生徒の両方から署名をもらうように修正すること。<br>⑨対照表の『患者氏名』は『対象者氏名』に修正すること。また『患者ID』があるが、特定の番号を使用しないのであれば削除すること。<br>⑩学校長への趣意書に、「保護者と生徒から同意を得る」ということが分かる文言を追記すること。 |
| 資料5 | 2024-1104 | 培養検査から検出されたB群溶血性連鎖球菌（GBS）の全遺伝子解析と検出された患者背景に関する研究 | ①申請書「試料・情報の提供」で『提供する媒体及び授受の方法』で菌株とデータシートのそれぞれについての授受の方法を記載すること。 |
| 資料9 | 2024-1111 | 医学教育共同利用拠点活動のプログラム評価のための長期的・多角的検証 | ①申請書「研究の対象者」では『許可日～』となっているが、研究計画書「4.2.研究実施期間」では『2025年4月1日～』となっているので、統一すること。<br>②同意書の『本臨床研究に関する説明を行い、』を、他の表記と統一して『本研究に関する説明を行い、』に修正すること。 |

迅速審査許可研究計画一覧

| | 許可番号 | 研究計画名 |
|---|---|---|
| 1 | 2024-350 | リポプロテイン(a) [Lp(a)]と冠動脈疾患・末梢動脈疾患・弁膜症および心血管イメージングとの関連に関する研究 |
| 2 | 2024-347 | 妊娠後から育児期の女性と家族の身体面から縦断的に評価した心の特徴：MDPS尺度を用いた評価 |
| 3 | 2024-349 | 肺がん薬物療法のペメドレキセド継続投与における腎機能障害の発生に影響する要因の検討 |
| 4 | 2024-344 | 「学習教材としての診療画像の利用」について |
| 5 | 2024-371 | 妊娠経過における左房・右心機能の経時的変化に関する検討 |
| 6 | 2024-351 | 臨床記録を読み込んだ生成AIの精神療法技術に関する検討 |
| 7 | 2024-346 | 脳腫瘍における遺伝子変異を考慮した患者検体由来オルガノイドモデルおよび個別化治療の確立に関する研究 |
| 8 | 2024-372 | 当院における虚血性心疾患の診断率と予後 |
| 9 | 2024-375 | 根治切除後の尿路上皮がんに対する術後補助薬物療法に関する多機関共同研究 |
| 10 | 2024-373 | 心疾患と冠動脈微小循環に関する包括的な研究 |
| 11 | 2024-345 | 腹部コンパートメント症候群における腹直筋膜切開術に関する既存情報を用いる研究 |

迅速審査許可研究計画一覧

| | 許可番号 | 研究計画名 |
|---|---|---|
| 1 | 2022-218 | 中・高リスク前立腺癌に対するロボット支援腹腔鏡下前立腺全摘除術における骨盤リンパ節郭清術の治療的意義に関する多機関共同研究 |
| 2 | 2022-001 | プロテオミクス手法による各種アレルギー疾患の要因解析 |
| 3 | 2022-081 | テレメトリー式生体信号測定装置を用いた心拍数測定等を指標とした心臓リハビリテーション運動指導による慢性期心疾患患者の運動耐容能改善効果を検討する無作為化並行群間試験 |
| 4 | 2018-012 | ヒト鼻涙管開口部の肉眼解剖学的分類 |
| 5 | 2020-029 | JCOG1907：cStage I-III胃癌におけるロボット支援下胃切除術の腹腔鏡下胃切除術に対する優越性を検証するランダム化比較試験 |
| 6 | 2023-030 | 早期膵癌の画像所見の検討－多機関共同研究－ |
| 7 | 28-120 | 体幹部CT画像におけるコンピュータ支援診断システムに関する研究 |
| 8 | 28-516 | アレルギー疾患におけるアレルゲンエピトープの探索 |
| 9 | 2021-077 | アレルギー疾患における抗原解析 |
| 10 | 2018-066 | リキッドバイオプシーを用いた切除不能RAS野生型大腸癌に対する抗EGFR抗体の効果予測（RAS-liquid） |
| 11 | 2021-B192 | RT-QUIC法を用いたALS-FTLDの新規診断法の開発：探索的観察研究 |
| 12 | 28-468 | テュトーリアル選択コースでの学生主体の医学教育研究 |
| 13 | 2023-292 | 小児がん患者におけるオピオイド副作用発現状況に関する調査研究 |
| 14 | 2021-030 | 認定看護師のワーク・エンパワーメントとジョブ・クラフティングの関連 |
| 15 | 29-209 | スモン（SMON）の疾患感受性遺伝子に関する研究 |
| 16 | 2022-143 | がん・生殖医療相談（外来）を受診し妊孕性温存治療を行わなかった乳がん患者の語りから継続支援ニーズを探る |
| 17 | 2021-B006 | 直腸癌手術における適切なCircumferential resection margin（CRM）とDistal Margin(DM)に関する多施設前向き観察研究（CRMDM） |
| 18 | 2024-136 | ゾルベツキシマブ誘発性悪心・嘔吐に関する多機関共同介入研究 |
| 19 | 2023-279 | 精神科以外の専門に進んだ医師に対する精神科での卒前卒後教育の学習意義に関する探索的研究 |
| 20 | 2024-087 | 網膜・硝子体・視神経疾患における画像検査と視機能との関連 |
| 21 | 2018-206 | 緑内障における網膜の血管密度と視野、網膜厚に関する研究 |
| 22 | 2024-099 | 緑内障における前眼部光干渉断層血管撮影(OCT)の有用性に関する研究 |
| 23 | 2020-090 | 神経変性疾患における抗IgLON5抗体解析研究 |
| 24 | 2023-104 | ヒト嚥下筋の組織学的検討―<br>多機関共同研究によるサルコペニアの嚥下障害の病態解明研究 |
| 25 | 2024-281 | ドクターヘリ対応を要した脳卒中患者の搬送時間と臨床的予後の検討 |
| 26 | 2019-042 | 根治切除不能・困難な大腸癌におけるTripletレジメン（FOLFOXIRI±Bmab/Cmab）に関する検討(Retrospective Study) |
| 27 | 2019-147 | 直腸癌に対するロボット支援下腹腔鏡下直腸切除術・切断術に関する検討(Retrospective Study) |
| 28 | 2019-197 | 大腸癌に対する腹腔鏡下結腸・直腸切除術・切断術に関する治療効果の検討(Retrospective Study) |
| 29 | 2021-B081 | 深層学習による冠動脈組織性状診断法の開発と急性冠症候群発症予測への応用 |
| 30 | 29-330 | BRCA遺伝学的検査に関するデータベースの作成 |
| 31 | 2021-B174 | M2 基礎配属学生による地域医療に関する研究 |
| 32 | 29-114 | 平衡における運動学習と知覚補正に関する研究 |
| 33 | 29-372 | 筋電信号からの手動作推定 |
| 34 | 23-92 | 学童における生活習慣と健康に関する前向き研究 |

| | | |
|---|---|---|
| 35 | 2023-201 | 新型コロナウイルス感染症の流行前後における岐阜県内の医療機関および障害者・福祉施設の感染症対策と施設基準の変遷：アンケート調査と分析 |
| 36 | 2019-212 | 学校の課題解決に資するアセスメントシステム（School-related Task Assessment & Resolution：STAR）の開発 |
| 37 | 28-230 | 内眼炎における網羅的感染症検査の有効性の検討 |
| 38 | 2019-045 | 冠動脈に対する薬物塗布バルーン治療の有効性に関する研究 |
| 39 | 2023-176 | ボノプラザンにおける腎毒性発症リスクに関するレセプトデータを用いる研究 |
| 40 | 2023-198 | 風水害時の避難・移動意思に関するアンケート調査 |
| 41 | 2018-106 | 頭頸部がんにおける脱分化と転移浸潤にかかわる因子の解明 |
| 42 | 2024-260 | プロテオミクス解析による新規新生児マススクリーニング法の開発 |
| 43 | 2022-234 | 全ての医療専門職が必要とする共通能力の認識調査：職種横断的な新人研修の開発を目指して |
| 44 | 2022-006 | 致死的不整脈（多形性心室頻拍・心室細動）の契機となる心電図学的指標の検討 |
| 45 | 2022-093 | 熱傷患者における耐性菌リスク因子の探索 |
| 46 | 27-122 | JCOG-バイオバンク・ジャパン連携バイオバンク |
| 47 | 2023-262 | リアルタイム食事管理システム開発<br>～初期的システムのテスト版構築に関する評価研究 |
| 48 | 2024-124 | 日本のワクチン政策の変遷と大学生における麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ抗体価の推移に及ぼす影響 |

終了報告書提出研究課題一覧

| | 承認番号 | 研究計画名 |
|---|---|---|
| 1 | 2023-033 | 神経変性疾患領域の基盤的調査レジストリー研究<br>【RADDAR-J[68]】 |
| 2 | 2023-036 | シロリムス口内炎の発症機序と経過に関する観察研究 |
| 3 | 2024-115 | 食中毒等集団感染事例の疫学情報及び原因物質の詳細解析 |
| 4 | 2021-013 | 脳動脈瘤治療周術期抗血小板療法に関する多施設共同観察研究（APT-ANswer study） |
| 5 | 2020-061 | 高次救命治療センターで加療した骨盤骨折の治療効果の検討 |
| 6 | 2020-078 | 上腹部MRIを用いた肝胆膵疾患の診断能・患者予後に関する研究 |
| 7 | 2019-161 | 先天性血小板減少症の遺伝子解析およびレジストリ構築 |
| 8 | 27-183 | 特発性脳内石灰化症に関する疫学調査 |
| 9 | 27-298 | 特発性脳内石灰化症患者の関連遺伝子解析 |
| 10 | 2019-247 | ファブリー病患者における血漿中 lyso-GL-3 の バイオマーカーとしての有用性の検討 |
| 11 | 27-298 | 特発性脳内石灰化症患者の関連遺伝子解析 |
| 12 | 2023-190 | 特別支援学校教員の専門性を高めるリーダーの組織マネジメントに関する研究 |
| 13 | 2018-114 | エクオール産生菌の遺伝子マーカー開発 |
| 14 | 2021-069 | 心疾患や心臓血管外科手術が自律神経活性に及ぼす影響についての検討 |
| 15 | 2022-177 | マルトビオン酸およびマルトビオン酸Caの食後血糖値上昇抑制効果に関する研究 |
| 16 | 2022-232 | 高齢食道癌患者における術前治療の有用性に関する多機関共同後ろ向き観察研究 |
| 17 | 2020-224 | 学校/博物館における文化教育の実態－子どもの文化的参加と市民性教育の捉えから－ |
| 18 | 2019-133 | 心疾患患者における、運動機能評価の信頼性・妥当性に関する研究 |
| 19 | 2022-264 | 脊椎変性疾患の多施設前向き研究　―70才超手術例での検討― |
| 20 | 2022-224 | 本邦における軟部肉腫unplanned excisionの実態調査 |
| 21 | 2023-034 | 実臨床における Venetoclax ±Rituximab を24 ヵ月間投与した日本人慢性リンパ性白血病患者のMRD陰性率 に関する観察研究（Japan CLL-MRD study） |
| 22 | 2023-130 | ムコ多糖症を対象とする新生児マススクリーニングにおけるグリコサミノグリカン分析の有用性に関する後方視的研究 |
| 23 | 29-311 | 中部地区の看護職がもつLGBT(性的少数者）への認識 |
| 24 | 2021-B200 | 大腸癌における術前化学療法後における転移巣の病理組織学的検討(Retrospective Study) |
| 25 | 2019-199 | 切除不能・再発大腸癌に対する2次治療新規血管新生阻害剤に関する有用性の検討(Retrospective Study) |

終了報告書提出研究課題一覧

| | 承認番号 | 研究計画名 |
|---|---|---|
| 26 | 2022-120 | 救急外来における薬剤師業務に関する現状調査および薬剤師業務の有り方に関する研究 |
| 27 | 2020-142 | 脳卒中救急における病院前脳卒中評価の有用性に関する観察研究 |
| 28 | 29-102 | 深在性真菌症患者における眼病変発症に関する後ろ向き研究 |
| 29 | 2023-191 | 肝硬変患者におけるカヘキシアと予後に関する観察研究 |
| 30 | 2022-287 | 肩凝りと腰痛症に関与する骨格筋とその近傍の臓器・血管・神経に関する肉眼解剖学的研究 |
| 31 | 2020-220 | 集中治療部における勤務形態変更による疲労と睡眠状況の経時的変化の実態調査 |
| 32 | 2019-240 | 人工膝関節全置換術におけるCurved Gap Gaugeの安全性と有効性を評価するための調査 |
| 33 | 2023-244 | 術前血球検査を用いた肉腫患者予後の検討 |
| 34 | 29-116 | 大腸CTの臨床応用に関する研究 |
| 35 | 2021-B205 | コミュニケーション支援介入のタイミングと社会資源マップの利用状況調査 |
| 36 | 2023-316 | 肝硬変患者におけるアミノ酸インバランスと急性腎障害・予後に関する観察研究 |
| 37 | 2023-204 | CKD重症度分類における尿沈渣成分の意義と腎関連マーカーとの関係性について |
| 38 | 2019-188 | がん化学療法における適応外使用の新規審査アルゴリズムの開発 |

Ver1.7（2025.4.1）

# 人を対象とする生命科学・医学系研究
# 倫理審査申請等の手引き





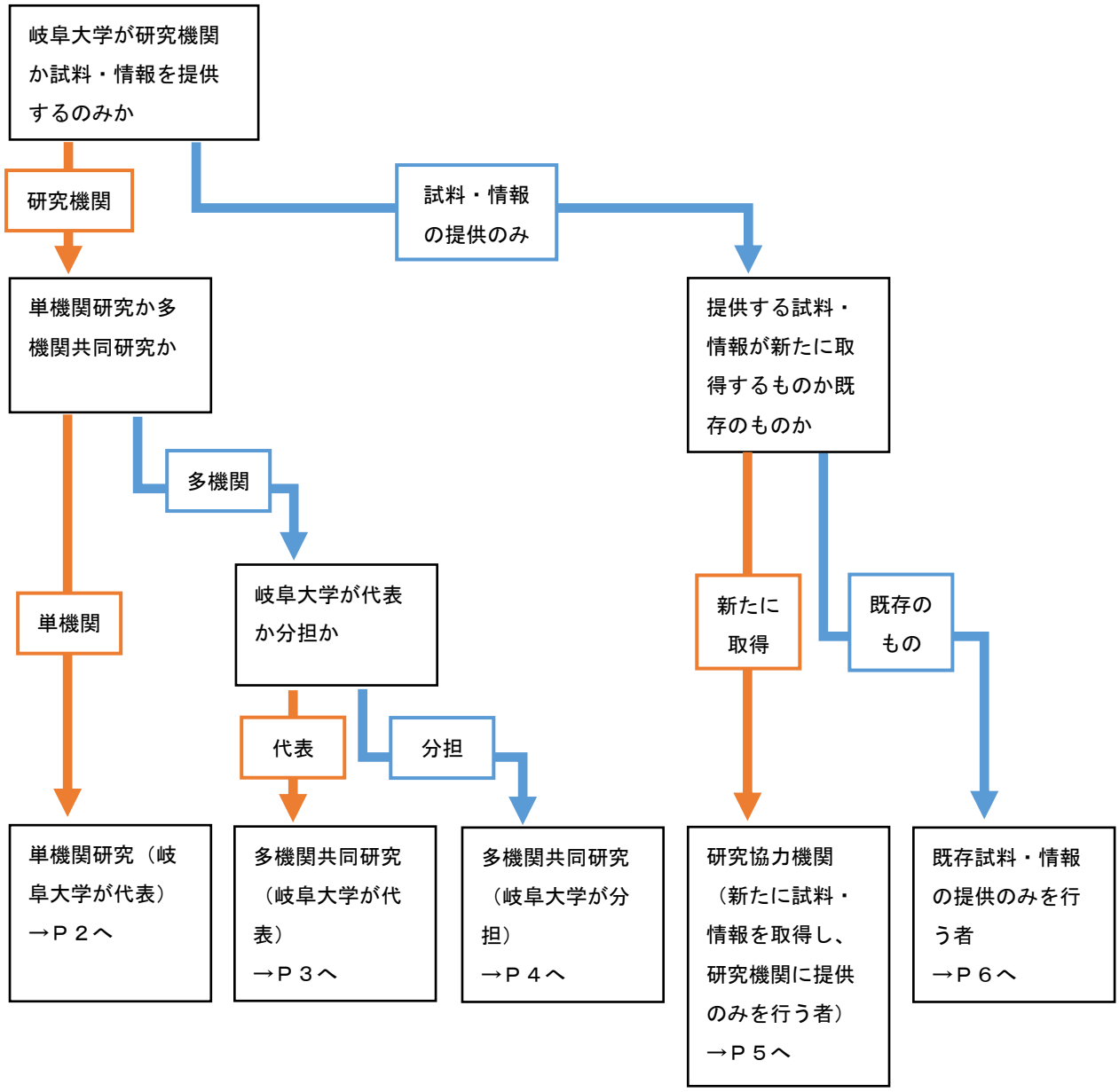
医学研究等倫理審査委員会事務局
医学系研究科・医学部　研究支援係
内線：6059
e-mail: rinri@t.gifu-u.ac.jp

目次

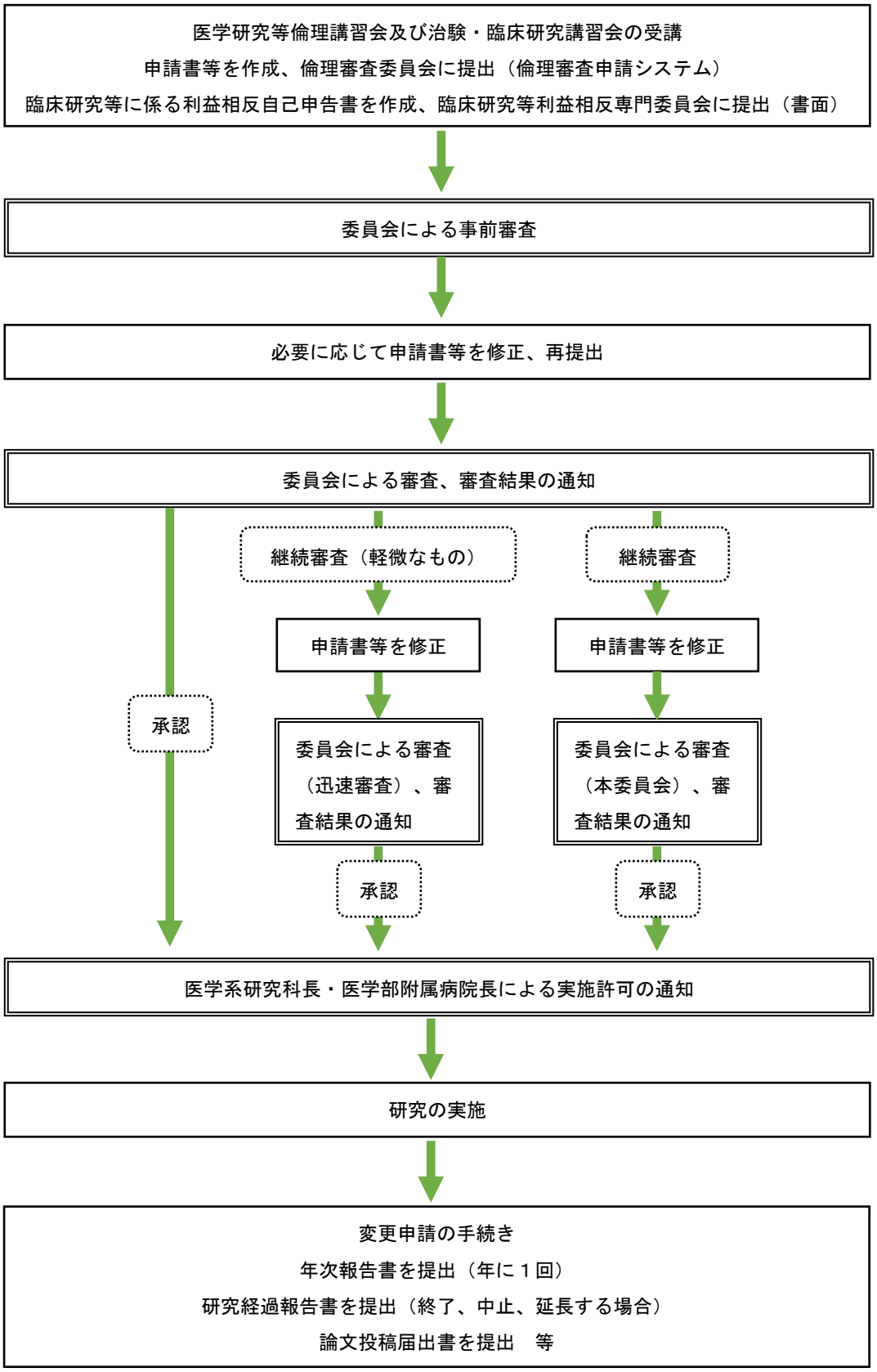
１．倫理審査申請等のフローについて ..... 1
（１）単機関研究（岐阜大学が代表） ..... 2
（２）多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査） ..... 3
（３）多機関共同研究（岐阜大学が分担、他の倫理審査委員会で一括審査） ..... 4
（４）研究協力機関（新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者） ..... 5
（５）既存試料・情報の提供のみを行う者 ..... 6
２．倫理審査申請等の具体的な手続きについて ..... 7
（１）単機関研究（岐阜大学が代表）、多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査）
..... 7
（２）多機関共同研究（岐阜大学が分担、他の倫理審査委員会で一括審査） ..... 11
（３）研究協力機関（新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者）、既存試料・情報の提供のみを行う者 ..... 13
３．臨床研究法に基づく臨床研究に係る手続きについて ..... 14
４．倫理審査委員会の審査が必要となる症例報告の手続きについて ..... 15
５．倫理審査手数料等について ..... 16
（１）倫理審査手数料等の支払いの対象となる研究及び金額 ..... 16
（２）審査手数料等の請求 ..... 17

## １．倫理審査申請等のフローについて

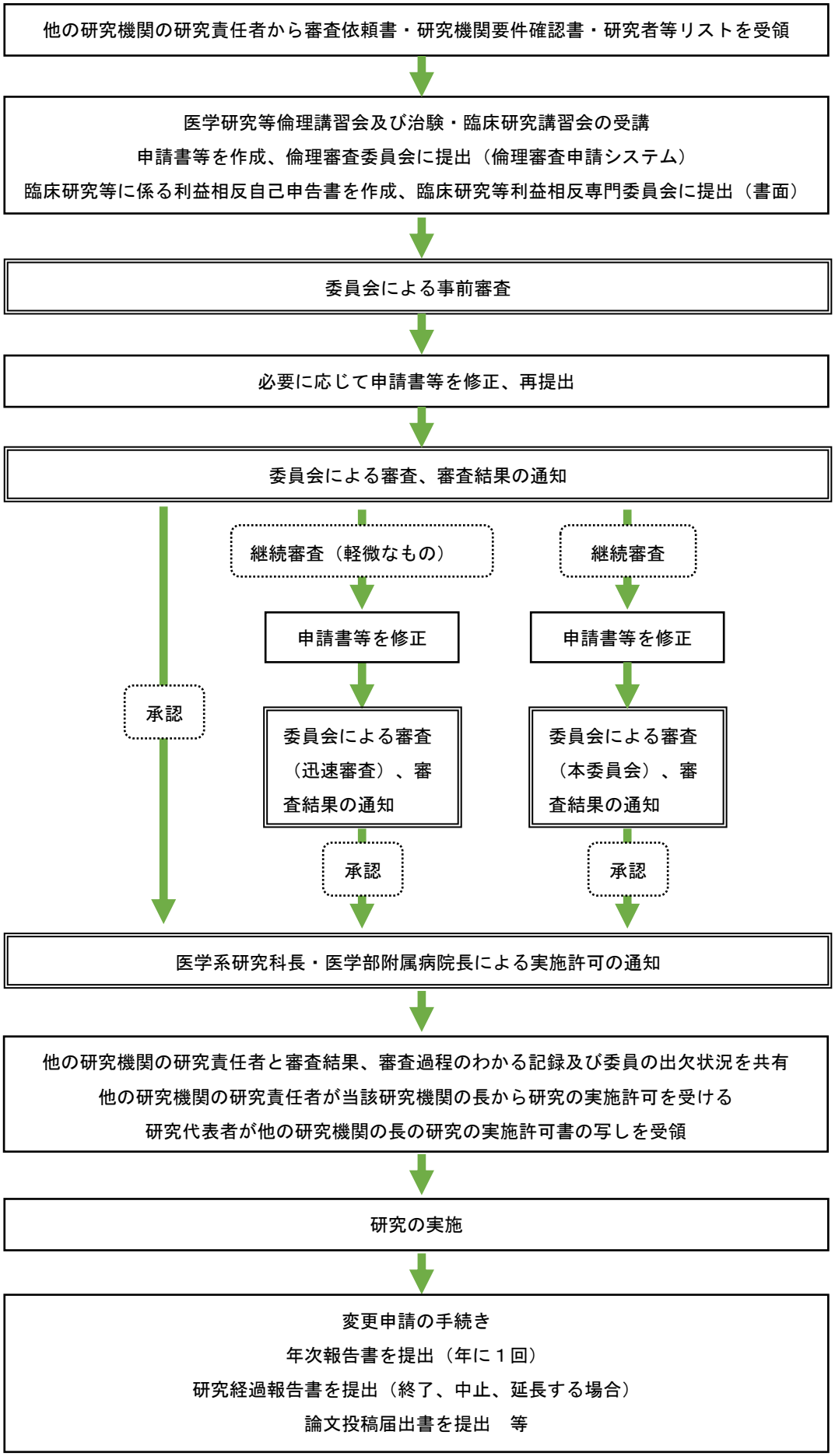
令和３年６月３０日以降の人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「生命・医学系指針」という。）に基づく研究の倫理審査申請等については、以下のフロー図を参照の上、手続きを行ってください。



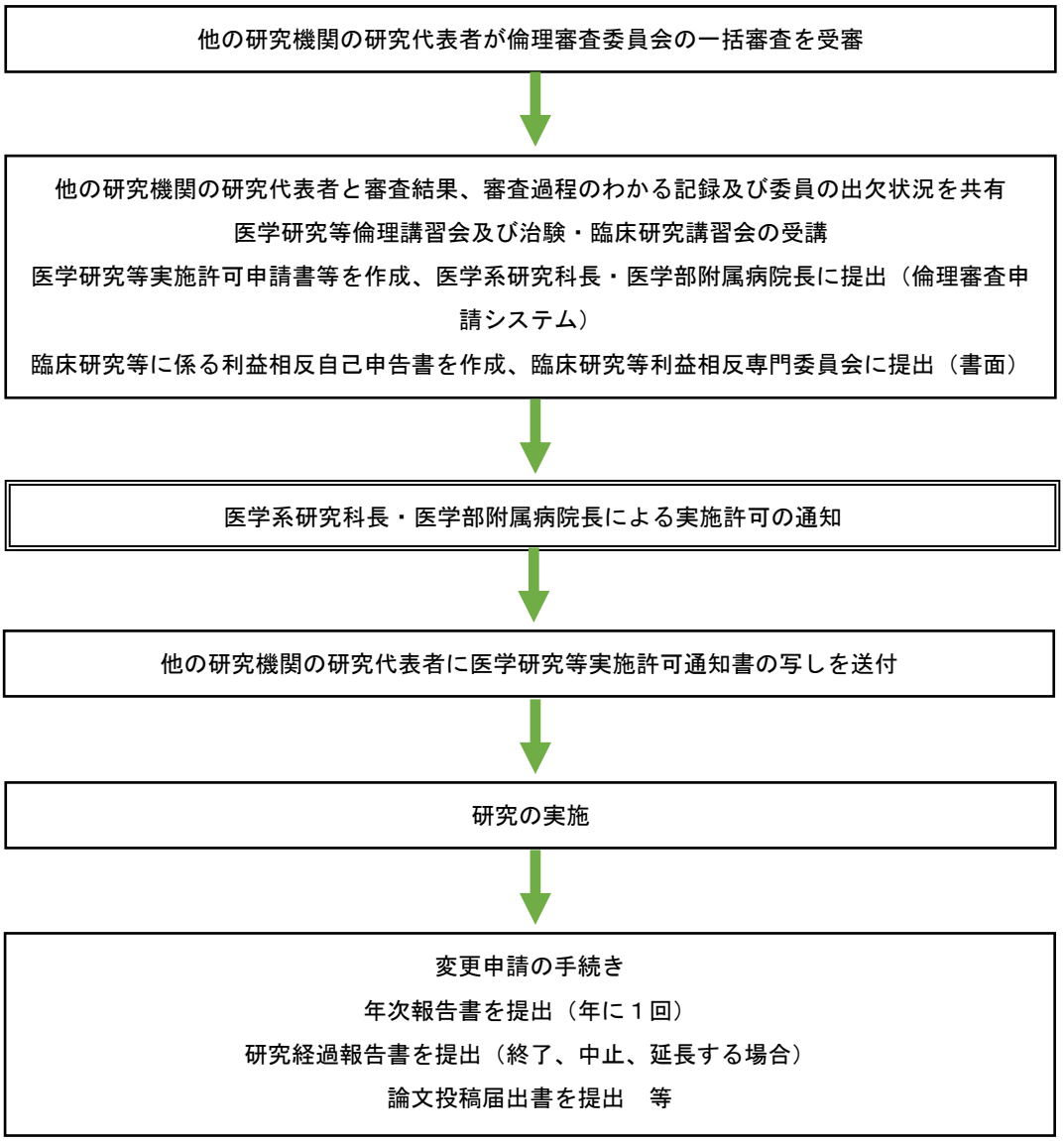
## （１）単機関研究（岐阜大学が代表）



## （２）多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査）

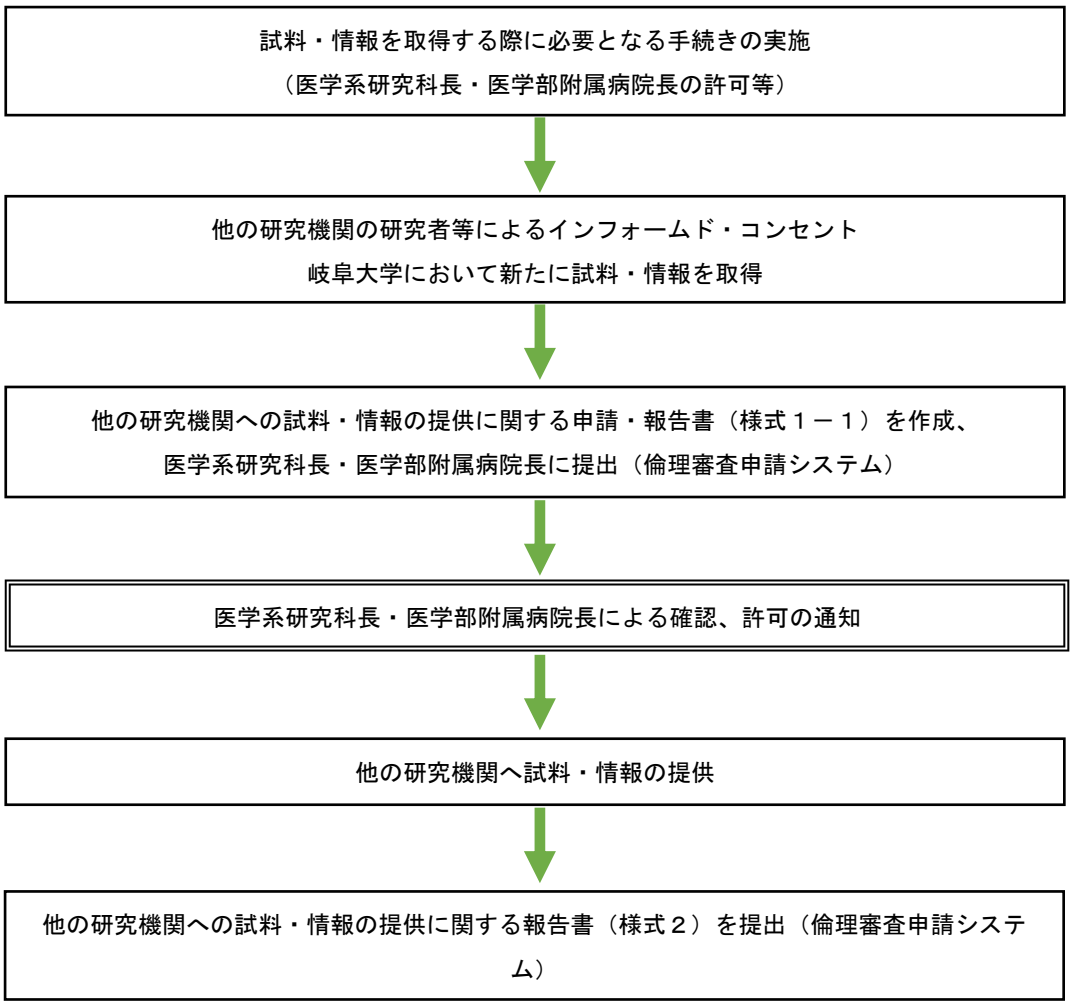


## （３）多機関共同研究（岐阜大学が分担、他の倫理審査委員会で一括審査）

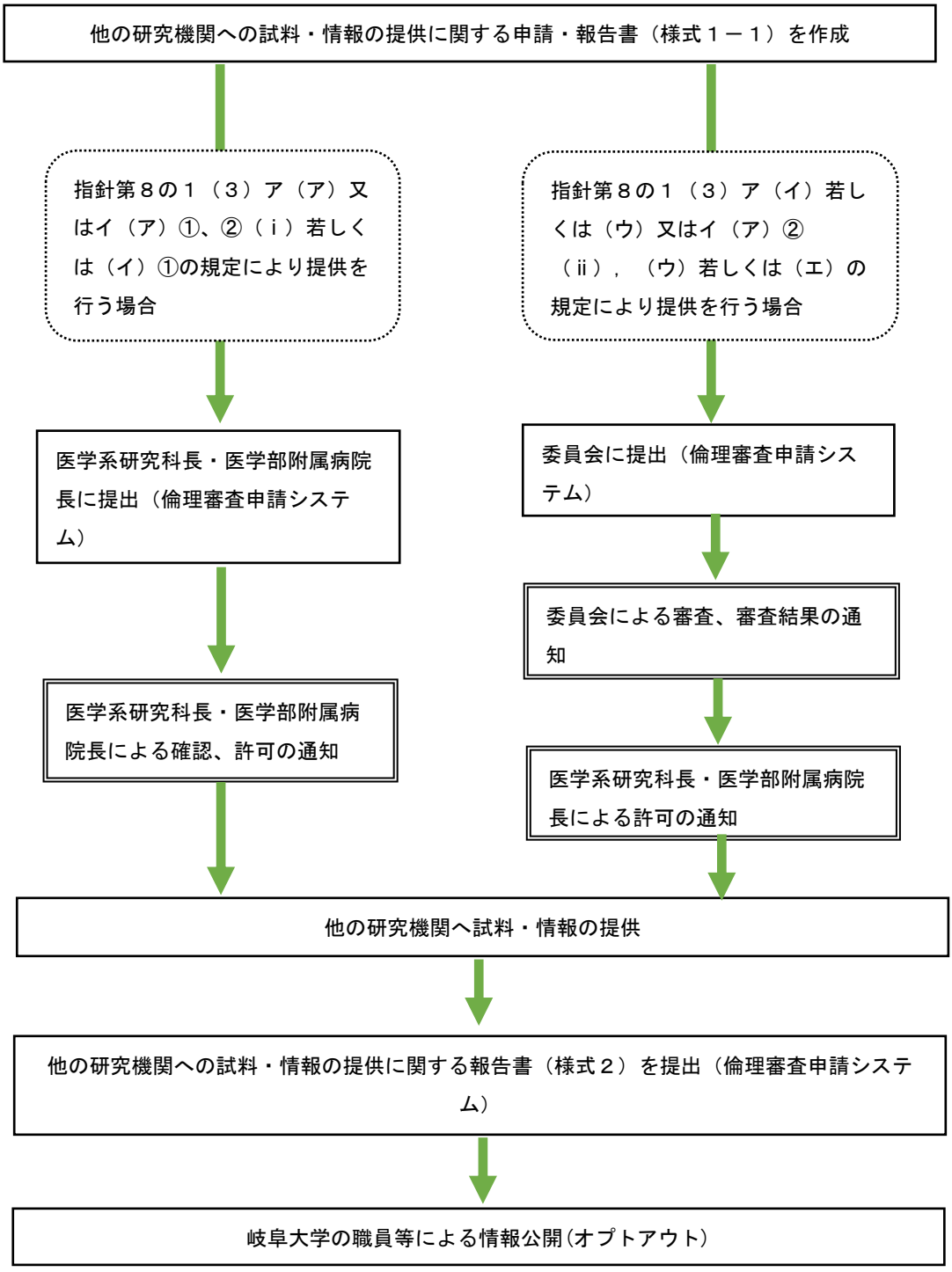



※多機関共同研究のうち、岐阜大学が分担であって岐阜大学で個別審査を受ける場合は、岐阜大学が代表の場合に準じて倫理審査申請等の手続きを行ってください。

## （４）研究協力機関（新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者）



## （５）既存試料・情報の提供のみを行う者



## ２．倫理審査申請等の具体的な手続きについて

倫理審査申請等について、具体的な手続きは以下のとおりです。なお多機関共同研究については、岐阜大学が代表の場合と分担の場合とで手続きが異なりますので注意してください。

また倫理審査申請等の手続きについては、倫理審査申請システム（https://rinri.med.gifu-u.ac.jp/esct/）を通じて行ってください。倫理審査申請システムのログインには機構アカウント（例：bc.12d.3456@f.thers.ac.jp）が必要となります。

### （１）単機関研究（岐阜大学が代表）、多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査）

①　他の研究機関の研究責任者から審査依頼書を受領（※多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査）の場合）

多機関共同研究の場合、研究代表者は、他の研究機関の研究責任者から審査依頼書・機関要件確認書・研究者等リストを提出させた上で、あらかじめ当該研究機関における研究の実施体制や利益相反マネジメント等について確認してください。

②　医学研究等倫理講習会及び治験・臨床研究講習会の受講

研究者等は、申請に先立ち、岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が主催する医学研究等倫理講習会及び医学部附属病院先端医療・臨床研究推進センターが主催する治験・臨床研究講習会を必ず受講してください。また各講習会は継続して受講する必要がありますので、有効期間内に再度受講してください。

※有効期間は、医学研究等倫理講習会は受講日から１年間（学内の研究者等が自己都合によりＤＶＤによる受講をした場合は受講日から２か月）、治験・臨床研究講習会は受講日から翌年度末です。

※医学研究等倫理講習会については委員会ＨＰ（https://www.med.gifu-u.ac.jp/faculty/board/rinri/）を、治験・臨床研究講習会については先端医療・臨床研究推進センターＨＰ（https://hosp.gifu-u.ac.jp/icc/）を確認してください。

※講習会の受講状況は倫理審査申請システムで確認できます。

③　臨床研究等に係る利益相反自己申告書の作成及び提出

研究者等は、申請する研究について利益相反マネジメントを受ける必要がありますので、臨床研究等に係る利益相反自己申告書を作成し、紙媒体で医学部研究支援係まで提出してください。

④　申請書等の作成及び委員会への提出

研究責任者は、以下の書類のうち必要なものを作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。**締切は委員会開催日の前々月の２５日ですので、締切までに所属長決裁を完了させてください。**

※例　６月委員会開催　→　４月２５日締切
　　２月委員会開催　→　１２月２５日締切

・倫理審査申請書（※倫理審査申請システムで自動的に作成されます）
・研究計画書
・同意説明文書及び同意書
・アセント文書
・情報公開文書（オプトアウト文書）
・症例報告書
・データシート
・対照表（旧対応表を含む）
・他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書
・日本国外にある機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書
・他の研究機関への試料・情報の提供に関する報告書
・医薬品の概要/添付文書等（医薬品を使用する研究の場合）
・医療機器の概要/添付文書/カタログ等
・アンケート用紙（アンケート実施に係る説明書等を含む）
・インタビューガイド
・募集ポスター
・臨床研究保険加入証
・契約書等
・モニタリング手順書
・監査手順書
・他の部局からの審査依頼書
・他の研究機関の審査依頼書
・研究機関要件確認書
・研究者等リスト

※医学系研究科・医学部及び医学部附属病院以外の部局に所属する研究責任者が申請する場合、他の部局からの審査依頼書（部局長名による任意の様式）は必ず提出してください。
※岐阜大学が代表機関の多機関共同研究で、一括審査をする場合、他の研究機関の審査依頼書・研究機関要件確認書・研究者等リストは必ず提出してください。
※委員会の開催予定日、書類の提出締切、提出する書類の様式等は委員会ＨＰ（https://www.med.gifu-u.ac.jp/faculty/board/rinri/）を確認してください。

⑤　委員会による事前審査

申請のあった研究について、委員会があらかじめ指名した者により事前審査を行います。事前審査で修正等の指示があった場合、研究責任者は、その指示に従って書類の修正等を行い、再度提出をしてください。

併せて当該研究について、事前審査で研究者等が本委員会に出席して説明をする必要があるかどうかを判断します。説明が必要と判断された場合、事務局から委員会開催の２週間程度前に本委員会への出席及び説明を依頼しますので、出席可能な時間及び出席者について回答をしてください。回答をもとに調整の上、説明の時間をお知らせします。また説明が不要と判断された場合についても、その旨の連絡をします。

⑥　委員会による審査並びに審査結果及び実施許可の通知

委員会で審査し、承認された研究については、倫理審査申請システムを通じて委員長による審査結果及び医学系研究科長・医学部附属病院長による実施許可の通知をします。研究者等は、実施許可の通知後、研究を実施してください。なお委員会で継続審査等となった研究については、審査結果と併せてその理由、修正事項等について通知をします。研究責任者は、書類の修正等を行い、再度提出をしてください。

※従来あった条件付承認、あるいは修正の上で承認といった形での承認はされません。よって一箇所でも修正事項がある場合は、再度委員会での審査が必要となります。
※修正内容が軽微なもの（研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しない変更）の場合は迅速審査による審査となりますが、それ以外の修正等の場合は本委員会による審査となります。

⑦　他の研究機関との審査結果等の共有及び他の研究機関による実施許可（※多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査）の場合）

多機関共同研究の場合、研究代表者は、他の研究機関の研究責任者に審査結果、審査過程のわかる記録及び委員会の委員の出欠状況を示す書類を送付し、審査結果等を共有してください。また他の研究機関の研究責任者が、それをもって当該研究機関の長に研究の実施許可を受けるよう手配してください。その後、研究代表者は、他の研究機関の研究責任者から実施許可書の写しを受領してください。

⑧　変更申請

研究計画を変更する場合は、変更申請の手続きが必要となります。研究責任者は、倫理審査申請書（変更）及び変更する書類を作成し、変更がないものも含めて書類一式の電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。提出にあたっては、事前に所属長の許可を得てください。

※研究期間や研究者等の変更といった軽微な変更（研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しない変更）の場合は迅速審査による審査となりますが、それ以外の変更等の場合は本委員会による審査となります。
※研究期間を延長する場合は、研究経過報告書についても併せて提出してください。
※変更する書類を作成するにあたっては、変更箇所の見落としを避けるため、必ず書類の変更箇所に下線を付してください。

⑨　研究経過報告書の提出（終了・中止）

研究責任者は、研究が終了又は中止となった場合は、研究経過報告書を作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。

※学内で保管する試料・情報等については、「東海国立大学機構における研究上の不正行為に関する取扱規程」第６条の規定に基づき、論文等の発表後、研究資料等（試料及び標本を除く。）は１０年、試料及び標本は５年の期間保存しなければなりません。また論文等の発表がない場合は、保存期間の起算日は当該研究の終了について報告された日となります。

⑩　年次報告書の提出

研究責任者は、毎年１回、研究等の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況について報告するため、年次報告書を作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。

⑪　重篤な有害事象の報告

研究責任者は、重篤な有害事象が発生した場合には、委員長及び医学部研究支援係に一報の上、直ちに重篤な有害事象に関する報告書を作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。多機関共同研究の場合は併せて重篤な有害事象に関する報告書（他機関報告用）についても作成し、提出してください。

⑫　その他不具合事象の報告

研究者等は、倫理的妥当性・科学的合理性を損なう又はそのおそれがある事実又は情報を得た場合、研究の実施の適正性・研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事実又は情報を得た場合、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点からの重大な懸念が生じた場合は、委員長及び医学部研究支援係に一報の上、直ちにその他不具合事象に関する報告書を作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。

⑬　論文投稿の届け出

研究責任者は、研究に基づく成果を論文として投稿するときは、論文投稿届出書を作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。

⑭　倫理審査委員会による調査への協力

委員会は、実施を許可した研究について、適正に実施されていることを確認するため実地調査を行うことがあります。対象となった研究の研究責任者は、当該調査への協力をしてください。

## （２）多機関共同研究（岐阜大学が分担、他の倫理審査委員会で一括審査）

多機関共同研究のうち、岐阜大学が分担であって他の倫理審査委員会で一括審査を受ける場合は、岐阜大学で審査を受ける必要はありません。以下のとおり実施許可を得るための手続きを行ってください。

① 他の研究機関の研究代表者が倫理審査委員会の一括審査を受審

研究責任者は、他の研究機関の研究代表者が倫理審査委員会の一括審査を受けるにあたって、事前の調整や必要となる手続きを行ってください。

② 他の研究機関との審査結果等の共有

研究責任者は、他の倫理審査委員会の一括審査を受けた後、他の研究機関の研究代表者から審査結果、審査過程のわかる記録及び委員会の委員の出欠状況を示す書類を受領のうえ保管し、審査結果等を共有してください。

③ 医学研究等倫理講習会及び治験・臨床研究講習会の受講

（※Ｐ７（１）－②を参照）

④ 臨床研究等に係る利益相反自己申告書の作成及び提出

（※Ｐ７（１）－③を参照）

⑤ 医学研究等実施許可申請書等の作成及び提出

研究責任者は、以下の書類を作成し、電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。

- 医学研究等実施許可申請書（※倫理審査申請システムで自動的に作成されます）
- 医学研究等実施許可申請書　別紙（新規）【一括審査用】（※倫理審査申請システムで作成してください）
- 他の倫理審査委員会の承認通知書の写し
- 他の倫理審査委員会の審査資料
- 他の倫理審査委員会の審査過程のわかる記録
- 他の倫理審査委員会の委員の出欠状況

⑥ 実施許可の通知

申請のあった研究については、他の倫理審査委員会による審査結果を踏まえ、倫理審査申請システムを通じて医学系研究科長・医学部附属病院長による実施許可の通知をします。研究責任者は、他の研究機関の研究代表者に医学研究等実施許可通知書の写しを送付してください。

⑦ 研究計画の変更

研究計画を変更する場合は、改めて実施許可を得るための手続きが必要となります。研究責任者は、医学研究等実施許可申請書、医学研究等実施許可申請書別紙（変更）【一括審査用】を作成し、他の倫理審査委員会の承認通知書の写し等の書類一式の電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。

※研究期間を延長する場合は、研究経過報告書についても併せて提出してください。

⑧　研究経過報告書の提出（終了・中止）
（※Ｐ９（１）－⑨を参照）

⑨　年次報告書の提出
（※Ｐ１０（１）－⑩を参照）

⑩　重篤な有害事象の報告
（※Ｐ１０（１）－⑪を参照）

⑪　その他不具合事象の報告
（※Ｐ１０（１）－⑫を参照）

⑫　論文投稿の届け出
（※Ｐ１０（１）－⑬を参照）

⑬　倫理審査委員会による調査への協力
（※Ｐ１１（１）－⑭を参照）

## （３）研究協力機関（新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者）、既存試料・情報の提供のみを行う者

研究者等として研究の実施に携わるのではなく、研究協力機関として新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供のみを行う場合又は既存試料・情報の提供のみを行う場合は、以下の手続きを行ってください。

① 試料・情報を取得する際に必要となる手続き

試料・情報を取得するにあたって、事前に医学系研究科長・医学部附属病院長の許可を得る等、必要となる手続きを行ってください。

② インフォームド・コンセント

研究協力機関として、当該研究のために新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供のみを行う場合、岐阜大学の職員等がインフォームド・コンセントに関わることはできません。他の研究機関の研究者等がインフォームド・コンセントを受けてください。職員等は、適切にインフォームド・コンセントを実施したことを確認してください。

既存試料・情報の提供のみを行う場合、岐阜大学の職員等が適切にインフォームド・コンセント等（オプトアウトを含む。）を実施してください。

③ 他の研究機関への試料・情報の提供に関する申請・報告書の作成及び提出

職員等は、他の研究機関への試料・情報の提供に関する申請・報告書（様式１－１）を作成し、他の倫理審査委員会の承認通知書の写しや研究計画書等の書類一式の電子ファイルを倫理審査申請システムにて提出してください。提出にあたっては、事前に所属長の許可を得てください。

※外国にある者へ試料・情報を提供する場合は、日本国外にある機関への試料・情報の提供に関する申請・報告書（様式１－２）についても提出してください。

④ 医学系研究科長・医学部附属病院長による確認及び許可の通知

報告のあった試料・情報の提供（⑤に該当するものを除く。）については、医学系研究科長・医学部附属病院長による確認を行い、許可の通知をします。職員等は、許可の通知後、試料・情報の提供を行ってください。

⑤ 委員会による審査及び審査結果の通知並びに医学系研究科長・医学部附属病院長による許可の通知（※既存試料・情報の提供のみを行う場合で、委員会の審査が必要な場合）

既存試料・情報の提供のみを行う場合で、生命・医学系指針第８の１（３）ア（イ）若しくは（ウ）又はイ（ア）②（ⅱ），（ウ）若しくは（エ）の規定により提供を行う場合は、委員会で審査し、委員長による審査結果及び医学系研究科長・医学部附属病院長による許可の通知をします。職員等は、許可の通知後、試料・情報の提供を行ってください。

⑥ 他の研究機関への試料・情報の提供に関する報告書の提出

職員等は、試料・情報の提供を行った後、他の研究機関への試料・情報の提供に関する報告書（様式２）を作成し、倫理審査申請システムにて提出してください。

## ３．臨床研究法に基づく臨床研究に係る手続きについて

令和３年６月３０日以降の臨床研究法に基づき行われる臨床研究（以下「特定臨床研究」という。）については、以下のとおり手続きを行ってください。

① 認定臨床研究審査委員会の審査を受審

研究責任医師は、特定臨床研究を実施する場合、法における認定臨床研究審査委員会に審査を依頼してください。

※認定臨床研究審査委員会による審査にあたって、利益相反状況確認報告書（様式Ｄ）の作成を求められた場合は、医学部研究支援係にて対応します。様式の電子ファイルを委員会事務局のメールアドレス（rinri@t.gifu-u.ac.jp）にお送りください。

② 臨床研究実施許可申請書の作成及び提出

研究責任医師は、認定臨床研究審査委員会の審査を受けた後、臨床研究実施許可申請書及び審査資料等の書類一式の電子ファイルを委員会事務局のメールアドレス（rinri@t.gifu-u.ac.jp）宛に提出してください。

※提出する書類の様式等は委員会ＨＰ（https://www.med.gifu-u.ac.jp/faculty/board/rinri/）を確認してください。

③ 実施許可の通知

申請のあった研究については、認定臨床研究審査委員会による審査結果を踏まえ、医学系研究科長・医学部附属病院長による実施許可の通知をします。

④ 研究計画の変更

研究計画を変更する場合は、改めて実施許可を得るための手続きが必要となります。研究責任医師は、臨床研究実施許可申請書及び審査資料等の書類一式の電子ファイルを委員会事務局のメールアドレス（rinri@t.gifu-u.ac.jp）宛に提出してください。

⑤ 各種報告

研究責任医師は、実施医療機関の管理者に報告する事項について、臨床研究関係報告書を作成し、電子ファイルを委員会事務局のメールアドレス（rinri@t.gifu-u.ac.jp）宛に提出してください。

## ４．倫理審査委員会の審査が必要となる症例報告の手続きについて

令和５年４月１日以降の倫理審査委員会の審査が必要となる症例報告については、以下のとおり手続きを行ってください。

①　症例報告倫理審査申請書の作成及び提出

申請者は、症例報告を委員会に申請する場合、以下の書類を作成し、電子ファイルを委員会事務局のメールアドレス（rinri@t.gifu-u.ac.jp）宛に提出してください。

・症例報告倫理審査申請書
・所属長の署名を得た症例（事例）報告届出書
・抄録原稿又は投稿原稿
・その他症例報告に関する書類

②委員会による審査及び実施許可の通知

申請のあった症例報告については、委員会による審査を行い、医学系研究科長・医学部附属病院長による実施許可の通知をします。申請者は、実施許可の通知後、症例報告実施許可通知書とともに関係書類を医学部附属病院医事課に提出してください。

## ５．倫理審査手数料等について

令和３年６月３０日以降の生命・医学系指針に基づく研究及び特定臨床研究について、研究責任者等は以下のとおり審査手数料及び管理料を支払う必要があります。

### （１）倫理審査手数料等の支払いの対象となる研究及び金額

①　岐阜大学の審査を受ける研究

＜対象となる研究＞

・岐阜大学が代表の単機関研究

・岐阜大学が代表の多機関共同研究

・岐阜大学が分担の多機関共同研究であって、岐阜大学で個別審査を受ける場合

＜審査手数料及び管理料＞

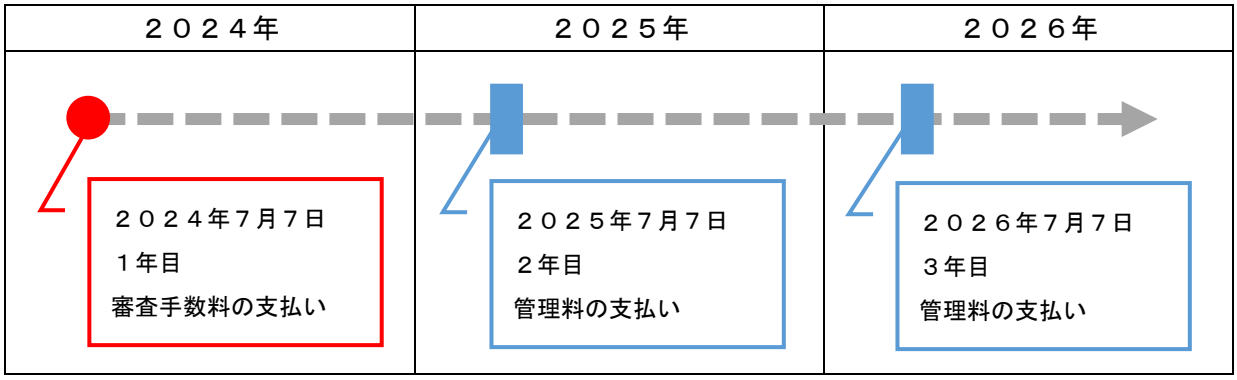
| 区分 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 審査手数料 | 介入研究（本学が主たる研究機関の場合） | 1 件あたり　25, 000 円 |
| | 介入研究（本学が分担研究機関の場合） | 1 件あたり　10, 000 円 |
| | 観察研究（本学が主たる研究機関の場合） | 1 件あたり　10, 000 円 |
| | 観察研究（本学が分担研究機関の場合） | 1 件あたり　5, 000 円 |
| | その他の研究（本学が主たる研究機関の場合） | 1 件あたり　10, 000 円 |
| | その他の研究（本学が分担研究機関の場合） | 1 件あたり　5, 000 円 |
| | 本学が主たる研究機関となる多機関共同研究であって、一括審査を行わない場合で、他の研究機関が倫理審査を依頼する場合 | 1 機関につき 10, 000 円（上記金額に加算） |
| 管理料 | 2 年目以降も研究等を継続するとき、毎年 | 1 件あたり　3, 000 円 |

※「その他の研究」についても審査手数料を支払う必要があります。

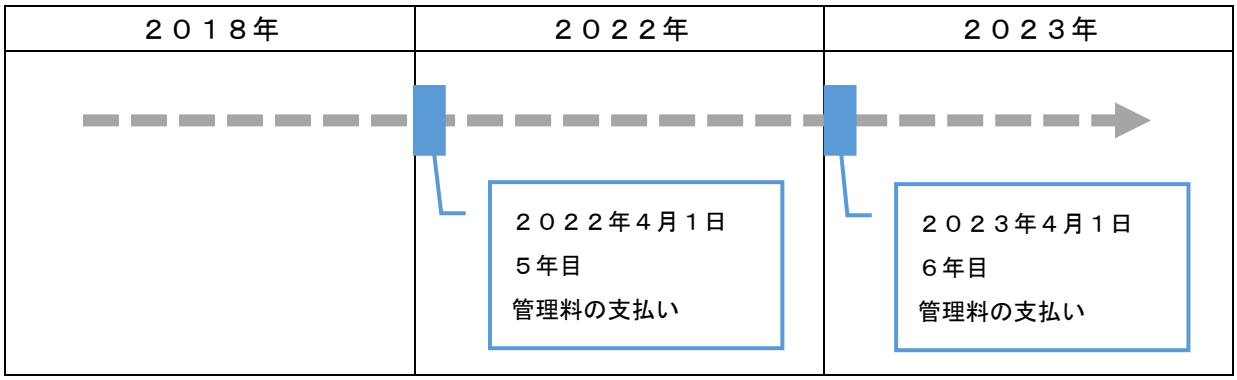
※２年目からは管理料を支払う必要があります。

※令和３年６月３０日以前に実施許可を得た研究についても、従前のとおり管理料の支払いをしてください。

＜例：２０２４年７月７日に実施許可を得た研究の場合＞



＜例：２０１８年４月１日時点で継続中の研究の場合＞




② 岐阜大学の審査を受けない研究

＜対象となる研究＞

A. 岐阜大学が分担の多機関共同研究であって、一括審査を受ける場合

A. 特定臨床研究

B. 研究協力機関（新たに資料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う場合）

B. 既存試料・情報の提供のみを行う場合

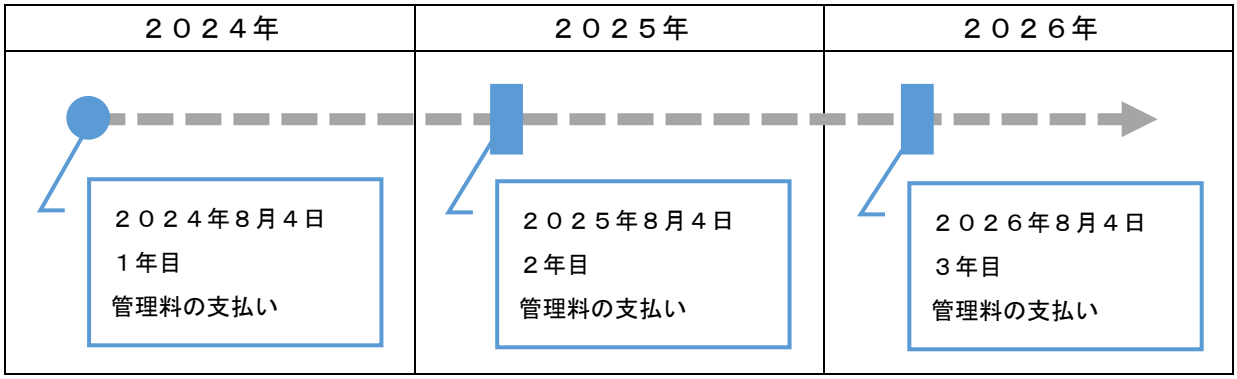
＜管理料＞

| 区分 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 管理料 A | 1 年目から毎年 | 1 件あたり　3,000 円 |
| 管理料 B | 許可を受けた年度のみ | 1 件あたり　3,000 円 |

※審査手数料は必要ではありませんが、１年目から管理料を支払う必要があります。

※令和３年６月３０日以前に実施許可を得た研究（「岐阜大学が分担の多機関共同研究であって、一括審査を受けた研究」及び「特定臨床研究」）については、２年目以降の管理料が発生した最初のタイミングで支払いをしてください。

＜例：２０２４年８月４日に実施許可を得た研究の場合＞




## （２）審査手数料等の請求

審査手数料等は１年を４期に分けて集計し、各期末の翌月以降に請求します。ただし３月分の審査手数料等については、決算処理の都合から、翌年度の４月～６月分と合わせて請求します。そのため３月分の審査手数料等の予算は、運営費交付金又は寄附金で支払いをしてください。

| 支払いの対象となる月<br>（実施許可または届出の月） | 請求時期 |
|---|---|
| ３月～６月 | ７月以降 |
| ７月～９月 | １０月以降 |
| １０月～１２月 | １月以降 |
| １月～２月 | ３月以降 |

更新履歴

| Ver. | 更新内容 | 更新日 |
|---|---|---|
| 1.0 | 初版発行 | 2021.6.29 |
| 1.1 | 多機関共同研究（岐阜大学が代表、岐阜大学で一括審査）の場合の提出書類を追記 | 2021.12.2 |
| 1.2 | 倫理審査申請システムの改修完了による更新 | 2022.1.27 |
| 1.3 | 倫理審査委員会規程、倫理審査委員会手順書及び研究に係る試料及び情報等の保管に関する手順書の一部改正に伴う更新 | 2022.8.8 |
| 1.4 | 症例報告の倫理審査に関する手順書の制定、研究に係る試料及び情報等の保管に関する手順書の一部改正に伴う更新 | 2023.6.21 |
| 1.5 | 倫理審査申請システムのログインが機構アカウントに変更されることに伴う更新 | 2023.7.28 |
| 1.6 | 倫理審査委員会規定、倫理審査委員会手順書及び研究に係る試料及び情報等の取扱いに関する手順書の一部改正に伴う更新 | 2024.5.1 |
| 1.7 | 研究協力機関、既存試料・情報の提供のみを行う場合の申請方法が変更されることに伴う更新 | 2025.4.1 |

○岐阜大学職員安全衛生管理規程

（平成 19 年 10 月 1 日規程第 19 号）

改正　平成 20 年 4 月 1 日　平成 22 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日　平成 24 年 8 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日　平成 25 年 12 月 1 日
平成 25 年 12 月 1 日　平成 27 年 4 月 1 日
平成 27 年 12 月 1 日　平成 28 年 6 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日　平成 30 年 4 月 1 日
令和 2 年 1 月 20 日規程第 6 号　令和 2 年 4 月 1 日岐大規程第 56 号
令和 3 年 1 月 1 日岐大規程第 121 号　令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号
令和 4 年 3 月 31 日岐大規程第 74 号　令和 6 年 3 月 18 日岐大規程第 47 号
令和 7 年 3 月 31 日岐大規程第 41 号

## 第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は，東海国立大学機構環境安全衛生管理規程（令和 2 年度機構規程 90 号。以下「規程」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき，岐阜大学(以下「本学」という。)における安全衛生の管理活動を充実し，労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし，職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに，快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

2　この規程に定めのあるもののほか，本学における職員の安全衛生管理については，労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)及びその他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第 2 条　この規程における用語の意義は，次のとおりとする。

(1)　「部局等」とは，学部，学環，研究科，学院，高等研究院，糖鎖生命コア研究所，保健管理センター，医学部附属病院，教育学部附属小中学校，運営支援組織及び事務局（名大病院事務部，名古屋大学教学事務部門及び Common Nexus 事務部を除く。）をいう。

(2)　「部局等の長」とは，前号に規定する部局等の長(運営局各部の長を除く。)をいう。

（学長の責務）

第 3 条　学長は，法令及びこの規程の定めるところにより，職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第 4 条　職員は，この規程を遵守し，危険防止，災害の予防及び疾病の予防に努めるとともに，本学が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

（事業場）

第5条　本学の事業場の区分は次のとおりとする。

(1)　柳戸地区事業場

(2)　医学部附属病院事業場

(3)　加納地区事業場

2　前項の事業場における部局等の範囲は，別表第1のとおりとする。

## 第2章　安全衛生管理体制

（学長）

第6条　学長は，本学における安全衛生管理の業務を統括管理する。

（総括安全衛生管理者）

第7条　第5条第1項に定める各事業場に総括安全衛生管理者を置き，次の各号に定める者をもって充てる。

(1)　柳戸地区事業場　岐阜大学副学長（総務担当）

(2)　医学部附属病院事業場　医学部附属病院長

(3)　加納地区事業場　教育学部附属小中学校長

2　総括安全衛生管理者は，第8条第1項及び第9条第1項に規定する安全管理者及び衛生管理者を指揮し，次の各号に掲げる業務を統括管理する。

(1)　職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。

(2)　職員の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。

(3)　職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4)　職員の労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか，労働災害を防止するため必要な措置に関すること。

3　学長は，総括安全衛生管理者が，旅行，疾病，事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは，その職務を行わせるため代理の者を選任するものとする。

（安全管理者）

第8条　前条第2項各号に定める業務のうち，職員の安全に係る技術的事項を管理するため，各事業場に安全管理者を置き，別表第2に定める者をもって充てる。

2　安全管理者は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　職場の巡視及び建設物，設備，作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止措置に関すること。

(2)　安全装置，保護具その他危険防止のための設備，器具の定期的点検及び整備に関すること。

(3)　安衛法第57条の3第1項に定める化学物質，化学物質を含有する製剤その他の物で職員の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)に関すること。

(4)　作業の安全についての研修に関すること。
(5)　発生した災害原因の調査及び対策の検討に関すること。
(6)　消防及び避難の訓練に関すること。
(7)　作業主任者その他安全に関する補助担当者の指導に関すること。
(8)　安全に関する資料の作成，収集及び重要事項の記録に関すること。
(9)　学内において，職員が学外の者と共同で行う作業の安全に関し，必要な措置に関すること。
(10)　前各号に掲げるもののほか，職員の安全管理について必要な措置に関すること。

3　学長は，安全管理者が，旅行，疾病，事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは，その職務を行わせるため代理の者を選任するものとする。

(衛生管理者)

第9条　第7条第2項各号に定める業務のうち，職員の衛生に係る技術的事項を管理するため，各事業場に衛生管理者を置く。

2　前項に規定する衛生管理者は，安衛法第12条第1項に定める資格を有する者のうちから，別表第3に掲げる数のものを学長が選任する。

3　衛生管理者は，次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　健康に異常のある職員の発見及びその処置に関すること。
(2)　作業環境の衛生上の調査及び作業条件，施設等の衛生上の改善に関すること。
(3)　労働衛生保護具，救急用具等の点検及び整備に関すること。
(4)　衛生教育，健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
(5)　職員の負傷及び疾病，それによる死亡，欠勤及び配置換えに関する統計の作成及び衛生日誌の記載等職務上の記録の整備などに関すること。
(6)　学内において，職員が学外の者と共同で行う作業の衛生に関し，必要な措置に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか，衛生に係る技術的事項に関すること。

4　衛生管理者は，少なくとも毎週1回職場を巡視し，設備，作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは，直ちに，職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じるものとする。

5　学長は，衛生管理者が，旅行，疾病，事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは，その職務を行わせるため代理の者を選任するものとする。

6　学長は，衛生管理者を補佐し，前項の衛生管理者の代理業務を行う者として，副衛生管理者を置くことができる。

7　前項の副衛生管理者は，安衛法第12条第1項に定める資格を有する者のうちから，総括安全衛生管理者が選任する。

(産業医)

第10条　各事業場に産業医を置く。

2　前項に規定する産業医は，安衛法第 13 条第 2 項に定める資格を有する者のうちから，学長が選任する。

3　産業医は，次に掲げる事項を管理し，職員の健康を確保するため必要があると認めるときは，学長又は総括安全衛生管理者に勧告し，衛生管理者を指導し，助言することができる。

(1)　職員の健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2)　作業環境の維持管理に関すること。

(3)　作業の管理に関すること。

(4)　職員の健康管理，健康教育，衛生教育及び健康相談その他健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(5)　職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関すること。

(6)　面接指導及び必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(7)　心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

4　産業医は，少なくとも毎月 1 回職場を巡視し，作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは，直ちに，職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じるものとする。

5　学長は，産業医が第 3 項に掲げる勧告，指導又は助言したことをもって，解任その他不利益な取扱いをしてはならない。

(安全管理事務担当者及び衛生管理事務担当者)

第 11 条　安全管理者及び衛生管理者の事務を担当する者として，各事業場又は各部局等に安全管理事務担当者及び衛生管理事務担当者を置く。

2　学長は，前項に規定する安全管理事務担当者及び衛生管理事務担当者について，別表第 4 に掲げる者を指名する。

3　加納地区事業場に，安全管理事務担当者及び衛生管理事務担当者の事務を補助する者として，安全管理事務担当補助者及び衛生管理事務担当補助者を置き，教育学部附属学校係長をもって充てる。

(作業主任者)

第 12 条　労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛法施行令」という。)第 6 条各号に掲げる業務に係る作業場ごとに，安衛法第 14 条に定めるところにより，作業主任者を置く。

2　作業主任者は，前項に定める業務に従事する職員であって，労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)別表第 1 に規定する資格を有する者のうちから，学長が選任する。

3　作業主任者は，第 1 項に規定する業務に係る作業を指揮監督及び点検し，当該作業から生じる災害を防止するために必要な措置その他法令に定められた業務を行う。

4　各事業場において，新たに作業主任者の配置を必要とする業務を行おうとするときは，部局等の長は，第 1 項に規定する業務の別，作業主任者候補者の氏名その他必要な事項を，学長に届け出なければならない。

（化学物質管理者）

第 12 条の 2　安衛則第 12 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき事業場ごとに化学物質管理者を置く。

2　化学物質管理者は，化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者をもって充てる。

3　化学物質管理者は，事業場における化学物質等の管理に関する技術的業務を行う。

（保護具着用管理責任者）

第 12 条の 3　安衛則第 12 条の 6 第 1 項に基づき事業場ごとに保護具着用管理責任者を置く。

2　保護具着用管理責任者は，保護具について一定の経験及び知識を有する者をもって充てる。

3　保護具着用管理責任者は，事業場における化学物質等への保護具の管理に関する業務を行う。

（安全衛生委員会等）

第 13 条　本学に勤務する職員の安全衛生に関する事項を調査審議するため，事業場ごとに安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　事業場ごとの委員会の連絡調整等必要な事項を審議するため，岐阜大学安全衛生連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

3　委員会及び協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（安全管理者等に対する教育等）

第 14 条　学長は，本学における安全衛生の水準の向上を図るため，安全管理者，衛生管理者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対し，これらの者が従事する業務に関する教育，講習等を行い，又はこれらの機会を与えるように努めなければならない。

## 第 3 章　安全衛生対策

（危険防止措置）

第 15 条　総括安全衛生管理者は，次の各号に掲げる危険を防止するための措置を講じなければならない。

(1)　機械，器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(2)　爆発性の物，発火性の物，引火性の物等による危険

(3)　電気，熱その他のエネルギーによる危険

(4)　掘削，採石，伐木等の業務における作業方法から生ずる危険
(5)　職員が墜落するおそれのある場所，土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

2　総括安全衛生管理者は，職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(健康障害防止措置)

第 16 条　総括安全衛生管理者は，ガス，蒸気，粉じん，酸素欠乏空気，病原体，放射線，騒音，振動等による健康障害を防止するための措置を講じなければならない。

(環境保全措置)

第 17 条　総括安全衛生管理者は，建設物その他の作業場について，通路，床面，階段等の保全並びに換気，採光，照明，保温，防湿，休養，避難及び清潔に必要な措置その他職員の安全衛生保持に必要な措置を講じなければならない。

(機械等の設置等に関する措置)

第 18 条　総括安全衛生管理者は，安衛法施行令第 12 条又は安衛則第 88 条に規定する機械等を設置，主要構造部分の変更，移転，休止若しくは廃止しようとするときは，当該機械等に関する事項を，遅滞なく学長に届け出なければならない。

(機械等の管理)

第 19 条　総括安全衛生管理者は，機械等で，安衛法その他の法令(以下「安衛法等」という。)で定めるものの管理については，安衛法等による定期検査の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(有害物等に関する措置)

第 20 条　総括安全衛生管理者は，別表第 5 に掲げる安衛法施行令第 16 条に規定する製造等が禁止される有害物等を，試験研究のため職員に製造又は使用させる場合及び安衛法施行令第 17 条に規定する製造の許可を受けるべき有害物を職員に製造させる場合は，あらかじめ，学長の承認を得なければならない。

2　前項に定めるもののほか，有害物等の管理等に関し必要な事項は，安衛法等の定めるところによる。

(リスクアセスメント)

第 20 条の 2　安全管理者の指揮の下，岐阜大学薬品等管理規程（平成 19 年規程第 1 号）第 3 条に定める薬品等管理責任者は，次に掲げる時期にリスクアセスメントを実施しなければならない。

(1)　安衛法施行令第 18 条各号に掲げる物及び安衛法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物(以下「調査対象物」という。)を原材料等として新規に採用し，又は変更するとき。
(2)　調査対象物を製造し，又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し，又は変更するとき。

(3)　前 2 号に掲げるもののほか，調査対象物による危険性又は有害性について変化が生じ，又は生ずるおそれがあるとき。

2　リスクアセスメントは，調査対象物を製造し，又は取り扱う業務ごとに，次に掲げるいずれかの方法により，又はこれらの併用により行わなければならない。ただし，当該リスクアセスメントのうち危険性に係るものにあっては，第 1 号又は第 1 号に掲げる方法に準ずる方法により行うものとする。

(1)　当該調査対象物が当該業務従事者に危険を及ぼし，又は当該調査対象物により当該業務従事者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

(2)　当該業務従事者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法

(3)　前 2 号に掲げる方法に準ずる方法

3　薬品等管理責任者は，前項のリスクアセスメントの結果に基づき安衛法等に定める措置を講ずるほか，当該業務従事者の危険又は健康障害を防止するため，必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　薬品等管理責任者は，リスクアセスメントを行ったときは，次に掲げる事項について，記録を作成し，次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して三年以内に当該調査対象物についてリスクアセスメントを行ったときは，三年間）保存するとともに，当該事項を，調査対象物を製造し，又は取り扱う業務に従事する者に周知させなければならない。

(1)　当該調査対象物の名称

(2)　当該業務の内容

(3)　当該リスクアセスメントの結果

(4)　当該リスクアセスメントの結果に基づき講ずる当該業務従事者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置の内容

5　前項に定める周知は，次に掲げるいずれかの方法により行う。

(1)　当該調査対象物を製造し，又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し，又は備え付けること。

(2)　当該調査対象物を製造し，又は取り扱う業務に従事する者に書面を交付すること。

(3)　電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調整するファイルに記録し，かつ，当該調査対象物を製造し，又は取り扱う業務を行う各作業場において当該業務に従事する者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（安全衛生教育）

第 21 条　総括安全衛生管理者は，職員を採用した場合，若しくは職員の従事する業務の内容を変更したときは，当該職員に対し，別表第 6 に掲げる安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

2　総括安全衛生管理者は，安衛法第 59 条第 3 項に規定する危険又は有害な業務に職員を就かせるときは，当該業務に関する安全衛生のための特別の教育を行わなければならない。

3　前 2 項の教育は，総括安全衛生管理者が十分な知識及び技能を有していると認める職員に対しては，一部又は全部の内容を省略することができる。

4　前 3 項のほか，安全衛生教育に関し必要な事項は，安衛法等の定めるところによる。

（就業制限）

第 22 条　総括安全衛生管理者は，安衛法第 61 条第 1 項に規定する就業制限業務には，その定める免許，資格等を有する職員でなければ就業させてはならない。

（中高年齢職員等に対する配慮）

第 23 条　総括安全衛生管理者は，中高年齢職員その他健康障害の防止上特に配慮を必要とする職員については，配置，業務の遂行方法等に関して，心身の条件を十分に考慮するよう努めなければならない。

（作業環境測定）

第 24 条　総括安全衛生管理者は，安衛法第 65 条第 1 項に規定する有害な業務を行う作業場等について，作業環境測定を行い，その結果を記録しておかなければならない。

2　前項に定めるもののほか，作業環境測定及びその結果の評価に基づく措置等に関し必要な事項は，安衛法等の定めるところによる。

（健康診断の実施）

第 25 条　学長は，安衛法第 66 条に基づき職員の健康を確保するため，次の各号に掲げる健康診断を行う。

(1)　採用時健康診断（安衛則第 43 条）

(2)　定期健康診断（安衛則第 44 条）

(3)　特定業務従事者健康診断（安衛則第 45 条）

(4)　有害業務従事者特殊健康診断（安衛法第 66 条第 2 項及び第 3 項並びに安衛法施行令第 22 条）

(5)　リスクアセスメント対象物健康診断（安衛則 577 条の 2 第 3 項及び第 4 項）

(6)　海外派遣職員健康診断（安衛則第 45 条の 2）

2　前項第 4 号に規定する健康診断の項目等は，有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号），鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号），四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号），特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号），高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号），電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）の定めるところによる。

3　学長は，第 1 項に規定する以外の健康診断（じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づく健康診断を含む。）を，必要に応じて行うことができる。

4　健康診断の事務に従事した者は，その業務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

（健康診断の受診）

第 26 条　総括安全衛生管理者は，前条第 1 項又は同条第 3 項に定める健康診断が実施されるときは，期日又は期間のほか必要な事項を職員に周知させるとともに，職員が受診できるよう配慮しなければならない。

2　職員は，指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし，学長の指示する医師又は歯科医師による健康診断を受けることを希望しないとき又はやむを得ない事由により受けることができないときは，総括安全衛生管理者に届け出て，当該健康診断の検査項目を満たす他の医師が行う健康診断の結果を証明する書面を提出することにより，当該健康診断に代えることができる。

3　職員が，第 25 条第 1 項又は同条第 3 項の健康診断の実施時期に近接した時期に，本学又は国家公務員共済組合が実施する総合的な健康診査（以下「総合健診」という。）を受ける場合は，その結果を記載した書面を，総括安全衛生管理者に提出することにより，当該健康診断の項目に相当する項目について省略することができる。

（健康診断実施後の措置）

第 27 条　学長は，第 25 条第 1 項又は同条第 3 項による健康診断を行ったとき，又は，職員から前条第 2 項ただし書による健康診断の結果を証明する書面又は前条第 3 項の総合健診の結果を記載した書面が提出されたときは，その結果に基づき，健康診断個人票を作成し，保存しなければならない。

2　学長は，第 25 条第 1 項又は同条第 3 項による健康診断を受診した職員に対し，当該健康診断の結果を通知しなければならない。

3　学長は，健康診断の結果，職員の健康を保持するため必要があると認めるときは，産業医その他専門の医師の意見を徴し，職員に対して医師又は保健師による保健指導，就業場所の変更，業務の転換，勤務時間の短縮等の必要な措置を講ずるほか，作業環境測定の実施，施設又は設備の設置その他の適切な措置を講じなければならない。

（長時間にわたる労働に関する面接指導等）

第 27 条の 2　学長は，職員の勤務時間の状況が，休憩時間を除き 1 週間当たり 38 時間 45 分を超えて勤務させた場合に，その超えた時間が 1 月（月の初日から末日までの期間）当たり 100 時間を超え，かつ，疲労の蓄積が認められる者に対し，産業医による面接指導を行うものとする。ただし，当該月の末日前 1 月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって，面接指導を受ける必要がないと産業医が認めた者を除く。

2　面接指導の対象となった職員は，面接指導を受けなければならない。ただし，産業医が行う面接指導を受けることを希望しない場合において，他の専門の医師が行う同項

の規定による面接指導に相当する面接指導を受け，当該結果を証明する書面を提出したときは，この限りでない。

3　産業医は，面接指導に際し，次に掲げる事項について確認を行う。

(1)　当該職員の勤務の状況

(2)　当該職員の疲労の蓄積の状況

(3)　前号に掲げるもののほか，当該職員の心身の状況

4　第2項ただし書きに定める結果を証明する書面は，次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

(1)　実施年月日

(2)　当該職員の氏名

(3)　面接指導を行った医師の氏名

(4)　当該職員の疲労の蓄積の状況

(5)　前号に掲げるもののほか，当該職員の心身の状況

5　学長は，第1項及び第2項ただし書きの規定による面接指導の結果に基づき記録を作成し，これを5年間保存するものとする。

6　学長は，第1項又は第2項ただし書きの規定による面接指導の結果に基づき，当該職員の健康を保持する必要があると認めるときは，遅滞なく産業医その他専門の医師の意見を徴し，その職員の実情を考慮して，就業場所の変更，業務の転換，勤務時間の短縮その他必要な措置を講ずるものとする。

7　学長は，第1項の規定により面接指導を行う職員以外の職員のうち，次に掲げる者であって健康への配慮が必要な者については，面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(1)　休憩時間を除き1週間当たり38時間45分を超えて勤務させた時間が1月(月の初日から末日までの期間)当たり80時間を超えたことにより，疲労の蓄積が認められ，又は健康上の不安を有している者

(2)　休憩時間を除き1週間当たり38時間45分を超えて勤務させた時間が1月当たり45時間を超えた職員で，産業医が健康への配慮が必要と認めた者

(3)　面接指導の申出を行った者

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第27条の3　学長は，職員に対し1年以内ごとに1回，定期に，次に掲げる事項について産業医による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック。以下「ストレスチェック」という。)を行うものとする。

(1)　職場における職員の心理的な負担の原因に関する項目

(2)　職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

(3)　職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目

2　産業医は，ストレスチェックを受けた職員に対し，遅滞なく当該ストレスチェックの結果を通知する。

3　産業医は，あらかじめストレスチェックを受けた職員の同意を得ないで，当該ストレスチェックの結果を学長に提供してはならない。

4　産業医は，前項に定める職員の同意を書面又は電磁的記録により取得しなければならない。

5　学長は，職員の同意に基づき産業医からストレスチェックの結果の提供を受けた場合には，当該ストレスチェックの結果の記録を作成し，これを 5 年間保存しなくてはならない。

6　学長は，産業医による当該ストレスチェックの結果の作成の事務及び当該ストレスチェックの実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう，必要な措置を講じなければならない。

7　学長は，ストレスチェックを行った場合は，産業医に当該ストレスチェックの結果を当該事業場の当該部署に所属する職員の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ，その結果について分析させるよう努めなければならない。

8　学長は，前項の分析の結果を勘案し，その必要があると認めるときは，当該集団の職員の実情を考慮して，当該集団の職員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

9　学長は，ストレスチェックの結果の通知を受けた職員であって，心理的な負担の程度が高く，面接指導を受ける必要がある者のうち，産業医による面接指導を希望する旨の申出(以下「申出」という。)を行った者に対し，面接指導を行うものとする。この場合において，職員が当該申出をしたことを理由として，当該職員に対し，不利益な取扱いをしてはならない。

10　申出を行う職員は，ストレスチェックの結果の通知を受けた後，遅滞なく申出を行わなければならない。

11　産業医は，心理的な負担の程度が高く，面接で指導を受ける必要がある者に対し，申出を行うよう勧奨することができる。

12　産業医は，面接指導に際し，第 1 項に掲げる事項のほか，次に掲げる事項について確認を行う。

(1)　当該職員の勤務の状況

(2)　当該職員の心理的な負担の状況

(3)　前号に掲げるもののほか，当該職員の心身の状況

13　学長は，面接指導の結果に基づき記録を作成し，これを 5 年間保存するものとする。

14　前項の記録は，第 12 項に掲げる事項のほか，次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

(1)　実施年月日

(2)　当該職員の氏名
(3)　面接指導を行った産業医の氏名
(4)　産業医の意見

15　学長は，面接指導の結果に基づき，当該職員の健康を保持する必要があると認めるときは，産業医その他専門の医師の意見を徴し，その職員の実情を考慮して，就業場所の変更，業務の転換，勤務時間の短縮その他必要な措置を講ずるものとする。

16　学長は，1 年以内ごとに 1 回，定期に，安衛則第 52 条の 21 に定める心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を，所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

(病者の就業禁止)

第 28 条　学長は，安衛則第 61 条第 1 項各号に掲げる次の疾病にかかった職員について，同条に定めるところにより，就業禁止等の措置を講じなければならない。

(1)　病毒伝播のおそれのある結核等の伝染性の疾病(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める感染症を除く。)
(2)　就業により病勢が著しく増悪するおそれのある心臓，腎臓，肺等の疾病

2　学長は，前項の規定により，職員の就業を禁止しようとするときには，あらかじめ，産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならない。

3　就業を禁止された職員は，次の各号に掲げる事項を，速やかに学長に報告しなければならない。

(1)　療養の場所
(2)　主治医の氏名及び連絡先

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第 28 条の 2　学長は，職員の心身の状態に関する情報を収集し，保管し，又は使用するに当たっては，職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し，並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し，及び使用しなければならない。ただし，本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は，この限りでない。

2　職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いに係る必要な事項は，別に定める。

(異常時の措置)

第 29 条　総括安全衛生管理者は，次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは，直ちに学長に報告するとともに，必要に応じて作業を中止させ，職員を作業場から退避させる等必要な指示を行い，原因の調査と再発防止のための措置を講じなければならない。

(1)　職員が勤務中に災害に遭ったとき。
(2)　労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 35 条に規定する業務上の疾病にかかったとき。

(3)　安衛則第 96 条に規定する火災又は爆発の事故若しくは機械，設備等に係る事故等が発生したとき。

(4)　前各号のほか，安全衛生に関し不測の事態が生じたとき。

(機械等又は施設の一時使用者に対する通知)

第 30 条　本学が保有する機械等又は施設を，本学以外の者に一時使用させる場合は，当該機械等又は施設を管理する総括安全衛生管理者は，その安全な使用に関し，使用者に必要な事項を通知するものとする。

## 第 4 章　雑則

(部局等の長への委任)

第 31 条　柳戸地区総括安全衛生管理者は，第 15 条から第 24 条まで，第 26 条，第 29 条及び第 30 条に規定する総括安全衛生管理者が行う措置等については，柳戸地区事業場の各部局等の長に行わせるものとする。

(職員以外の者への準用)

第 32 条　この規程は，本学に勤務する職員以外の者で，法令又は本学が定める規則に基づき，本学に受け入れる者に対して準用する。

(労働基準監督機関への報告等)

第 33 条　安衛法等の定めるところにより，労働基準監督機関に報告し，又は届出すべき事項については，学長がこれを行うものとする。

(雑則)

第 34 条　この規程に定めるもののほか，職員の安全衛生に関し必要な事項は，別に定める。

### 附　則

1　この規程は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学職員安全衛生管理規則(平成 16 年岐阜大学規則第 94 号)は，廃止する。

### 附　則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附　則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附　則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附　則(平成 24 年 8 月 1 日)

この規程は，平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 12 月 1 日)

この規程は，平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 12 月 1 日)

この規程は，平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 12 月 1 日)

この規程は，平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 6 月 1 日)

この規程は，平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 2 年 1 月 20 日規程第 6 号)

この規程は，令和 2 年 1 月 20 日から施行し，平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(令和 2 年 4 月 1 日岐大規程第 56 号)

この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年 1 月 1 日岐大規程第 121 号)

この規程は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号)

この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 31 日岐大規程第 74 号)

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 6 年 3 月 18 日岐大規程第 47 号)

この規程は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 7 年 3 月 31 日岐大規程第 41 号)

この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

| 事業場 | 部局等及び附属施設の範囲 |
|---|---|
| 柳戸地区 | 事務局（岐大病院事務部，名大病院事務部及び名古屋大学教学事務部門を除く。）<br>教育学部(附属小中学校を除く。)<br>地域科学部<br>医学系研究科・医学部(医学教育開発研究センターを含む。)<br>工学部<br>応用生物科学部<br>社会システム経営学環<br>自然科学技術研究科<br>連合農学研究科<br>連合獣医学研究科<br>連合創薬医療情報研究科<br>高等研究院<br>糖鎖生命コア研究所<br>保健管理センター<br>教育推進・学生支援機構<br>学術研究・産学官連携推進本部<br>グローカル推進機構<br>情報連携推進本部<br>地域連携推進本部 |
| 医学部附属病院 | 医学部附属病院<br>事務局（岐大病院事務部） |
| 加納地区 | 教育学部附属小中学校 |

注）　岐阜大学組織運営規程（令和 2 年度岐大規程第 1 号）第 18 条に規定する学部等附属施設は，当該学部に含めるものとする。（附属病院は除く。）

別表第 2(第 8 条関係)

| 事業場 | 安全管理者を置く事業場又は部局等 | 安全管理者 |
|---|---|---|
| 柳戸地区 | 事務局（岐大病院事務部，名大病院事務部及び名古屋大学教学事務部門を除く。） | 岐阜大学副学長（総務担当） |
| | 各学部 | 学部長 |
| | 学環 | 学環長 |

| | | |
|---|---|---|
| | 医学系研究科 | 研究科長 |
| | 自然科学技術研究科 | 研究科長 |
| | 連合農学研究科 | 研究科長 |
| | 連合獣医学研究科 | 研究科長 |
| | 連合創薬医療情報研究科 | 研究科長 |
| | 高等研究院 | 研究院長 |
| | 糖鎖生命コア研究所 | 所長 |
| | 保健管理センター | センター長 |
| | 教育推進・学生支援機構 | 機構長 |
| | 学術研究・産学官連携推進本部 | 本部長 |
| | グローカル推進機構 | 機構長 |
| | 情報連携推進本部 | 本部長 |
| | 地域連携推進本部 | 本部長 |
| 医学部附属病院 | 医学部附属病院 | 副病院長 |
| | 事務局（岐大病院事務部） | 副病院長 |
| 加納地区 | 教育学部附属小中学校 | 副校長 |

別表第 3（第 9 条関係）

| 事業場 | 衛生管理者を置く数 | 担当部局等又は担当部門等 | |
|---|---|---|---|
| 柳戸地区 | 7 人 | 事務局（岐大病院事務部，名大病院事務部及び名古屋大学教学事務部門を除く。），社会システム経営学環，社会システム経営学院，高等研究院，糖鎖生命コア研究所，保健管理センター，教育推進・学生支援機構，学術研究・産学官連携推進本部，グローカル推進機構，情報連携推進本部及び地域連携推進本部 | 1人 |
| | | 教育学部 | 1人 |
| | | 地域科学部 | 1人 |
| | | 医学系研究科・医学部，連合創薬医療情報研究科及び医学教育開発研究センター | 1人 |
| | | 工学部，応用生物科学部，自然科学技術研究科，連合農学研究科及び連合獣医学研究科 | 2人 |
| | | 柳戸地区担当衛生工学衛生管理者 | 1人 |
| 医学部附属病院 | 6 人 | 管理部門及び外来部門 | 5人 |
| | | 病棟部門 | |
| | | 医学部附属病院担当衛生工学衛生管理者 | 1人 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 加納地区 | 1 人 | 教育学部附属小中学校 | 1人 |

別表第 4(第 11 条関係)

| 事業場 | 部局等 | 安全管理事務担当者 | 衛生管理事務担当者 |
|---|---|---|---|
| 柳戸地区 | 事務局（岐大病院事務部，名大病院事務部及び名古屋大学教学事務部門を除く。） | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 各学部 | 事務長 | 事務長 |
| | 学環 | 施設統括部建築課主幹 | 学務部全学連携教育課長 |
| | 医学系研究科 | 事務長 | 事務長 |
| | 自然科学技術研究科 | 事務長 | 事務長 |
| | 共同獣医学研究科 | 事務長 | 事務長 |
| | 連合農学研究科 | 事務長 | 事務長 |
| | 連合獣医学研究科 | 事務長 | 事務長 |
| | 連合創薬医療情報研究科 | 事務長 | 事務長 |
| | 高等研究院 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 糖鎖生命コア研究所 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 保健管理センター | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 教育推進・学生支援機構 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 学術研究・産学官連携推進本部 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | グローカル推進機構 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 情報連携推進本部 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| | 地域連携推進本部 | 施設統括部建築課主幹 | 総務部人事企画課主幹 |
| 医学部附属病院 | 医学部附属病院 | 岐大病院事務部総務課長 | 岐大病院事務部総務課長 |
| | 事務局（岐大病院事務部） | 岐大病院事務部総務課長 | 岐大病院事務部総務課長 |
| 加納地区 | 教育学部附属小中学校 | 教育学部事務長 | 教育学部事務長 |

注） 加納地区は，安全管理事務担当補助者及び衛生管理事務担当補助者として，教育学部附属学校係長を充てる。

別表第 5(第 20 条関係)

| | |
|---|---|
| 製造等が禁止される有害物等(安衛法施行令第16条関係) | 1　黄りんマッチ<br>2　ベンジジン及びその塩<br>3　4－アミノジフエニル及びその塩<br>4　石綿<br>5　4－ニトロジフエニル及びその塩<br>6　ビス(クロロメチル)エーテル<br>7　ベーターナフチルアミン及びその塩<br>8　ベンゼンを含有するゴムのりで，その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5パーセントを超えるもの<br>9　第2号，第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し，又は第4号に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物。 |
| 製造等の許可を受けるべき有害物(安衛法施行令第17条関係) | 1　ジクロルベンジジン及びその塩<br>2　アルファーナフチルアミン及びその塩<br>3　塩素化ビフエニル(別名PCB)<br>4　オルトートリジン及びその塩<br>5　ジアニシジン及びその塩<br>6　ベリリウム及びその化合物<br>7　ベンゾトリクロリド<br>8　第1号から第6号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し，又は第7号に掲げる物をその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他のもの(合金にあっては，ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。) |

別表第6(第21条関係)

| 区分 | 教育の内容 | 教育に必要な事項 |
|---|---|---|
| 職員を採用した場合若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合 | 職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項 | 1　機械等，原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。<br>2　安全装置，有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。<br>3　作業手順に関すること。<br>4　作業開始時の点検に関すること。<br>5　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。<br>6　整理，整頓及び清潔の保持に関すること。<br>7　事故時等における応急措置及び退避に関すること。<br>8　前各号に掲げるもののほか，当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項<br>(注)第1号から第4号までについては，職員が従事する業務に応じて，総括安全衛生管理者等が必要ないと判断した場合には，省略することができる。 |

○東海国立大学機構職員就業規則

（令和２年４月１日機構規則第１号）

**改正**　令和５年２月17日機構規則第３号　令和５年３月23日機構規則第４号
令和６年３月５日機構規則第４号　令和６年３月６日機構規則第６号
令和６年６月５日機構規則第１号　令和７年３月24日機構規則第19号

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　人事
第１節　採用（第６条－第８条）
第２節　昇任及び降任（第９条・第10条）
第３節　異動（第11条－第14条）
第４節　休職（第15条）
第５節　退職及び解雇（第16条－第24条）
第３章　給与（第25条）
第４章　服務（第26条－第31条）
第５章　知的所有権（第32条）
第６章　勤務時間，休日，休暇等（第33条－第42条）
第７章　研修（第43条）
第８章　賞罰（第44条－第48条）
第９章　安全衛生（第49条－第55条）
第10章　出張及び在宅勤務（第56条－第57条の２）
第11章　福利・厚生（第58条）
第12章　災害補償（第59条－第61条）
第13章　退職手当（第62条）
附則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この就業規則（以下「規則」という。）は，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により，国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」という。）に勤務する職員の就業に関して，必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この規則は，次に掲げる職員に適用する。ただし，限定職員，契約職員，パートタイム勤務職員，医員，医員（研修医），非常勤講師等，第19条第１項の規定による再雇用職員，再雇用短時間勤務職員，外国人客員教員及びG30教員の就業については，別に定める。

(1)　大学教員
(2)　附属学校教員
(3)　前 2 号以外の職にある者

2　前項の職員のうち，任期を付して雇用される職員の任期に関する事項は，別に定める。

(権限の委任)

第 3 条　機構長は，この規則に規定する権限の一部を理事又は他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第 4 条　この規則に定めのない事項については，労基法その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第 5 条　機構及び職員は，それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し，その実行に努めなければならない。

## 第 2 章　人事

### 第 1 節　採用

(採用)

第 6 条　職員の採用は，競争試験又は選考による。

2　本条に定めるもののほか，職員の採用について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員採用規程(令和 2 年度機構規程第 41 号。以下「採用規程」という。)による。

(労働条件の明示)

第 7 条　機構長は，職員の採用に際しては，採用しようとする職員に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1)　労働契約の期間に関する事項(任期を付して雇用される職員にあっては，当該任期の満了後における当該雇用の更新の有無及び更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間をいう。）又は更新回数の上限を含む。）を含む。)
(2)　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。）
(3)　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間並びに就業時転換に関する事項
(4)　休日に関する事項
(5)　休暇に関する事項
(6)　給与に関する事項
(7)　退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

2　機構長は，労働契約の期間内に職員が労働契約法第 18 条第 1 項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み（以下「無期転換申込み」という。）をするこ

とができることとなる期間の定めのある労働契約の締結に際しては，当該職員に対し，あらかじめ，前項に規定するもののほか，無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち前項各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

（試用期間）

第 8 条　職員として採用された者には，採用の日から 6 月の試用期間を設ける。ただし，国，地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き機構の職員となった者については，この限りでない。

2　試用期間中に職員として，又は試用期間満了時に正規の職員とするに機構長が適当でないと認めたときは，解雇することがある。

3　試用期間は，勤続年数に通算する。

第 2 節　昇任及び降任

（昇任）

第 9 条　職員の昇任は，選考による。

2　前項の選考は，その職員の能力，適性等に基づいて行う。

3　前項の規定にかかわらず，大学教員の昇任の選考については採用規程第 4 条第 2 項，第 3 項及び第 5 項に，附属学校教員の昇任の選考については採用規程第 5 条第 2 項に定める採用の選考の取扱いに準ずる。

4　前 3 項の規定にかかわらず，第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の職員については，60 歳の誕生日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの期間（以下「異動期間」という。）以後，昇任させることができない。

（降任）

第 10 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，降任させることができる。

(1)　勤務実績がよくない場合

(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合

(3)　その他必要な適性を欠く場合

2　職員は，別に定める役員会の議を経ることなく，その意に反して降任されることはない。

3　前 2 項に定めるもののほか，職員が自ら降任を申し出た場合には，これを承認し，降任させることができる。

4　前 3 項に定めるもののほか，第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の職員のうち東海国立大学機構職員給与規程（令和 2 年度機構規程第 54 号。以下「職員給与規程」という。）第 12 条第 1 項本文に規定する者（以下「管理監督者」という。）については，異動期間に，役員会の議を経ることなく，管理監督者以外の職に降任させ，管理監督者以外の者については，異動期間に，役員会の議を経ることなく，降任させることができる。

5　機構長は，管理監督者について，次に掲げる事由があると認めるときは，異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に第18条第1項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあっては，当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し，引き続き当該管理監督者として勤務をさせることができる。

(1)　業務の性質上，当該管理監督者の他の職への降任による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずる事由

(2)　職務が高度の専門的な知識，熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため，又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため，当該管理監督者の後任を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる事由

6　機構長は，前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督者について，前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは，延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては，延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし，更に延長される当該異動期間の末日は，当初の異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

7　前項の降任に関する事項は，別に定める。

## 第3節　異動

（配置換及び兼務）

第11条　職員は，業務上の都合により配置換又は兼務を命ぜられることがある。

2　前項に規定する異動を命ぜられた職員は，正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3　大学教員は，別に定める役員会の議を経ることなく，その意に反して配置換されることはない。

（出向）

第12条　職員は，業務上必要と認められる場合，出向を命ぜられることがある。

2　職員の出向について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員出向規程(令和2年度機構規程第45号)による。

（クロス・アポイントメント）

第13条　大学教員は，業務上必要と認められる場合，機構以外の他の機関(以下この項において「他機関」という。)との協定に基づき，機構の大学教員及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら機構及び他機関の業務を行うこと(ただし，第31条に規定する兼業によるものを除く。以下「クロス・アポイントメント」という。)ができるものとする。

2　クロス・アポイントメントの取扱いについて必要な事項は，別に定める東海国立大学機構クロス・アポイントメント制度に関する規程(令和 2 年度機構規程第 52 号)による。

(赴任)

第 14 条　赴任の命令を受けた職員は，発令の日から，次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期間内に赴任できないときは，新任地の上司の承認を得なければならない。

(1)　住居移転を伴わない赴任の場合　即日

(2)　住居移転を伴う赴任の場合　7 日以内

第 4 節　休職

(休職)

第 15 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，休職とすることができる。

(1)　業務上の事由に起因する負傷又は疾病により，長期の療養を要する場合

(2)　業務外の事由に起因する負傷又は疾病により，長期の療養を要する場合

(3)　刑事事件に関し起訴された場合

(4)　学校，研究所，病院その他機構が指定する施設において，その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査，研究若しくは指導に従事し，又は機構が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合

(5)　科学技術に関する共同研究及び受託研究に係る業務であって，その職員の職務に関連があると認められるものに，前号に掲げる施設又は機構が当該研究に関し指定する施設において従事する場合

(6)　東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程(令和 2 年度機構規程第 24 号。以下「兼業・兼職規程」という。)第 5 条第 2 号に規定する研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)，顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において，主として当該役員等の職務に従事する必要があり，機構の職務に従事することができないと認められるとき。

(7)　我が国が加盟している国際機関，外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合

(8)　労働組合業務に専従する場合

(9)　職員が，機構長の承認を受けて大学(短期大学を除き，大学に設置される専攻科及び大学院を含む。)の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において，機構の職務に従事することができないと認められるとき。

(10)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合

(11)　その他特別の事由により，休職にすることが適当と認められる場合

2　試用期間中の職員については，前項の規定を適用しない。

3　職員は，別に定める役員会の議を経ることなく，その意に反して休職を命じられることはない。

4　本条に定めるもののほか，職員の休職について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員休職規程(令和 2 年度機構規程第 25 号)による。

第 5 節　退職及び解雇

(退職)

第 16 条　職員は，次の各号のいずれかに該当する場合は，退職とし，職員としての身分を失う。

(1)　退職を願い出た場合

(2)　定年に達した場合

(3)　期間を定めて雇用されている場合で，その期間を満了したとき。

(4)　前条第 1 項(第 1 号を除く。)に定める休職期間が満了し，休職事由がなお消滅せず，復職できない場合

(5)　死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第 17 条　職員は，自己の都合により退職しようとするときは，退職を予定する日の 14 日前(可能な限り 30 日前)までに，機構長に退職願を提出しなければならない。

2　職員は，退職願の提出後も，退職する日までの間は，従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 18 条　職員は，定年に達したときは，定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

2　前項の定年は，満 65 歳とする。

3　前項の規定にかかわらず，特に必要と認められる職員の定年については，別に定めることができる。

4　本条に定めるもののほか，職員の定年について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員定年規程(令和 2 年度機構規程第 46 号。以下「定年規程」という。)による。

(再雇用)

第 19 条　60 歳（守衛，巡視等の監視，警備等の業務に従事する職員（以下「守衛等職員」という。）にあっては，63 歳）に達した日以後の最初の 3 月 31 日以後に第 16 条第 1 号から第 3 号までの規定により退職した職員（大学教員及び首席リサーチ・アドミニストレーターを除く。）又は定年規程第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務した後退職した職員が，引き続き勤務を希望し，次条第 1 項各号のいずれにも該当しないときは，1 年を超えない範囲内で任期を定め，当該者を再雇用職員，再雇用短時間勤務職員，契約職員又はパートタイム勤務職員として雇用することができる。

2　機構の職員から機構以外の国立大学法人等(以下この項において「他大学等」という。)の部課長級職員に登用された者(その他これに準ずる者で機構長が必要と認めた場合を含む。)のうち他大学等で定年退職した者が，その退職の直後(他大学等で一度再雇用された当該雇用期間満了後を含む。)に機構で引き続き勤務を希望し，かつ，他大学等の勤務において，次条第1項各号のいずれにも該当しないときは，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該者を再雇用職員，再雇用短時間勤務職員，契約職員又はパートタイム勤務職員として雇用することができる。

(解雇)

第20条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，解雇することができる。

(1)　勤務状況が著しく不良で，改善の見込みがなく，職員としての職責を果たし得ない場合

(2)　勤務成績又は業務能率が著しく不良で，向上の見込みがなく，他の職務にも転換できない等就業に適さない場合

(3)　心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり，又はこれに堪えない場合

(4)　前3号に規定する場合のほか，その職務に必要な適性を著しく欠くとき。

(5)　事業活動の縮小により剰員を生じた場合

(6)　外部資金の受入終了又はプロジェクト事業等の業務の完了，縮小等の事由により，業務終了せざるを得ない場合

(7)　東海国立大学機構名古屋大学テニュアトラック制に関する規程(平成26年度規程第4号)第10条第4項に該当する場合(ただし，テニュアトラック制により雇用する大学教員の任期満了の翌日から1年を限度として，特任助教として雇用された場合においては，その任期が満了したとき。)

(8)　天災事変その他やむを得ない事由により機構の事業継続が不可能となった場合

(9)　公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職に就任し，業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

2　前項に該当した場合，職員は，別に定める役員会の議を経ることなく，その意に反して解雇されることはない。

(解雇制限)

第21条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし，第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を支払うとき，若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第19条の規定により打切補償を支払ったものとみなされるとき，又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは，この限りでない。

(1)　業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2)　産前産後の女性職員が，別に定める東海国立大学機構職員の勤務時間，休暇等に関する規程(令和 2 年度機構規程第 30 号。以下「職員勤務時間規程」という。)第 25 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する特別休暇の期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 22 条　職員を解雇する場合は，次の各号のいずれかに該当するときを除き，少なくとも 30 日前に本人に予告をするか，又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。この場合において，予告の日数は，1 日について平均賃金を支払ったときは，その日数を短縮することができる。

(1)　試用期間中の職員(14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。)

(2)　第 46 条第 1 項第 5 号に定める懲戒解雇をする場合で，所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合

(3)　天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で，所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき。

(退職後の責務)

第 23 条　退職又は解雇された者は，在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書及び解雇理由証明書)

第 24 条　機構長は，退職又は解雇された者が，退職証明書の交付を請求した場合は，遅滞なくこれを交付する。

2　前項の証明書に記載する事項は，次のとおりとする。

(1)　雇用期間

(2)　業務の種類

(3)　その事業における地位

(4)　給与

(5)　退職の事由(解雇の場合は，その理由)

3　職員が，第 22 条の解雇の予告がされた日から解雇の日までの間において，当該解雇の理由について証明書を請求した場合は，機構長は遅滞なくこれを交付する。ただし，解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。

4　証明書には，退職し，若しくは解雇された者又は解雇を予告された職員が請求した事項のみを証明するものとする。

## 第 3 章　給与

(給与)

第 25 条　給与は，本給及び諸手当とする。

2　前項に定めるもののほか，職員の給与に関し必要な事項は，別に定める職員給与規程，東海国立大学機構岐阜大学年俸制適用職員給与規程(令和 2 年度機構規程第 55 号)，東海国立大学機構岐阜大学年俸制移行職員給与規程(令和 2 年度機構規程第 56 号)，東海

国立大学機構名古屋大学に雇用される教授，准教授，講師，助教及び助手に係る年俸制適用教員給与規程(平成 26 年度規程第 39 号)，東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用教員給与規程(平成 30 年度規程第 131 号)又は東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用職員給与規程(平成 17 年度規程第 114 号)による。

## 第 4 章　服務

(労働義務及び誠実義務)

第 26 条　職員は，機構長及び上司の指示命令を守り，職務上の責任を自覚し，誠実かつ公正に職務を遂行するとともに，機構の秩序の維持に努めなければならない。

(労働義務免除期間)

第 27 条　職員は，次の各号のいずれかの期間については，労働義務を免除される。

(1)　勤務時間内レクリエーションに参加を承認された期間

(2)　勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間

(3)　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。)第 12 条の規定に基づき，勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間

(4)　均等法第 13 条の規定に基づき，通勤緩和，休憩又は補食により勤務しないことを承認された期間

(5)　勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間

(6)　その他機構長が別に定める勤務しないことを承認された期間

(遵守事項)

第 28 条　職員は，次の事項を守らなければならない。

(1)　職場の秩序を保持し，互いに協力してその職務を遂行しなければならないこと。

(2)　職場の内外を問わず，機構の信用を傷つけ，その利益を害し，又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。

(3)　職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと。

(4)　常に公私の別を明らかにし，その職務や地位を私的利用のために用いてはならないこと。

(5)　機構の敷地及び施設内(以下「機構内」という。)で，喧騒，その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならないこと。

(6)　機構内で営利を目的とする金品の貸借をし，物品の売買を行う場合は，事前に許可を得なければならないこと。

(職員の倫理)

第 29 条　職員は，職務の遂行に当たっては，職務の執行にかかわる疑惑及び不信を招くような行為を行ってはならない。

2　職員の倫理に関して，遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については，別に定める東海国立大学機構役員及び職員倫理規程(令和 2 年度機構規程第 23 号)による。

(ハラスメントに関する措置)

第 30 条　職員は，互いに機構の構成員の自由及び権利を尊重しあうとともに，自己の有する権限及び影響力を濫用して，機構の構成員の人格及び権利を侵害する行為を行ってはならない。

2　前項に定めるもののほか，ハラスメントの防止に関する措置について必要な事項は，別に定める。

(兼業及び兼職の制限)

第 31 条　職員は，機構長の許可を受けた場合でなければ，兼業若しくは兼職の業務に従事し，又は自ら営利企業を営んではならない。

2　前項に定めるもののほか，職員の兼業及び兼職について必要な事項は，兼業・兼職規程による。

## 第 5 章　知的所有権

(知的所有権)

第 32 条　知的所有権について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構発明等取扱規程(令和 2 年度機構規程第 76 号)による。

## 第 6 章　勤務時間，休日，休暇等

(勤務時間)

第 33 条　職員の勤務時間は，休憩時間を除き，1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2　1 日の勤務時間は，7 時間 45 分とする。

(始業，終業の時刻)

第 34 条　職員の始業及び終業の時刻は，次のとおりとする。

(1)　始業時間　午前 8 時 30 分

(2)　終業時間　午後 5 時 15 分

(休憩時間)

第 35 条　職員の休憩時間は，午後 0 時から午後 1 時までとする。

(週休日)

第 36 条　職員の週休日は，日曜日及び土曜日とする。なお，労基法第 35 条に定める法定休日は，日曜日とする。

(休日)

第 37 条　職員の休日は，次に掲げる日とする。

(1)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2)　年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日，前号に該当する休日を除く。)

2　前項に規定する日は，特に勤務を命ぜられた者を除き，正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（特別の形態によって勤務する職員）

第 38 条　第 33 条から前条までの規定にかかわらず，機構の運営上の事情により交替制勤務，裁量労働制，フレックスタイム制等の特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等については，職員勤務時間規程による。

（勤務時間等に関する必要な事項）

第 39 条　第 33 条から前条までに定めるもののほか，職員の勤務時間，休日，休暇等について必要な事項は，職員勤務時間規程による。

（育児休業等）

第 40 条　職員のうち，3 歳に満たない子の養育を必要とするものは，機構長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2　職員のうち，満 10 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子の養育を必要とするものは，機構長に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

3　職員のうち，満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子の養育を必要とするものは，機構長に申し出て育児短時間勤務の適用を受けることができる。

4　本条に定めるもののほか，育児休業等について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程（令和 2 年度機構規程第 36 号）による。

（介護休業等）

第 41 条　職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は，機構長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2　本条に定めるもののほか，介護休業等について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員の介護休業等に関する規程（令和 2 年度機構規程第 37 号）による。

（配偶者同行休業）

第 42 条　外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその職員の配偶者と当該住所又は居所において生活を共にすることを要するものは，機構長に申し出て配偶者同行休業の適用を受けることができる。

2　本条に定めるもののほか，配偶者同行休業について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員の配偶者同行休業に関する規程（令和 2 年度機構規程第 40 号）による。

## 第 7 章　研修

（研修）

第 43 条　職員は，業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために，絶えず研修に努めるとともに，研修に参加することを命ぜられた場合には，当該研修を受けなければならない。

2　機構長は，職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3　本条に定めるもののほか，職員の研修について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員研修規程(令和 2 年度機構規程第 34 号)による。

## 第 8 章　賞罰

(表彰)

第 44 条　機構長は，職員が機構の業務に関し，特に功労があって他の模範とするに足りると認められるときは，これを表彰する。

(懲戒)

第 45 条　職員が，次の各号のいずれかに該当する場合は，所定の手続きの上，懲戒処分を行う。

(1)　職務上の義務に違反した場合

(2)　故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合

(3)　正当な理由なく欠勤をした場合

(4)　正当な理由なく繰り返し遅刻，早退する等勤務を怠った場合

(5)　重大な刑法上の犯罪に該当する行為があった場合

(6)　重大な経歴詐称をした場合

(7)　この規則その他機構の定める諸規程に違反した場合

(8)　前各号に準ずる行為があった場合

2　職員は，役員会の議を経ることなく，懲戒処分を受けることはない。

(懲戒の種類・内容)

第 46 条　懲戒の種類及び内容は，次のとおりとする。

(1)　譴責　始末書を提出させ，将来を戒めること。

(2)　減給　始末書を提出させ，給与を減額すること。

(3)　出勤停止　始末書を提出させるほか，6 月以内の期間を定めて出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しないこと。

(4)　諭旨退職　退職を勧告すること。

(5)　懲戒解雇　即時に解雇すること。

2　前項第 2 号の場合において，減額は，1 回の額は平均賃金の 1 日分の 2 分の 1，1 ヶ月の額は，当該月の給与総額の 10 分の 1 の範囲とする。

3　第 1 項第 4 号の場合において，勧告に応じないときは，第 1 項第 5 号の懲戒解雇とする。

4　前条及び本条に定めるもののほか，職員の懲戒について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員懲戒規程(令和 2 年度機構規程第 26 号)による。

(訓告等)

第 47 条　第 45 条による懲戒処分の必要がない者についても，服務を厳正にし，規律を保持する必要があるときは，別に定めるところにより，訓告又は厳重注意を文書又は口頭により行うことがある。

（損害賠償）

第 48 条　職員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合は，第 46 条又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

## 第 9 章　安全衛生

（協力義務）

第 49 条　職員は，安全，衛生及び健康確保について，労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関係法令の定めるもののほか，機構長の指示を守るとともに，機構が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

（安全衛生管理）

第 50 条　機構長は，職員の安全の確保及び健康の保持増進に必要な措置を講じなければならない。

（安全衛生教育）

第 51 条　職員は，機構が行う安全衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

（安全衛生に関する遵守事項）

第 52 条　職員は，次の事項を遵守しなければならない。

(1)　安全及び衛生について機構長の命令，指示等を守り，実行すること。

(2)　常に職場の整理，整頓及び清潔に努め，災害防止及び衛生の向上に努めること。

(3)　安全衛生装置，消火設備，衛生設備，その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり，許可なく当該地域に立ち入らないこと。

（健康診断）

第 53 条　職員は，毎年定期に又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2　機構長は，前項の健康診断の結果，職員の健康を保持するため必要があると認めるときは，その職員の実状を考慮して，就業場所の変更，業務の転換，勤務時間の短縮等の必要な措置を講じなければならない。

（就業禁止）

第 54 条　機構長は，職員が伝染性の疾病又は心臓，腎臓，肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪するおそれがあると認めるときは，産業医その他専門の医師の意見を聞いて，就業の禁止等必要な措置を講じなければならない。

（安全衛生に関する事項）

第 55 条　第 49 条から前条までに定めるもののほか，職員の安全衛生について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構環境安全衛生管理規程（令和 2 年度機構規程第 90 号）による。

## 第 10 章　出張及び在宅勤務

（出張）

第 56 条　職員は，業務上必要がある場合は，出張を命ぜられることがある。

2　出張を命ぜられた職員が帰任したときは，速やかに，機構長に復命しなければならない。

（旅費）

第 57 条　前条の出張に要する旅費について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構旅費規程（令和 2 年度機構規程第 63 号）による。

（在宅勤務）

第 57 条の 2　機構長は，職員が自宅その他自宅に準ずる場所における勤務（以下「在宅勤務」という。）を申請した場合において，業務運営上の支障がないと認めるときは，在宅勤務を命ずることができる。

2　前項の規定にかかわらず，機構長は，機構の運営上の事情により，職員に在宅勤務を命ずることができる。

3　前 2 項に定めるもののほか，在宅勤務に関し必要な事項は，別に定める。

## 第 11 章　福利・厚生

（宿舎利用基準）

第 58 条　職員の宿舎の利用について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構宿舎規程（令和 2 年度機構規程第 64 号）による。

## 第 12 章　災害補償

（業務上の災害補償）

第 59 条　職員の業務上の災害については，労基法，労災保険法等の定めるところにより，同法の各補償を受けるものとする。

（通勤途上災害）

第 60 条　職員の通勤途上における災害については，労災保険法等の定めるところにより，同法の各給付を受けるものとする。

（災害補償に関する事項）

第 61 条　前 2 条に定めるもののほか，職員の労働災害等の補償について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員災害補償規程（令和 2 年度機構規程第 60 号）による。

## 第 13 章　退職手当

（退職手当）

第 62 条　退職手当は，職員が退職し，又は解雇された場合に支給する。ただし，職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，退職手当は支給しない。

(1)　勤続 6 月未満で退職した場合（傷病，死亡等による退職を除く。）

(2)　第 46 条第 1 項第 5 号の規定により懲戒解雇された場合

2　本条に規定するもののほか，職員の退職手当について必要な事項は，別に定める東海国立大学機構職員退職手当規程（平成 16 年度規程第 70 号）による。

## 附　則

1　この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　機構の成立の際現に国立大学法人岐阜大学又は国立大学法人名古屋大学の職員である者は，別に発令されない限り，機構の成立の日において，機構の職員となるものとする。

3　この規則の施行前において，国立大学法人岐阜大学職員就業規則(平成 16 年度規則第 62 号。以下「旧岐大規則」という。)又は名古屋大学職員就業規則(平成 16 年度規則第 1 号。以下「旧名大規則」という。)に基づき採用され，引き続き機構の職員となった者に係る第 8 条に規定する試用期間については，当該試用期間の残りの期間を機構における試用期間とする。

4　この規則の施行前において，旧岐大規則又は旧名大規則に基づき定年退職した者についての第 19 条第 1 項の規定の適用については，同項中「前条の規定により退職した職員(前条第 2 項第 1 号に掲げる者を除く。)」とあるのは「旧岐大規則又は旧名大規則により定年退職した職員(岐阜大学教育職員(附属学校教員を除く。)，名古屋大学大学教員及び名古屋大学首席リサーチ・アドミニストレーターを除く。)」とする。

5　この規則の施行前において，旧岐大規則又は旧名大規則の適用を受けていた者で，他大学の部課長級職員に登用された者についての第 19 条第 2 項の規定の適用については，同項中「機構の職員」とあるのは「岐阜大学又は名古屋大学の職員」と，「機構以外の」とあるのは「岐阜大学又は名古屋大学以外の」とする。

附　則(令和 5 年 2 月 17 日機構規則第 3 号)

1　この規則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における大学教員及び首席リサーチ・アドミニストレーター並びに守衛等職員以外の職員に対する第 18 条第 2 項の規定の適用については，次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ，同項中「65 歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで | 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで | 令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |
|---|---|---|---|
| 61 歳 | 62 歳 | 63 歳 | 64 歳 |

3　令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における守衛等職員に対する第 18 条第 2 項の規定の適用については，次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ，同項中「65 歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで | 令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |
|---|---|
| 63 歳 | 64 歳 |

附　則(令和 5 年 3 月 23 日機構規則第 4 号)

この規則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和6年3月5日機構規則第4号)

この規則は，令和6年3月5日から施行する。

附　則(令和6年3月6日機構規則第6号)

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

附　則(令和6年6月5日機構規則第1号)

この規則は，令和6年7月1日から施行する。

附　則(令和7年3月24日機構規則第19号)

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

○東海国立大学機構職員の任期に関する規程

（令和２年４月１日機構規程第43号）

**改正**　令和６年３月６日機構規程第39号

（趣旨）

第１条　東海国立大学機構職員就業規則（令和２年度機構規則第１号。以下「職員就業規則」という。）第２条第２項の規定に基づき，東海国立大学機構（以下「機構」という。）の職員のうち，任期を付して雇用される職員の任期に関する事項については，この規程の定めるところによる。

（任期を付して雇用される職員）

第２条　機構長は，次の各号のいずれかに該当する場合，職員に任期を付して雇用することができる。

(1)　東海国立大学機構大学教員の任期に関する規程（令和２年度機構規程第42号。以下「大学教員任期規程」という。）により任期を付して雇用される大学教員

(2)　東海国立大学機構職員の人事に関する規程取扱細則（令和２年度機構細則第23号。以下「職員人事規程取扱細則」という。）別表第１に規定する医療系技術職員又は看護職員のうち，機構長が必要と認めた者

(3)　東海国立大学機構職員の勤務時間，休暇等に関する規程（令和２年度機構規程第30号）第25条第１項第６号及び第７号に規定する特別休暇の承認を受けた職員の休暇中，その業務を処理する職員

(4)　東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程（令和２年度機構規程第36号）第14条第１項に規定する任期付職員

(5)　東海国立大学機構職員の介護休業等に関する規程（令和２年度機構規程第37号）第８条第１項に規定する任期付職員

(6)　東海国立大学機構職員の配偶者同行休業に関する規程（令和２年度機構規程第40号）第11条第１項に規定する任期付職員

(7)　職員就業規則第15条第１項により休職とされた職員に代わり，当該業務を処理する職員

(8)　寄附講座又は寄附研究部門に所属する大学教員

(9)　職員人事規程取扱細則別表第１に規定する大学教員のうち，別に定める者

(10)　名古屋大学において総長管理ポイント等の基本方針（平成22年７月20日役員会決定。以下「基本方針」という。）により任期を付して雇用される者（教授，准教授，講師（常時勤務の者に限る。）及び助教を除く。）

(11)　東海国立大学機構岐阜大学テニュアトラック制度に関する規程（令和２年度機構規程第51号。以下「岐阜大学テニュアトラック規程」という。）及び東海国立大学機構名古屋大学テニュアトラック制に関する規程（平成26年度規程第４号。以下

「名古屋大学テニュアトラック規程」という。)により任期を付して雇用される大学教員

(12) 職員人事規程取扱細則別表第1に規定する首席リサーチ・アドミニストレーター，主幹リサーチ・アドミニストレーター，主任リサーチ・アドミニストレーター及びリサーチ・アドミニストレーター

(13) 岐阜大学において勤務する特任教授，特任准教授，特任講師，特任助教及び研究員

(14) 職員人事規程取扱細則別表第1に規定する研究員（学振PD），研究員（学振RPD）及び研究員（学振CPD)

(15) その他機構長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第1号の者の任期は，大学教員任期規程別表の定めるところによるものとする。

2 前条第2号の者の任期は，3年を超えないものとする。

3 前条第3号から第7号までの者の任期は，当該休暇，休業又は休職の期間(延長された場合も含む。)の範囲内で定めるものとする。

4 前条第8号の者の任期は，寄附講座又は寄附研究部門の設置期間の範囲内で定めるものとする。

5 前条第9号の者の任期は，別に定める。

6 前条第10号の者の任期は，基本方針に基づき措置された期間の範囲内で定めるものとする。ただし，労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第14条第1項に定める契約期間の限度を超えないものとする。

7 前条第11号の者の任期は，別に定める。

8 前条第12号の者の任期は，5年を超えないものとする。ただし，労基法第14条第1項に定める契約期間の限度を超えないものとする。

9 前条第13号の者の任期は，5年を超えないものとする。

10 前条第14号の者の任期は，研究員（学振PD）及び研究員（学振RPD）にあっては3年，研究員（学振CPD）にあっては研究員（学振PD）としての雇用期間を含め5年とする。ただし，独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の特別研究員としての採用期間（研究員（学振PD）にあっては特別研究員PD，研究員（学振RPD）にあっては特別研究員RPD，研究員（学振CPD）にあっては特別研究員CPDの採用期間をいう。）の末日がこれらの任期の末日より前である場合は，当該採用期間の末日までの任期とする。

11 前条第15号の者の任期は，機構長が必要と認める期間とする。ただし，労基法第14条第1項に定める契約期間の限度を超えないものとする。

12　任期を付して雇用される職員の任期は，前各項までの規定にかかわらず，職員就業規則第 18 条に規定する定年退職日を超えないものとする。ただし，前条第 13 号の者のうち機構長が特に必要と認めた者の任期は，定年退職日を超えた任期とすることができる。

（雇用の更新）

第 4 条　機構長は，任期を付して雇用される職員が次の各号のいずれかに該当する場合，当該職員の雇用を更新することができる。

(1)　第 2 条第 1 号及び第 13 号の者について，教授会（教授会が置かれない組織にあっては，教授会に代わる機関）の議を経て機構長が必要と認めたとき

(2)　第 2 条第 2 号，第 10 号，第 12 号及び第 15 号の者について，業務上雇用を必要とする場合にあって，機構長が必要と認めたとき

(3)　第 2 条第 3 号から第 7 号までの休暇，休業又は休職の期間が延長された場合

(4)　第 2 条第 11 号の者が，岐阜大学テニュアトラック規程第 9 条第 2 項若しくは名古屋大学テニュアトラック規程第 6 条第 2 項に該当する場合又は名古屋大学テニュアトラック規程第 10 条第 1 項の規定に基づき，テニュアトラック教員（助教）として合格した場合

2　前項の更新に係る任期の限度は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　第 2 条第 1 号に係る任期　前条第 1 項の規定による期間まで

(2)　第 2 条第 2 号に係る任期　2 年まで

(3)　第 2 条第 3 号から第 7 号までに係る任期　前条第 3 項の規定による期間まで

(4)　第 2 条第 10 号に係る任期　基本方針に基づき，措置された期間の範囲内。ただし，別表第 1 に掲げる者は，5 年まで

(5)　第 2 条第 11 号及び第 13 号に係る任期　当初採用の日から 10 年まで

(6)　第 2 条第 12 号に係る任期　当初採用の日から 5 年まで。ただし，機構長が必要と認めた場合は，10 年まで

3　前 2 項に規定するもののほか第 2 条第 9 号に係る雇用の更新及び任期の限度については，別に定める。ただし，別表第 1 に掲げる者は，5 年まで。

4　機構において期間の定めのある雇用契約を締結していた者から引き続き新たにこの規程を適用する場合の前 2 項の任期の限度には，当該雇用契約を締結していた者としての雇用期間（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 15 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者については，機構が設置する国立大学に在学している期間における雇用期間を除く）を算入する。この場合において，雇用が終了した日とその次の雇用の初日との間に機構に雇用されていない期間（以下「空白期間」という。）が 6 月以上ある場合は，当該空白期間前の雇用期間は通算しない。

5　前項の規定にかかわらず，空白期間が 6 月未満で，当該空白期間前の雇用期間(二以上の雇用期間がある場合で，前項及び本項の規定により，当該雇用期間が次の雇用期間に通算されないものを除く。)が 10 月以下の場合については，別表第 2 の左欄の空白期間前の雇用期間の区分に応じた右欄の空白期間を満たす場合に限り，当該空白期間前の雇用期間は通算しない。

6　第 2 項から前項までの規定にかかわらず，機構長が必要と認めた場合は，任期の限度を超えて雇用することができる。

(無期契約への転換)

第 5 条　岐阜大学において，第 2 条の規定により任期を定めて雇用される職員が，機構における期間の定めのある雇用契約(以下この条において「有期契約」という。)を 2 回以上締結し，有期契約の期間を通算した期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 2 項の規定により算入しない期間を除く。(以下「通算雇用期間」という。))が 5 年(大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号)に基づき期間の定めのある労働契約を締結した者及び科技イノベ活性化法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者については 10 年(機構が設置する国立大学に在学している期間における契約期間を除く。))を超える場合は，期間の定めのない労働契約(以下「無期契約」という。)の締結の申込みをすることにより，現に締結している有期契約の契約期間が満了する日の翌日から無期契約に転換する。

2　次の各号に掲げる者は，当該各号に定める期間，前項の無期契約の締結の申込みをすることができない。

(1)　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 137 号。次号において「特措法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号に該当する者　専門的知識等を必要とする業務完了までの期間(当該期間が 10 年を超える場合にあっては，10 年)

(2)　特措法第 2 条第 3 項第 2 号に該当する者　定年後引き続いて雇用されている期間

3　職員が第 1 項の無期契約の締結の申込みを行う場合には，現に締結している有期雇用の 契約期間が満了する日の 30 日前までに，別に定める書面で申し込まなければならない。

4　機構長は，前項の規定による申込みを受理した場合，当該職員に対し，別に定める書面を交付するものとする。

5　無期契約に転換後の職員の労働条件は，現に締結している有期契約の労働条件(契約期間を除く。)と同一とする。

附　則

1　この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　第2条に規定する任期を付して雇用される職員のうち，この規程の施行の日の前日において，国立大学法人岐阜大学職員就業規則(平成16年度規則第62号)第8条の規定又は名古屋大学職員の任期に関する規程(平成16年度規程第63号)により任期を付して雇用されていた職員から引き続きその職にある者の任期等については，なお従前の例による。

3　この規程の施行前において，岐阜大学又は名古屋大学の雇用期間(期間の定めがある雇用期間で，平成25年4月1日以後の日を雇用期間の初日とするものに限る。以下「統合前の雇用期間」という。)を有する者が，この規則の適用を受けることとなる場合の第4条の規定の適用については，統合前の雇用期間を機構における雇用期間とみなして，同条の規定を適用するものとする。この場合において，同条第4項中「機構の設置する国立大学」とあるのは「岐阜大学又は名古屋大学」とする。

4　この規程の施行前において，岐阜大学における統合前の雇用期間を有する者についての第5条第1項の規定の適用については，同項中「機構における」とあるのは「岐阜大学及び機構における」とする。

附　則(令和6年3月6日機構規程第39号)

この規程は，令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条第2項及び第3項関係)

| 組織 | 対象となる職 |
|---|---|
| 名古屋大学運営支援組織規程(平成17年度規程第102号)に規定する組織 | 全ての職(東海国立大学機構名古屋大学国際プログラム群における教員の雇用に関する取扱要項(令和2年4月1日役員会決定)第2第1項第1号に定める教員を除く。) |
| 名古屋大学教育研究組織規程(平成16年度規程第1号)に規定する組織 | 教育のみを担当する職<br>主に研究及び教育以外の業務を行う職 |

別表第2(第4条第5項関係)

| 空白期間前の雇用期間 | 空白期間 |
|---|---|
| 2か月以下 | 1か月以上 |
| 2か月超～4か月以下 | 2か月以上 |
| 4か月超～6か月以下 | 3か月以上 |
| 6か月超～8か月以下 | 4か月以上 |
| 8か月超～10か月以下 | 5か月以上 |

# 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻学務委員会細則

平成１７年４月１日
制　　定

（趣旨）

第１条　この細則は，岐阜大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）に置く岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻学務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　医学系研究科看護学専攻（以下「看護学専攻」という。）の各分野から選出された教授または准教授

二　その他看護学専攻長が必要と認める者

（任期）

第３条　前条に規定する委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第４条　委員会は，看護学専攻に関する次に掲げる事項を審議する。

一　教育課程，履修及び試験に関すること。

二　学生の募集及び入学者選抜に関すること。

三　学生の在籍に関すること。

四　その他学務に関し必要な事項

２　前項の審議事項のうち，学生の懲戒その他重要事項については，医学系研究科看護学専攻教授会議の承認を経なければならない。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は，第２条第１号に規定する委員のうちから、看護学専攻長が委嘱した教授をもって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

４　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

２　議事は，出席委員の過半数の同意をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

附　則

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年５月１６日から施行し，改正後の岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻学務委員会規程（平成１７年岐阜大学医学部規則第１号）は，同年４月１日から適用する。

附　則

この細則は，平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この細則施行時において、旧「医学系研究科看護学専攻学務委員会細則」の規定により選出された委員については、この細則第２条に規定する委員として選出されたものと見なし、その任期は第３条の規定にかかわらず、選出の際教員会議が指名した者については、平成２９年３月３１日までとし、その他の者については、平成３０年３月３１日までとする。

附　則

１　この細則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この細則施行時において，旧看護学専攻学務委員会細則（以下「細則」という。）の規定により選出された委員については，改正後の細則第２条に規定する委員として選出されたものとみなし，その任期は同細則第３条の規定にかかわらず，選出にあたり教員会議が指名した者については，平成３０年３月３１日までとし，その他の者については，平成３１年３月３１日までとする。

附　則

この細則は，令和６年４月１日から施行する。

# 岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻将来計画委員会細則

平成１９年１０月１日
細則第１４０号

（趣旨）

第１条　岐阜大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）及び医学系研究科看護学専攻（以下「本研究科」という。）における将来構想に関する事項を審議するため，本学科及び本研究科に将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

一　看護学科長
二　学務委員会委員長
三　教務厚生委員会委員長
四　広報・情報処理委員会委員長
五　カリキュラム委員会委員長
六　本委員会が指定するプロジェクトのリーダー
七　その他学科長が必要と認める者

（任期）

第３条　前条第８号に規定する委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第４条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　将来構想に関すること。
二　講座等の新設・整備に関すること。
三　その他将来計画に関し，必要と認めること。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は，第２条第２号から第５号に規定する委員のうちから、看護学科長が委嘱した委員会委員長もって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

４　委員長に事故があるときは,委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。

２　委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求めて，その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第８条　委員会は，特定の事項を調査審議するため必要があるときは，専門部会を置くことができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

附　則

１　この細則は，平成１９年１０月１日から施行する。

２　岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻将来計画委員会要項（平成１６年４月１日制定）は，廃止する。

３　この細則施行時において，旧「岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻将来計画委員会要項」の規定により選出された委員については，この細則第２条第２号及び第３号に規定する委員として選出されたものと見なし，その任期は第３条の規定にかかわらず，選出の際教授会議が指名した者については，平成２０年３月３１日までとし，その他の者については，平成２１年３月３１日までとする。

附　則

１　この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この細則施行時において、旧「医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻将来計画委員会細則」の規程により選出された委員については、この細則第２条に規定する委員として選出されたものと見なし、その任期は第３条の規定にかかわらず、選出の際教員会議が指名した者については、平成２９年３月３１日までとし、その他の者については、平成３０年３月３１日までとする。

附則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

# 岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻教員会議細則

平成１９年１０月１日
制　　定

（趣旨）

第１条　この細則は，岐阜大学医学部看護学科教授会議細則第７条第３項及び岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻教授会議細則第７条第３項に基づき，岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻（以下「本学科・本専攻」という。）に置く岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻教員会議（以下「教員会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　教員会議は，本学科・本専攻の専任の教員をもって組織する。

（審議事項）

第３条　教員会議は，看護学科教授会議及び看護学専攻教授会議から委託された事項について，教授会議に代わって審議する。

２　前項に規定する委託事項については別に定める。

（議長）

第４条　委員会に議長を置き，看護学科長・看護学専攻長（以下「看護学科長」という。）をもって充てる。

２　看護学科長に事故があるときは，看護学科長があらかじめ指名する教授がその職務を代理する。

３　議長は，教員会議を招集する。

（会議）

第５条　教員会議は，構成員の３分の２以上が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。

２　海外渡航中及び休職中の者は，前項の構成員に参入しない。

（議決）

第６条　議事は，出席した構成員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（議事要録）

第７条　議長は，教員会議の議事録を作成し，次回教員会議に提出してその承諾を得なければばらない。

（庶務）

第８条　教員会議の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

（雑則）

第９条　この細則に定めるもののほか，教員会議の運営に関し必要な事項は，教員会議の意見を聴いて，看護学科長が定める。

附　則

１　この細則は，平成１９年１０月１日から施行する。
２　岐阜大学医学部看護学科教員会議要項（平成１６年４月１日制定）は，廃止する。

附 則

この細則は，平成２２年９月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成３１年４月１日から施行する。

# 岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻運営委員会細則

平成２３年４月１日
制　　定

（趣旨）

第１条　岐阜大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）及び医学系研究科看護学専攻（以下「本研究科」という。）の円滑な管理運営を行うため、本学科・本研究科運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

（組織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　学科長
二　学科長補佐
三　将来計画委員会委員長
四　教務厚生委員会委員長
五　学務委員会委員長
六　その他委員会が必要と認める者

（任期）

第３条　前条第６号に規定する委員の任期は、２年とし再任を妨げない。ただし、その任期は最長でも学科長の任期の範囲内とする。

（検討事項）

第４条　委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

一　教授会議等の議事運営に関すること。
二　教育・研究組織及び教育・研究体制に関すること。
三　医学科及び附属病院との連絡調整に関すること。
四　その他本学科及び本研究科に関する重要事項

（委員以外の者の出席）

第５条　委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

（雑則）

第７条　この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて，学科長が定める。

附　則

この細則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

# 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻教授会議細則

（趣旨）

第１条　この細則は，岐阜大学大学院医学系研究科教授会規程（平成１６年岐阜大学医学部規則第１号。以下「規程」という。）第７条の規定に基づき，岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻教授会議（以下「教授会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　教授会議は，次の表の左欄に掲げる審議事項に応じて，それぞれ同表右欄に掲げる構成員をもって組織する。

| 審　議　事　項 | 構　成　員 |
|---|---|
| 学位の授与及び教員の教育研究業績の審査に関する事項 | 本専攻の研究指導の資格を有する医学部看護学科の専任の教授及び准教授 |
| 上記以外の事項 | 上記の者並びに本専攻の授業を担当する医学部看護学科の専任の教授及び准教授 |

（審議事項）

第３条　教授会議は，岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（以下「本専攻」という。）における規程第３条第１項各号（同項第４号を除く。）に掲げる事項について審議する。

（議長）

第４条　教授会議に議長を置き，看護学専攻長をもって充てる。

２　看護学専攻長に事故があるときは，構成員のうちから看護学専攻長があらかじめ指名した教授がその職務を代理する。

３　議長は，教授会議を招集する。

（会議）

第５条　教授会議は，構成員の３分の２以上が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。

２　海外渡航中及び休職中の者は，前項の構成員数に算入しない。

（議決）

第６条　議事は出席した構成員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　前項の規定にかかわらず，学位の授与及び教員の教育研究業績の審査に関する事項については，出席者の３分の２以上の賛成をもって決する。

（教員会議）

第７条　教授会議は，本専攻の運営を円滑に行うため，看護学専攻教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。

２　教授会議は，その定めるところにより，教員会議の議決をもって，教授会議の議決とすることができる。

３　教員会議に関する事項は，別に定める。

（議事要録）

第８条　議長は，教授会議の議事録を作成し，次回教授会議に提出してその承諾を得なければならない。

（庶務）

第９条　教授会議の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

（雑則）

第１０条　この細則に定めるもののほか，教授会議の運営に関し必要な事項は，教授会議の意見を聴いて，看護学専攻長が定める。

附　則

この細則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，令和２年４月１日から施行する。

# 岐阜大学医学部看護学科教務厚生委員会細則

平成１９年１０月１日
制　　定

（趣旨）

第１条　岐阜大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）における教務，厚生その他学生生活等に関し必要な事項を審議するため，医学部看護学科教務厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

一　本学科の各講座から選出された教授又は准教授　各１人

二　助教のうちから選出された者　６人

三　その他学科長が必要と認める者

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は，第２条第１号に規定する委員のうちから、看護学科長が委嘱した教授をもって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

４　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（主任）

第４条　委員会に教務主任，厚生主任及び実習主任各１人を置く。

２　主任は，委員会の委員の互選による。

３　主任は，委員長の職務を補佐する。

（任期）

第５条　第２条に規定する委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第６条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　修学指導に関すること。

二　教育課程の編成及び授業に関すること。

三　研究生，科目等履修生等に関すること。

四　学生の在籍に関すること。

五　学生の賞罰に関すること。

六　学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。

七　臨地実習に関すること。

八　その他教務・厚生に関すること。

（会議）

第７条　委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。
２　議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（委員以外の者の出席）
第８条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求めて，その意見を聴くことができる。
（専門部会）
第９条　委員会が必要と認めるときは，委員会の下に専門部会を置くことができる。専門部会委員は，委員長が任命する。
（庶務）
第１０条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

附　則
１　この細則は，平成１９年１０月１日から施行する。
２　岐阜大学医学部教務厚生委員会看護学科委員会要項（平成１６年４月１日制定）は，廃止する。

附　則
１　この細則は，平成２９年４月１日から施行する。
２　岐阜大学医学部看護学科実習細則（平成１９年１０月１日制定）は廃止する。
３　この細則施行時において，旧医学部看護学科教務厚生委員会細則（以下「細則」という。）及び旧医学部看護学科実習委員会細則の規定により選出された委員については，改正後の細則第２条に規定する委員として選出されたものとみなし，その任期は同細則第５条の規定にかかわらず，選出にあたり教員会議が指名した者については，平成３０年３月３１日までとし，その他の者については，平成３１年３月３１日までとする。

附　則
１　この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則
１　この細則は，令和６年４月１日から施行する。

# 岐阜大学医学部看護学科カリキュラム委員会細則

平成１９年１０月１日
制　　定

（趣旨）

第１条　岐阜大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）におけるカリキュラムに関する事項を審議するため，カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

一　看護学科長

二　教務厚生委員長

三　本学科の各分野（前号に規定する教務厚生委員長を選出する分野を除く。）から選出された教授または准教授　各１人

四　その他学科長が必要と認める者

（任期）

第３条　前条第３号及び第４号に規定する委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第４条　委員会は，本学科における次の各号に掲げる事項を審議する。

一　教育課程に関すること。

二　教育方法の改善及び評価に関すること。

三　授業評価に関すること。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は，第２条第３号に規定する委員のうちから，看護学科長が委嘱した教授をもって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

４　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。

２　議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求めて，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

附　則

１　この細則は，平成１９年１０月１日から施行する。

２　岐阜大学医学部看護学科カリキュラム委員会要項（平成１９年９月５日制定）は，廃止する。

附　則

１　この細則は，平成２９年４月１日から施行する。

２　この細則施行時において，旧カリキュラム委員会細則（以下「細則」という。）の規定により選出された委員については，改正後の細則第２条に規定する委員として選出されたものとみなし，その任期は同細則第３条の規定にかかわらず，選出にあたり教員会議が指名した者については，平成３０年３月３１日までとし，その他の者については，平成３１年３月３１日までとする。

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

# 岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻広報・情報処理委員会細則

平成１９年１０月１日
制　　定

（趣旨）

第１条　岐阜大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）及び医学系研究科看護学専攻（以下「本研究科」という。）における広報・情報処理及びＦＤに関する事項を審議し，処理するため，広報・情報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

一　本学科の各講座から選出された教授又は准教授　３人

二　本学科の助教のうちから選出された者　４人

三　その他学科長が必要と認める者

（任期）

第３条　前条に規定する委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（審議事項等）

第４条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議し，処理する。

一　情報ネットワークを利用した広報に関すること。

二　情報処理システムに関すること。

三　岐阜看護学ジャーナルに関すること。

四　ＦＤに関すること。

五　その他広報・情報処理に関すること。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は，第２条第１号に規定する委員のうちから、看護学科長が委嘱した教授をもって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

４　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（主任）

第６条　委員会に、編集主任及びＦＤ主任各１人を置く。

２　主任は、委員会の委員の互選による。

３　主任は、委員長の職務を補佐する。

（会議）

第７条　委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。

２　委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決す

るところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求めて，その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第９条　特定の事項を審議し，処理する必要が生じたときは，委員会に専門部会を置くことができる。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は，医学系研究科・医学部事務部において処理する。

附　則

１　この細則は，平成１９年１０月１日から施行する。

２　岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻広報・情報処理委員会要項（平成１６年４月１日制定）は，廃止する。

３　この細則施行時において，旧「岐阜大学医学部看護学科・医学系研究科看護学専攻広報・情報処理委員会要項」の規定により選出された委員については，この細則第２条各号に規定する委員として選出されたものと見なし，その任期は，第３条の規定にかかわらず，選出の際教授会議が指名した者については，平成２０年３月３１日までとし，その他の者については，平成２１年３月３１日までとする。

附　則

この細則は、平成２８年５月１１日から施行する。

附　則

１　この細則は，平成２９年４月１日から施行する。

２　この細則施行時において，旧看護学科・看護学専攻広報・情報処理委員会細則（以下「細則」という。）の規定により選出された委員については，改正後の細則第２条に規定する委員として選出されたものとみなし，その任期は同細則第３条の規定にかかわらず，選出にあたり教員会議が指名した者については，平成３０年３月３１日までとし，その他の者については，平成３１年３月３１日までとする。

附　則

１　この細則は、令和５年４月１日から施行する。

２　この細則施行時において、旧看護学科・看護学専攻広報・情報処理委員会細則（以下「細則」という。）の規定により選出された委員については、改正後の細則第２条に規定する委員として選出されたものとみなし、その任期は同細則第３条の規定にかかわらず、選出にあたり教員会議が指名した者については、令和６年３月３１日までとし、その他の者については、令和７年３月３１日までとする。

附　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

○岐阜大学組織運営規程

（令和２年４月１日岐大規程第１号）

**改正**　令和３年１月１日岐大規程第121号　令和３年３月19日岐大規程第145号
令和４年３月31日岐大規程第73号　令和４年６月21日岐大規程第12号
令和５年３月30日岐大規程第56号　令和６年３月18日岐大規程第49号
令和６年９月24日岐大規程第14号　令和７年３月31日岐大規程第41号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」という。）が設置する岐阜大学（以下「本学」という。）の学内組織並びにその任務，権限及び運営に関し，基本となる事項を定めるものとする。

（運営の理念）

第２条　本学は，岐阜大学長（以下「学長」という。）の下，機構との円滑かつ一体的な合意形成に配慮しつつ，職員が一体となって効率的・効果的な運営を目指す。

第２章　学長及び副学長等並びに職員

（学長）

第３条　国立大学法人東海国立大学機構組織運営通則（令和２年度機構通則第１号。以下「通則」という。）第５条に基づき，本学に学長を置く。

２　学長に関し必要な事項は，通則又は国立大学法人東海国立大学機構の役員等に関する規程（令和３年度機構規程第39号）による。

（副学長等）

第４条　本学に副学長若干名を置く。

２　前項に定めるもののほか，本学に学長補佐その他学長を補佐する職を置くことができる。

３　副学長，学長補佐その他学長を補佐する職に関し必要な事項は，岐阜大学副学長に関する規程（平成20年規程第29号）その他規程による。

（職員）

第５条　本学の職員は，機構の大学教員，附属学校教員，事務職員，技術職員その他必要な職員をもって充てる。

２　本学に教育研究院を置き，本学に配属される大学教員及び附属学校教員は，教育研究院に所属する。

３　教育研究院に関し必要な事項は，岐阜大学教育研究院規程（平成29年規程第21号）による。

第３章　審議組織

（教育研究評議会）

第６条　通則第10条に基づき，本学に教育研究評議会を置く。

2　教育研究評議会に関し必要な事項は，岐阜大学教育研究評議会規程（令和 2 年度岐大規程第 4 号）による。

（運営会議）

第 7 条　通則第 12 条に基づき，本学に運営会議を置く。

2　運営会議に関し必要な事項は，岐阜大学運営会議規程（令和 2 年度岐大規程第 5 号）による。

（部局長・部長会）

第 8 条　本学に，本学の運営に関する意見調整を行うため，部局長・部長会を置く。

2　部局長・部長会に関し必要な事項は，岐阜大学部局長・部長会規程（令和 2 年度岐大規程第 6 号）による。

（全学委員会）

第 9 条　学長又は副学長の下に，特定の事項を審議するため，委員会を置くことができる。

2　委員会の委員は，学長又は副学長が指名する。

3　委員会の委員長は，学長又は副学長とし，委員長が会議を主宰する。

4　その他委員会に関し必要な事項は，学長が別に定める。

## 第 4 章　教育研究組織

### 第 1 節　組織及び組織の長

（学部）

第 10 条　本学に次に掲げる学部を置く。

(1)　教育学部

(2)　地域科学部

(3)　医学部

(4)　工学部

(5)　応用生物科学部

2　学部に学部長を置き，本学の専任教授をもって充てる。ただし，医学部長にあっては，次条に規定する医学系研究科長が兼ねる。

3　学部長の選考は，学長の定めるところにより行う。

（学環）

第 10 条の 2　本学に学部等連係課程実施基本組織として，社会システム経営学環を置く。

2　学環に学環長を置き，本学の専任教授をもって充てる。

3　学環長の選考は，学長の定めるところにより行う。

（研究科）

第 11 条　本学大学院に，次に掲げる研究科を置く。

(1)　教育学研究科

(2)　地域科学研究科

(3)　医学系研究科
(4)　工学研究科
(5)　自然科学技術研究科
(6)　共同獣医学研究科
(7)　連合農学研究科
(8)　連合創薬医療情報研究科

2　研究科に研究科長を置き，本学の専任教授をもって充てる。ただし，教育学研究科長にあっては教育学部長が，地域科学研究科長にあっては地域科学部長が，工学研究科長にあっては，工学部長が兼ねる。

3　研究科長の選考は，学長の定めるところにより行う。

(学院)

第 11 条の 2　本学に学院等連係課程実施基本組織として，社会システム経営学院を置く。

2　学院に学院長を置き，社会システム経営学環長が兼ねる。

(高等研究院)

第 12 条　本学に，研究に専念する組織として，高等研究院を置く。

2　高等研究院に研究院長を置く。

3　研究院長は，学長が指名する副学長又は本学の専任教授等をもって充てる。

(糖鎖生命コア研究所)

第 12 条の 2　本学に，糖鎖科学に関する総合研究を行う組織として，名古屋大学と共同で糖鎖生命コア研究所を置く。

2　糖鎖生命コア研究所に所長を置く。

3　所長の選考は，学長の定めるところにより行う。

第 13 条及び第 14 条　削除

(保健管理センター)

第 15 条　本学に，共同教育研究支援施設として，保健管理センターを置く。

2　保健管理センターにセンター長を置く。

3　センター長の選考は，学長の定めるところにより行う。

(医学部附属病院)

第 16 条　医学部に附属病院を置く。

2　附属病院に病院長を置く。

3　病院長の選考は，岐阜大学医学部附属病院長選考規程（平成 31 年規程第 43 号）による。

(教育学部附属小中学校)

第 17 条　教育学部に，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める義務教育学校として，附属小中学校を置く。

2　附属小中学校に校長を置く。

3　教育学部に附属小中学校統括長を置く。
4　附属小中学校統括長の選考に関し必要な事項は，教育学部長が別に定める。
（その他学部等附属施設）
第 18 条　次の各号に掲げる学部，学環，研究科又は学院（以下「学部等」という。）に，当該各号に定める学部等附属の教育研究施設を置く。
(1)　教育学部　附属特別支援教育センター及び附属学習協創開発研究センター
(2)　医学部　附属地域医療医学センター及び附属量子医学イノベーションリサーチセンター
(3)　工学部　附属インフラマネジメント技術研究センター，附属応用気象研究センター，附属プラズマ応用研究センター及び附属宇宙研究利用推進センター
(4)　応用生物科学部　附属岐阜フィールド科学教育研究センター，附属動物病院，附属野生動物管理学研究センター，附属共同獣医学教育開発推進センター及び附属家畜衛生地域連携教育研究センター
(5)　共同獣医学研究科　附属獣医学教育研究開発推進センター
2　学部等附属の教育研究施設に施設長を置く。
3　施設長は，当該施設を管理する学部等の推薦に基づき，学長が選考する。
4　施設長の任期及び推薦その他学部等附属施設に関し必要な事項は，当該学部等の長が別に定める。
（医学教育開発研究センター）
第 19 条　医学部に，医学教育共同利用拠点として，医学教育開発研究センターを置く。
2　医学教育開発研究センターに関し必要な事項は，別に定める。
（教育研究組織の長の任務及び任期）
第 20 条　教育研究組織の長は，当該組織の業務をつかさどり，配属された職員を監督する。
2　教育研究組織の長（第 10 条から第 16 条までに規定する組織の長をいい，学長が指名する副学長をもって充てられる組織の長を除く。次項において同じ）の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，教育研究組織の長の任期の末日は，当該組織の長を選考する学長の任期の末日以前でなければならない。
3　任期の途中で教育研究組織の長の交替があった場合の後任の当該組織の長の任期は，前任者の残任期間とする。

## 第 2 節　組織の運営

（副学部長等）
第 21 条　次の各号に掲げる学部等に，学部等の長を補佐するため，当該各号に定める員数内の副学部長，副学環長，副研究科長又は副学院長を置くことができる。ただし，教育学部，地域科学部及び工学部の副学部長又は社会システム経営学環の副学環長にあっては，それぞれ教育学研究科，地域科学研究科及び工学研究科の副研究科長又は

社会システム経営学院の副学院長を兼ね，医学系研究科の副研究科長にあっては，医学部の副学部長を兼ねるものとする。

(1)　教育学部，工学部，応用生物科学部及び医学系研究科　各 3

(2)　地域科学部　2

(3)　社会システム経営学環，自然科学技術研究科及び共同獣医学研究科　各 1

2　学部の学科に，必要に応じて学科を置く。

3　学科長は，学部長の命を受け，学科の運営に関する業務を掌理する。

4　研究科の専攻に，必要に応じて専攻長を置く。

5　専攻長は，研究科長の命を受け，専攻の運営に関する業務を掌理する。

6　副学部長，副学環長，副研究科長，副学院長，学科長及び専攻長は，当該学部長，学環長，研究科長又は学院長の推薦に基づき，学長が選考する。

(教授会)

第 22 条　学部，学環及び医学系研究科に，当該組織の定めるところにより，教授等の職員で構成する教授会を置く。

2　教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学，卒業又は課程の修了

(2)　学位の授与

(3)　前 2 号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3　教授会は，前項に規定するもののほか，学長，学部長及び学環長その他の教授会が置かれる部局の長（以下この項及び次条第 2 項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じ，意見を述べることができる。

4　その他教授会の運営に関し必要な事項は，教授会が置かれる組織の長が別に定める。

(研究科委員会等)

第 23 条　研究科（医学系研究科を除く。）及び学院に，研究科委員会及び学院委員会（以下「研究科委員会等」という。）を置く。

2　研究科委員会が学長等に意見を述べる事項及び審議する事項については，前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

3　その他研究科委員会等に関し必要な事項は，研究科長及び学院長が別に定める。

(運営委員会)

第 24 条　高等研究院，糖鎖生命コア研究所及び保健管理センターに運営委員会を置く。

2　運営委員会は，前項に定める組織の運営に関する事項を審議する。

3　運営委員会の委員長は，院長，所長又はセンター長とし，委員長が会議を主宰する。

4　その他運営委員会に関し必要な事項は，院長，所長又はセンター長が別に定める。

（部局委員会）

第 25 条　組織の長は，当該組織の運営に関し必要な重要事項を審議するため，委員会を置くことができる。

2　委員会の運営に関し必要な事項は，組織の長が別に定める。

## 第 5 章　運営支援組織

（運営支援組織）

第 26 条　本学に，運営上重要であり，全学横断的に取り組む必要のある特定事項について，企画・立案を行い，及びその業務を効率的かつ効果的に処理するため，次に掲げる組織を置く。

(1)　図書館

(2)　教育推進・学生支援機構

(3)　学術研究・産学官連携推進本部

(4)　グローカル推進機構

(5)　情報連携推進本部

(6)　地域連携推進本部

2　本学に，本学の運営に必要なものとして特定された具体的な事項に係る企画・立案を行い，及びその業務を処理するため，次に掲げる室を置く。

(1)　男女共同参画推進室

(2)　環境対策室

(3)　災害対策室

(4)　広報企画室

(5)　評価室

(6)　施設マネジメント推進室

(7)　公正研究推進室

(8)　大学戦略室

(9)　Development Office

(10)　障害者支援室

3　本学に，卒業生，在学生，後援会員及び教職員等を対象者とし，対象者に対して本学の情報共有を図り，対象者相互の交流・連携を深め，対象者と共に本学の取り組みを支援する校友会を置く。

4　前 3 項の運営支援組織に，組織の長を置き，学長又は学長が指名する副学長若しくは専任教授等をもって充てる。

5　運営支援組織の長は，当該組織の業務をつかさどり，配属された職員を監督する。

## 第 6 章　雑則

（部局及び部局長）

第 27 条　本学において，別段の定めがない限り，第 10 条から第 16 条までに規定する教育研究組織及び第 26 条第 1 項各号に掲げる運営支援組織を部局といい，その長を部局長という。

（雑則）

第 28 条　この規程に定めるもののほか，教育研究組織，運営支援組織その他組織並びにそれらの組織の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　国立大学法人岐阜大学運営組織規則（平成 19 年岐阜大学規則第 52 号）は，廃止する。

3　岐阜大学学則の一部を改正する学則（平成 31 年規則第 7 号）附則第 2 項の規定により平成 31 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる連合獣医学研究科に，当該研究科が存続する間，研究科長を置く。この場合において，当該研究科長は共同獣医学研究科長がその職を兼ねるものとする。

附　則（令和 3 年 1 月 1 日岐大規程第 121 号）

この規程は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号）

この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 3 月 31 日岐大規程第 73 号）

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 6 月 21 日岐大規程第 12 号）

この規程は，令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（令和 5 年 3 月 30 日岐大規程第 56 号）

この規程は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年 3 月 18 日岐大規程第 49 号）

この規程は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年 9 月 24 日岐大規程第 14 号）

この規程は，令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（令和 7 年 3 月 31 日岐大規程第 41 号）

この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○岐阜大学内部質保証委員会規程

（令和 6 年 10 月 23 日岐大規程第 18 号）

（趣旨）

第 1 条　この規程は，岐阜大学組織運営規程（令和 2 年度岐大規程第 1 号。）第 9 条の規定に基づき，岐阜大学内部質保証委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第 2 条　委員会は，次に掲げる事項を審議し，その業務を処理する。

(1)　岐阜大学内部質保証基本方針の策定に関すること。

(2)　認証評価（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく評価をいう。）に関すること。

(3)　岐阜大学（以下「本学」という。）の内部質保証に係る自己点検及び評価を実施し，その結果に基づく改善の確認等に関すること。

(4)　その他内部質保証に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。

(1)　学長

(2)　副学長

(3)　事務局次長（岐阜に置かれる者）

(4)　その他委員長が必要と認めた者

2　前項第 4 号の委員は，学長が委嘱する。

（任期）

第 4 条　前条第 1 項第 4 号の委員の任期は，2 年を超えない範囲で委員長が定めるものとし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　前項の任期は，学長の任期の範囲内とする。

（委員長）

第 5 条　委員会に委員長を置き，学長をもって充てる。

2　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。ただし，委員長に事故がある場合は，あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

（会議）

第 6 条　委員会は，委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2　委員会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 7 条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者を出席させ，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条　委員会の庶務は，経営企画部経営企画課において処理する。

（雑則）

第 9 条　この規程に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

岐阜大学内部質保証基本方針

（令和 6 年 11 月 5 日岐阜大学内部質保証委員会決定）

１．趣旨及び目的

大学は，その教育研究水準の向上に資するため，教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い，その結果を公表することが，学校教育法第 109 条第 1 項で定められている。また，同項及び第 3 項において，文部科学大臣の認証を受けた機関（以下「認証評価機関」という。）による認証評価を受けることが義務づけられており，認証評価機関が定める大学機関別認証評価実施大綱，大学評価基準及び自己評価実施要項（以下「大学評価基準等」という。）においても，教育研究等の質を担保する内部質保証システムが機能していることが強く求められている。

本方針は，岐阜大学（以下「本学」という。）がその使命や目的に則った活動において，常に高い質を保つため，教育研究等の状況について自己点検・評価を実施し，自ら行う質の改善・向上に向けた組織的な活動（以下「内部質保証」という。）を有効に機能させるために必要なことを定めるものとする。

２．基本的な考え方

(1) 本学における内部質保証は，別表に定める領域（以下「領域」という。）について，大学評価基準等に基づき自己点検・評価を行い，その結果等を踏まえて質の向上に向けた改善活動を推進し，教育研究等の質を保証する。

(2) 岐阜大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）は，本学における内部質保証の中核となる組織として，全学的な観点から内部質保証を推進する。

(3) 岐阜大学評価室は，委員会の指示を受け，各領域の自己点検・評価のとりまとめ等，必要な支援を行う。

(4) 各領域における内部質保証は，別表に定める内部質保証の責任を有する副学長（以下「責任副学長」という。）のもとで，実施・責任組織において行う。

(5) 各部局等における内部質保証は，部局等の長のもとで，当該部局において行う。

(6) 自己点検・評価の結果等は，原則公表する。

(7) 内部質保証の実施に関して必要な事項は別に定める。

３．責任者等

(1) 学長は，本学の内部質保証に関する業務を総括し，その最終責任を負う。

(2) 評価を担当する副学長は，学長の指示に基づき，本学の内部質保証に係る自己点検・評価に関し必要な業務を行い，その責を負う。

(3) 領域の責任副学長は，実施・責任組織に担当領域の自己点検・評価の企画，立案及び実施並びにその結果に基づく改善・向上活動に関し必要な業務を指示し，担当領域の内部質保証に関してその責を負う。

(4) 各部局等の長は、当該部局に各領域に関する自己点検・評価の企画，立案及び実施並びにその結果に基づく改善･向上活動に関し必要な業務を指示し，当該部局の内部質保証に関してその責を負う。

別表　岐阜大学における内部質保証の実施体制

| 領域 | 内部質保証の責任を有する副学長 | 実施・責任組織 |
|---|---|---|
| 教育活動・教育課程 | 副学長（教育・学生支援担当） | 教育推進・学生支援機構 |
| 学生支援 | | |
| 学生受入 | | |
| 施設及び設備 | 副学長（情報基盤担当） | 情報連携推進本部 |
| | 副学長（施設担当） | 施設マネジメント推進室 |
| | 副学長（図書館担当） | 図書館 |

附　則(令和 7 年 12 月 15 日　岐大要項)

この方針は，令和 7 年 12 月 15 日から実施し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

○岐阜大学内部質保証実施要項

（令和６年11月５日　岐阜大学内部質保証委員会決定）

**改正**　令和７年９月29日　岐大要項　令和７年12月15日　岐大要項

（趣旨）

第１　この要項は，東海国立大学機構における内部質保証に関する規程（令和２年度規程第170号）第12条及び岐阜大学内部質保証基本方針（令和６年11月５日岐阜大学内部質保証委員会決定）（以下「基本方針」という。）2.(6)に基づき，岐阜大学（以下「本学」という。）の内部質保証に関して必要な事項を定めるものとする。

（内部質保証の自己点検及び評価，改善及び向上活動の実施方法）

第２　本学における自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。），改善及び向上（以下「改善・向上」という。）活動の実施方法については，次のとおり取り扱うものとする。

(1)　岐阜大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）は，岐阜大学評価室（以下「評価室」という。）に自己点検・評価の実施を指示する。

(2)　評価室は，基本方針の別表に定めた各領域（以下「領域」という。）の内部質保証の責任を有する副学長（以下「責任副学長」という。）に自己点検・評価の実施を依頼する。

(3)　領域の責任副学長は，担当領域の自己点検・評価を実施・責任組織に行わせる。

(4)　領域の責任副学長は，自己点検・評価を実施するにあたり，担当領域の内部質保証に関するガイドラインを策定する。

(5)　領域の責任副学長は，必要に応じて別表１に示す本学の教育研究上の基本組織の長（以下「部局等の長」という。）に，担当領域等に関する自己点検・評価を指示する。

(6)　部局等の長は，当該部局において領域に関する自己点検・評価を実施し，自己点検・評価の結果及び第三者評価の結果並びにその結果に基づく改善・向上活動について担当領域の責任副学長に報告する。

(7)　領域の責任副学長は，担当領域の自己点検・評価の結果及び第三者評価の結果並びにその結果に基づく改善・向上活動（以下「自己点検・評価の結果等」という。）について評価室に報告する。

(8)　評価室は，領域の自己点検・評価の結果等をとりまとめ，改善事項等を付して委員会へ報告する。

(9)　委員会は，自己点検・評価の結果等に基づく全学的な改善・向上活動を立案し，その内容を教育研究評議会に附議する。

(10)　委員会は，前号の改善・向上活動が必要と判断した事項について，改善その他必要な措置について担当領域の責任副学長に対して指示する。

(11)　領域の責任副学長は，前号の指示された事項について，改善その他必要な措置を講じ，その対応状況について委員会へ報告する。

(評価結果の公表)

第 3　委員会は，自己点検・評価の結果等については，その性質上開示に適さないものを除き，学内外へ公表する。

(雑則)

第 4　この要項に定めるもののほか，本学の内部質保証に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要項は，令和 6 年 11 月 5 日から施行する。

附　則(令和 7 年 9 月 29 日　岐大要項)

この要項は，令和 7 年 10 月 1 日から実施し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(令和 7 年 12 月 15 日　岐大要項)

この要項は，令和 7 年 12 月 15 日から実施し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

令和 7 年 4 月 1 日現在

| 教育研究上の基本組織 | 教育課程 |
|---|---|
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 |
| 地域科学部 | 地域政策学科 |
| | 地域文化学科 |
| 医学部医学科 | 医学科 |
| 医学部看護学科 | 看護学科 |
| 工学部 | 社会基盤工学科 |
| | 機械工学科 |
| | 化学・生命工学科 |
| | 電気電子・情報工学科 |
| 応用生物科学部 | 応用生命化学科 |
| | 食農生命科学科 |
| | 生物圏環境学科 |
| | 共同獣医学科 |
| 社会システム経営学環 | |
| 教育学研究科 | 教職実践開発専攻 |
| | 教育臨床心理学専攻 |
| 地域科学研究科 | 地域政策専攻 |
| | 地域文化専攻 |
| 医学系研究科医科学専攻 | 医科学専攻 |

| | |
|---|---|
| 医学系研究科医療者教育学専攻 | 医療者教育学専攻 |
| 医学系研究科看護学専攻 | 看護学専攻 |
| 工学研究科 | 工学専攻 |
| | 国際連携統合機械工学専攻 |
| | 国際連携材料科学工学専攻 |
| 自然科学技術研究科 | 生命科学・化学専攻 |
| | 生物生産環境科学専攻 |
| | 環境社会基盤工学専攻 |
| | 物質・ものづくり工学専攻 |
| | 知能理工学専攻 |
| | エネルギー工学専攻 |
| | 国際連携食品科学技術専攻 |
| 共同獣医学研究科 | 共同獣医学専攻 |
| 連合農学研究科 | 生物生産科学専攻 |
| | 生物環境科学専攻 |
| | 生物資源科学専攻 |
| | 国際連携食品科学技術専攻 |
| 連合創薬医療情報研究科 | 創薬科学専攻 |
| | 医療情報学専攻 |
| 社会システム経営学院 | |
| 教育推進・学生支援機構 | 全学共通教育 |